

鷹司祭官長正親町萬里小路兩祭官副長祭官一同は祭官幄舎の前に立ち樂師は道樂萬秋樂を奏す山口諸陵頭戸田式部長官渡邊宮内大臣等又た何づれも幄舎の前に立てり 天皇皇后兩陛下皇太后陛下御名代には便殿を出でさせられ伏見宮貞愛親王微利子殿下其他親王妃王妃各殿下の扈從桂侍從長以下侍從侍從武官一條皇后大夫心得香川皇太后宮大夫高倉柳原兩典侍以下各女官供奉にて第二鳥居内に奉迎遊さる斯て 明治天皇側近奉仕の高等官等は御靈柩を葬場殿に奉安し後列の諸員幄舎の前に起立す次で 天皇 皇后兩陛下 皇太后御名代は便殿に入御伏見宮貞愛親王其他親王同妃王同妃各殿下には御休息所に入らせらる稍ありて伏見宮貞愛親王其他親王同妃王同妃李桐公各殿下幄舎に參進せらるゝや喇叭の號音あり各國元首御名代特派使節を始め參列諸員起立の間に 天皇陛下には幄舎に出御御椅子に著御あらせれ次いで諸員著床し茲に祭儀は執り行はれ始め正親町祭官副長は祭官と共に神饌二十一臺を奠し此間宮内省雅樂部樂長芝葛鎮氏其他樂師廿七

名は嚴かに誄歌を奏す次に正親町祭官副長は祭官と共に幣物を奠す此の間また前の如く誄歌の吹奏あり次に鷹司祭官長御靈柩の御前に進み恭しく祭詞を奏し畢るや 天皇陛下には御靈柩御前に進ませられて恭しく御拜禮あらせられ玉音微かに御誄を奏させ給ふ參列の諸員喇叭の號令と共に起立し肅然として謹聽し奉れば玉音は一字一句毎に莊重なる中に深き御哀愁の御調を帯ばせられ諸員皆滂沱として喪衣の袖に涙を押し拭ふ時に午前零時遙かに般々として弔砲の轟くを聞く 天皇陛下御誄を奏し畢らせ給や一齊に最敬禮を行ひ著床す次に皇后陛下 皇太后陛下御名代の御拜禮あり次で獨逸皇帝御名代ハインリヒ親王殿下初め各國元首御名代殿下及び特派使節伏見宮殿下初め各宮同妃殿下次に大勳位以下各員の拜禮あり畢て正親町祭官副長は祭官と共に幣物御饌を撤す此の間前の如く誄歌を吹奏し幔門を閉づ是にて式了り。 天皇 皇后兩陛下 皇太后陛下御名代は便殿に入御あり次で伏見宮貞愛親王其他親王 同妃王同妃李桐公殿下並びに各國元首御

名代御休憩所に入らせらる此の時参列諸員一同は喇叭の號音と共に起立敬禮し畢つて著床し至重の御儀之れにて全く終りを告げぬ

靈柩車御發軔あらせらる

靈輓は御祭典後葬場殿を出御奏樂の音と共に青山假停車場に備へし七輛編成の靈柩列車に移御あらせ給ふ之より前山縣、大山、松方、井上、徳大寺、東郷等の各大勳位、西園寺首相以下各大臣其他親任官、大臣待遇、親任待遇並に夫人は停車場に參進、南側プラットホームに整列し他は悉く幄舎内にあり次に伏見宮貞愛親王、同妃、閑院宮載仁親王、東伏見宮依仁親王、伏見宮博恭王、同妃、久邇宮邦彦王、同妃、梨本宮守正王、同妃、朝香宮鳩彦王、東久邇宮稔彦王、北白川宮成久王、同妃、竹田宮恒久王、同妃、李垺公等各殿下並に獨逸皇帝御名代、ハインリヒ親王、英國皇帝御名代、コンノート殿下、西班牙皇帝陛下御名代、オルレアン殿下其他の特使等停車場に參進せらるゝや、天皇、皇后兩陛下、皇太后陛下御名代停

車場に出御あり靈柩は輻車より鐵道院奏任官中より選拔せられたるものが潔齋し衣冠佩劍の裝束にて手押軍に載せ參らせ靈柩道の屈折點に据付けられし軍輦方向轉換臺にて御靈柩の居置を正し奉りたる上徐ろに靈柩列車へ移御せらる此時、天皇、皇后兩陛下、皇太后陛下御名代を始め奉り伏見宮貞愛親王、其他親王、同妃、王、同妃、李垺公殿下並に各國元首御名代等北側プラットホームに立たせられ南側プラットホームに參進の山縣大勳位以下諸員は其の位置にて他の参列員は幄舎内にあり起立す二時十五分一聲の汽笛は高く長鳴して御靈柩車は將に停車場を出でんとす、天皇、皇后兩陛下、皇太后陛下御名代には各宮殿下より三步御前に進ませられ最敬禮を施され永劫の御訣別あらせ給ふ御靈柩車の影やがて遙かの森の間に隠るゝまで御見送りあらせられ兩陛下及び御名代妃殿下は共に御兩眼を霑し給へるまゝ相對させ給ひて霎時は無言の儘佇ませ給ふ御慈悲の御有様さもあらめと拜察されて畏こしとも畏こし折しも夜沈々として青山原頭亂蛩、獨り草底に鳴くの

み各宮殿下を仰げば之れ又御腫には御一樣に露の宿るを拜しまつりき斯く
てあらせらる可きにあらねば 兩陛下及皇太后陛下德名代には一先づ便殿
に入らせられ御少憩後 天皇皇后兩陛下は青山離宮へ還幸 皇太后陛下御
名代は宮城へ還御遊ばされ各御名代の宮にも夫々御旅館へ御還り相成りた
り

列車新宿驛に入る

青山停車場を發したる靈柩列車は豫定の如く十四日午前二時九分新宿驛
に到着せり是より前同驛にては十三日午前十時を以て一般公衆の入場を謝
絶し近衛第一聯隊より派遣せられたる三上大尉の率ゆる救護隊八十名武装
嚴めしく驛の内外を警戒しプラットホームには東部中部兩鐵道管理局附
近各驛員を始豊多摩郡役所員新宿千駄ヶ谷世々幡大久保町村吏員學校職員
銀行會社運送業者五百餘名同驛構内官舎前の廣場には鐵道係員家族團體

約千名所狭き迄に居並び列車の到着を御待受け申上ぐ聽て定刻夜陰を破つ
て一聲の汽笛と共に列車は徐々として同驛構内に進入するや一同最敬禮を
行ひ默悼の涙を垂れたり斯くて午前二時十六分と云ふに迄るが如く同驛を
發車し再び一同最敬禮を行ひ御名残を惜みたり

品川驛御通過

青山葬場殿の御式を濟せ給ひし 明治天皇の御尊骸は萬籟寂として聲な
き夜半品川驛を御通過あらせ給ふ之れより先品川驛に於いては靈柩を奉送
せんが爲め附近を清掃し構内には車輛だに留めず線路に面したる八ッ山の
道路には新に柵を廻らし芝區民より捧げし奉送の提灯を建て連ね品川八ッ
山間の陸橋は御通御前卅分往來を禁じ靜肅に奉送の準備怠り無くホームに
は東京市長各區長及び市會議長代理其他芝區品川町等の有資格者參集靜肅
に靈柩列車の到着を待つ聽て午前二時四十二分靈柩列車八ッ山下に現はれ

たるより人皆襟を正す間に漆黒に塗れる米國式六千四百十九號機關車は喪旗を掲げ靈柩車以下一輛の列車を導きて轍の音も輕やかに靜々と構内に入り上り本線に入りて停まる應て品川驛北線に待ち居たる英國式大型八千七百三號の機關車は喪装を施して本線に入り今しも停車したる靈柩列車の先頭に連絡し新宿より來りし機關車を解除し靈柩列車は全く正しき位置に復して出發の準備全く成れり此の間時を費す八分斯くて愈々二時五十分となるや笛聲悲しく闇を破りて各員最敬禮の裡に列車は徐々にホームを離れ重き響きを殘して次第々々に闇に消えぬ

品川灣頭の弔砲

御靈輦奉送の爲め豫て品川沖に集合せる第一艦隊は當日午後八時南方第二位に假泊せる旗艦河内先づ弔砲第一發を放ち敷島三笠伊吹香取安藝順次之に亞ぎ分時砲 各六十發宛を放つ砲聲殷々品川灣の闇を劈き暗愁更に深

きを覺えしめたるが應て十一時に至れば附屬驅逐隊並に海防艦滿洲は第十六第十七第一第七第九の順序に依て是れ亦た齊發分時弔砲六十發宛を打ち初め艦隊の砲聲と合して殷々天に轟き閃光燦たり斯て御靈柩車の品川を御通過あらせられし後五時に至て漸く砲聲を收めたり尙十一時には各艦共甲板上に遙拜式を行ひ准士官以上並に下士卒帶動者參列哀の極を奏せる外各個發砲に先ち夫々遙拜式を行ひて敬弔の誠意を表せり

奉送者六十餘萬人

二重橋外より青山に至る間に於ける陸海軍々人學校生徒諸團體其他奉送者の模様を見るに二重橋より馬場先門に至る左側には騎兵第一旅團司令部騎兵第十三聯隊同第十四聯隊右側には野砲兵第一旅團第十三聯隊同第十四聯隊堵列し又東京帝國大學始め官公私各專門學校並に中學生女子高等師範女子大學其他各女學校の生徒整列し學生のみにても優に五萬人を算し馬場

先門より日比谷公園を経て青山に至る一帯には大略左の順序塔靈奉送せり

御大葬後の祭典

- ▲十四日以後宮中及び桃山御陵所に於ける御祭典日割左の如し
- ▲十四日午後十分桃山假停車場御著輜
- ▲十五日御埋棺式
- ▲十六日午前八時斂葬翌日權殿祭の儀
- ▲十六日午前八時斂葬翌日山陵祭の儀
- ▲權殿(相の間)日供式 九月十四日より大正二年七月廿九日迄毎日
- ▲山陵日供式 九月十八日より大正二年七月廿九日迄
- ▲十七日權殿五十日祭
- ▲十七日山陵五十日祭
- ▲廿一日午前八時倚廬殿渡御式

哀し、樂の音

御道筋を抱いて群衆は犇々とつめかけてゐる。視線の限りは唯黒の一色である。黒い塊がモク／＼と波打つやうに動いてゐる。進むのでもなく、退くのでもなく、唯畔めくやうに動いてゐるのであつた。折り／＼雲間を漏れ出づる暮れ近い太陽は今日を限り吾等の世界を別れ去るもののやうに、テラ／＼と力弱い光を注ぎ落してゐる。光は立並べる洋館の鼠色の壁を迂り、傍げに群集の上を流れた。日比谷圖書館脇の柳並木は物に怯えたやうに葉末の搖ぎを小さく刻んで静やかに降つてくる黄昏の色に包まれて行くのであつた

何かしら大きな力の——目には見えない大きな力の薄紅を吹き込んだやうな空にも犇めく、群集の密やかな動鳴きにも深く／＼滲み入つてゐるが、誰れにも感じられるのであつた。其力は人の心の浮き足になるのを刻々とし

めやかに引き締めて行くのである。蒼い黄昏の中に染みていく薄紫のアー
ク燈の光りの裏悲しい色が喘ぐやうに瞬く度び群集の心は言ひ知れぬ寂び
しい力を感じて涙ぐまるゝのであつた

哀しい秋の日は慙うして夜となつた。第一の吊砲が限りもなく高い空に
力ない響きを傳へた時、此所では先頭の兵士が弔旗を捧げて行く恭しい姿を
見送つたのであつた

森然として胸の底へ撒してゆく薄ら淋しい心持が四邊を罩めた。遠い
浪の音をきくやうな群集の響きはサラ／＼と拭はれるやうに消えてゆ
く。空には星がチラ／＼と涙に濡れた瞳のやうな瞬きを見せ、地をば病める
人の息のやうな細い風が何所からともなく吹いてゐた

宛然空虚のやうな惱ましい世界を音もなく葬列がゆく。黙々と唯人の影
が列なつていくのである。時々チャ／＼と水のやうなアーク燈の光が軍
帽の庇を流れたり海軍士官の肩章の金モールに吸ひついたりするが、夫れも

偏へに幻のやうに見えては幻のやうに消えてゆくのであつた。ラツパの吹
奏も去り、軍樂隊の吐き嘆くやうな奏樂も過ぎて白旗黄旗が白衣の仕人にさ
げられタラリと垂れ落ちたまゝに中空を浮いてゆくと、間もなく樂師の奏
する笙鼓の響きがしめやかに群集の心に喰ひ入つてゐるのであつた

感情を極度に煽りたてられた群集は、幾程もなく異様な物の響に胸を掻き
亂された苦しげに喘ぎ泣くやうな其響きは低い音節を刻んでノロリ／＼と
近づいてくるのだつた。と柏手打つ音がパチ／＼と下から上へ押しよせる
やうに流れてくる

靈輦……群集は強い力に打ち伏せられたやうに首垂れたのであつた

牛の歩みにつれて、靈柩の金具がチャチャと言ひやうもない寂びしさに光
る。喘ぎ泣くやうな音節が、いと静かについでいく……。今まし、比ひもな
い大き御靈は吾等の世を去つて行かれるのである。遠く、遠く……。償ひがた
き悲哀を吾等の上にのこして歸りまさぬ御旅路にのぼらるゝのである。笙

鼓の音の細やかに彼方へ消えゆくにつれて、喘ぎなく靈車の節調も涸れなく遠つていくのであつた

莊嚴なる大葬儀

風悲み雨咽ふ桃山の夜

御陵御埋柩の式を終る

御着の前

大喪儀は進んで桃山御陵に御埋柩あるべき十四日となりぬ、朝來好晴なりしも十時頃より愁雲御陵の上を蔽ひ、正午を過ぎて細々として雨下る、奉迎の人は既に拂曉より集まり汽車にて運ばれし人午後四時迄に七千六百人、電車にて來りし者午後二時迄に六万人、後より來りし者亦夥し、中に廣島縣より來りし小學生の一團五百五十餘名あり、伏見停車場附近に整列す、九州朝鮮より遙々來りしもあり、小高き孝明天皇御陵の構外には廣場あれども入る事を禁

じたるが、停車場附近に溢れし人何時となく集まつて數千人となり、御陵番も制し兼ねて黙過の止むなきに至る、午後には堵列の軍隊相踵で來り、御陵道兩側、犬走りを後にして第十六師團の各隊、大阪灣淀泊宗谷吾妻兩艦より撰抜の水兵二百六十餘名、在郷軍人團等整列す、御陵道近くには大阪京都の二府及附近五縣の代表者、愛國婦人會赤十字社看護婦會員等なり、二時十分御先着の皇后御名代閑院宮妃殿下、桃山驛に入らせ給ふ、京都よりは賀陽宮大妃殿下の御成あり、先帝奉仕の京都在住命婦梨野木房榮、權命婦松井好子、同錦織隆子(五十)が黒の袴、柑子色の袴して來りしは最も目を惹けり、愆くて午後四時四十分第一供奉列車到着し、東郷大勳位總代、大島上村陸海軍兩大將總代、芳川親任官總代、土方大臣待遇總代、山中第十六師團長、三須舞鶴鎮守府司令長官、徳川大岡貴衆兩院議長、大喪使事務官及び書記官、祭官、俗人以下順を追うて下車し、一先づ停車場内御陵道前廣場寄休所に入る

靈 柩 の 着 御

午後四時四十分一發の弔禮砲あり、停車場構内には設けの大篝火々と輝けり、靈柩車御着の時近きて人々稍や混雜の態を示せるも直ちに靜肅に返る、當日の光譽と責任とを擔へる藤田桃山驛長は沈着なる態度を以て各係員を指揮し、南面ブラットフォームに直立して遙かに御車の到るを凝視せり、五時十分、暮雲低き時、輻輳の響き陰に地軸に轟きつゝ、我が明治天皇の靈柩車徐ろに構内に着御あらせらる、陪乗の供奉員先づ下降し、今上御名代閑院宮殿下並に伏見大喪使總裁宮殿下以下總員車室を出てフォームの北側に整列さる、兩宮殿下には假停車場の北方にしつらへたる御休憩所に入せられ供奉員一同亦所定の控所に入り、幄舎前に臚列せる奉迎者亦最敬禮を爲して終始靜肅を保ちつゝ、各休所に復席し、靈柩御發轅を待奉る、構外の奉迎者は首を低れ、合掌して念佛唱名するあり、感極はまつて嗚咽するあり、何れも奉迎謹慎の意を表

すると共に雨の中を次第に散す時を隔つこと約二十五分、第二供奉列車到着し、便乗の諸員は假停車場前兩簿内奉送者休所に入る、十三日夜、青山葬場殿の御儀以來殆んど一睡をも取り能はざりし供奉員の面には少なからぬ疲勞の態を見受けたるも痛し

奉 遷 し 終 る

此時二隊の作業員は靈柩奉安の列車前後より進みて連鎖を解き放つ、驛長は一層謹嚴の態度を示して合圖を爲し、列車は滑かに前後共約一間を隔離し、枕木によりて靈柩車の固着さるゝや、鐵道院副總裁代理の大命を拜したる長谷川西部管理局長は鞠躬如として車前に進み、一拜頭を垂れて御扉に双手を懸け、兩側に起てる係官恭しく引手を執り、謹みて左右に開きて以下豫習の如く、御假屋内の御幔開かれ、輕運車靈柩車前に向ひ、靈柩は音をも立てずスル／＼と廻轉臺に移御せられ、輕運車再び逆行して、慈華蓋の轅の間に入り、岩倉近藤

其他の大喪使事務官奉仕し仕人を指揮して奉遷し終る。此間約四十分四邊漸く黄昏新たに設備されたる電燈煌々の光を放ち警蹕の聲洩るゝの外廣き構内は極めて静寂なりき

葱華輦進む

靈衫葱華輦に奉安されし時既に六時なり雨益す烈しき内に大善の火は松明に點せらる、十五分を過ぎて塔列隊喇叭手は哀の極を吹奏して御出發の時を示しぬ、百五名の八瀬童子控所より出づ、椽色の布衫に烏帽子を頂き歩み正しく御假屋に進み兩側に候す、準備整へりとして事務官總裁宮殿下に言上すれば、宮は御名代の宮殿下に言上したまふ、鹵簿内に入るべき人々、奉送者一同幔門前廣場に整列して遙に御假屋を奉拜すれば、此間に黒き御幔は音なく除かれ、八瀬童子は戸田南條兩書記官の監督、岩松堀内村長の指揮にて恭しく御輦の轅に肩を入る六時三十分警蹕清く嚴かに諸員一齊に禮拜の裡に御輦は高

く捧げられ鹵簿の先頭肅々として御陵所に向ふ鹵簿列次は既記せし如く藤崎京都府警視警部を従へて先驅し奉り衣冠單帶劔の岩倉公に次いで日月の幔旛靜かに電燈の光りを宿して搖れ、御箭櫃御弓櫃、御饌、御床等は御紋章附柑子色桐油の覆をかけられ御治定の如く續き、松明の灯影に祭官見え、萬里小路祭官副長見え、鷹司祭官長見ゆ、衣冠火の影に參差し、神々しさ云はん方なし、親任官はすべて差掛傘を用ふ、奏任官以上は手傘を許されたと多くは携ふのみにて翳さず、武官中にも外套を用ひしは僅に二人のみ、舍人仕人には市女笠配られたれど是れも手に携ふのみ、御列は雨中を濡れそぼちつゝ進む、芝樂長は衣冠正しく鈍色布衣の姿せる六名の樂師を従へて進み、道樂、万秋樂を奏す、三管三鼓の音柔かく和して樂に蕭殺たる聲あり、御陵の樹々は前路に黒めり、靈域寂として、鹵簿の人々の歩める音と衣の音のみ微かに牙え、奉送者の頭自づと下り涙自づから落つ、御輦前には山口諸陵頭、伊藤式部次長、河村宮内次官あり、共に桐杖を執る、左側には日野西北條、米田の各侍従と、白井、高橋、伊藤の

三陸軍少將宮本陸軍中將あり、右側には清水谷、日根野、東園の各侍従と有馬、川島、兩海軍少將、兩齋藤海軍中將と扈從し奉る。後に侍從職幹事代九條公、中村武官長等從ひまゐらす。御名代宮殿下には正装に喪章を附し御附武官を從へ濡れつゝ歩ませ給ふ。總裁宮殿下には衣冠單帶劔に素服の御姿にて左手に桐杖をとらせらる。差掛傘の下に藁沓の御運び、伏目勝の御有様。此一時に御齡俄かに増させ給ふかと拜せらる。續づいて依仁親王殿下、其の他の各皇族殿下おはす。李王御名代李塀公には正装に喪章を附して續かる。天皇御親戚華族總代としては二條公從ひ、青山にて扈從し得ざりし岡侍醫頭を初め侍醫等も頭を垂れて從ひまゐらす。東郷大勳位總代以下の各總代順次に扈從して最後の人停車場を放れしは七時、先頭の人總門に入りしは同三十分、御列悉く御陵道幔門を入りしは七時過ぐる事四十分、御側は青山の夫れよりも人數少なけれども猶延長三町に亘る。

御埋柩式

幽篋しめやかに幔門を入り終れる頃は日全く暮れたり、扈從者の恐音微かに御道筋左右の竹林の風に紛れ入つて後は兩側三十間毎の四百燭の電燈、五十燭電燈入りの御紋章付白提燈、御道筋に從つて速り彎曲して輝けど境幽なれば闇は光を薄て風雨兩側の鯨幕を漂はす、仰げば御陸奥深く、尊き音と光と漏る。此時葬場殿前の廣場には十基の白熱燈燦爛と輝き篝火盛んに炎を吐く奉送諸員は列を離れて廣場に並び、葱華輦は幄舎前を過ぎて神門の上玉垣内なる一段高き御拜所の奥なる祭場殿に入り給ふ。是より前御先着の皇后御名代殿下、皇太后御名代東伏見宮妃殿下には洋装の御喪服を召されて奉迎し、天皇御名代宮大喪使總裁宮は葬場殿に入らせらる。聽て靈愁は大床子に奉移され、御幔閉ぐ、御名代宮殿下其他は御休所に退下あり、山を削り、谷を埋めし靈域に夜は次第に更けて樹梢の風雨聲に和し、悲愁の氣全山に滿つ暫くして靈柩

は山上の御須家に奉移されんとし御輦は再び八瀬童子の肩によりて廣場南門傍御輦車に入御の上御輦より輕運車に奉移さる直徑一寸五分の鋼索は滑らかに輕運車を曳きて百二十尺の傾斜面を丘上御須家に奉揚し終つて御扉固く閉づ續いて片山内匠頭山本技師等は鈍色雜色の職工八十名の人々を指揮して靈柩を輕運車臺より御寶穴上に架したる檜木材の中央に移乗し轆階より吊りたる鋼索にて掲揚し參らせ山本技師の無言の合圖と共に徐ろに御寶穴の底深く卸して御石槨に奉斂す奉仕の人々黙して語らず淡き燈光の下に敏捷に手を働かせ石槨木槨の間には石灰を填め更に其周圍に木炭を收め一枚千貫の重量ある御蓋石五枚及び別に二枚の御墓石を上を蔽ひまゐらす總裁宮殿下御筆の「伏見桃山陵」と記せる御陵誌の御蓋石は中央にあり東方に向つて蔽はる惣くて御蓋石の上は混凝土にて堅め四隅に填輪を樹て終るや内匠頭は總裁宮殿下に言上し宮は更に御名代宮殿下に言上あり兩殿下を初め各皇族御一行は間道より御須家に上らせられ總裁宮殿下先づ長柄の鎌を

執らせて「お清め土」の御式殿かに且つしめやかに行はせらる各殿下にも順次に行はせられ終つて高さ三尺の盛土あり上に白川産粒選りの小砂利を饅頭形に蔽ひ奉る

御儀終る

夜は愈よ更けて雨は益す降りまさる惣かる間に御須家内及葬場殿の御飾りを終へ殿の東西には白木造りの燈籠二基を樹て、燭火を點じ、斂葬の手順全く畢れば既に午前二時頃にて山嵐燈を吹き曉寒肌に迫る此間天幕内の休所にありし供奉及奉送の諸員は御夜食を給はる間もなく御埋柩終了の報告傳へられて諸員直に御拜所兩側の大帳舎に參進すれば御名代宮殿下は各皇族を従へて諸員起立の裡に御參進あらせらる此時御須家の御扉は左右に開かれ祭官等五臺の御供を奠し御名代宮殿下には陛下の御代拜を行はせられたる後御告文を奏し奉る朗かなる御聲四邊に徹して莊嚴限りなく夜陰の靈

域自づと訝するかと疑はる。次で皇后皇太后陛下御名代、各皇族諸員等順次參進して禮拜し、當夜の御儀滞なく濟み、奇しき大御靈は長にこゝに止まらせ給へるなり、御名代宮初め各殿下の長途連夜の御疲勞、夫れよりも深き御名残りほど推しまつるも畏し、式後各殿下には御休所に宛てられたる片岡別邸に成らせられ、諸員は帷舎裏手より順次退下し、各定められたる宿舎につき祭官は各員退下後御儀を撤し、大喪使事務官奉仕して御須家の御扉を閉ぢまらせ、式後の御陵には近衛師團より選抜派遣せる百二十名の衛兵によりて嚴重に警戒さる。猶停車場附近の奉送迎の民衆は七時半頃より次第に散じ去りしが、限りある電車、汽車にては其悉くを運び去るべくもあらず、多くは伏見の町に宿りたる爲め、各旅舎は二疊に三人宛の客を收容する程なりしも、猶宿るを得ぬ者夥しく、劇場大手座の如きは表土間悉く人をもて満されたり。

森嚴莊重なる御埋棺式

宮殿下御清土を奉り奉る

見渡せば三千二百坪の大廣庭園らすに色鮮かなる鯨幕を以つてし、燎火各所に輝く。明治天皇の御靈柩を奉安しまつる御陵は其の北方こんもり繁れる丘陵の上に渡らせらる。轡門を入りて恐るゝ、其の左を拜するに千歳の老松おひ繁れる御陵丘の頂きには點々數基の電燈光淡くあたりを照らし、其中央南面して建てる延曆式檜皮葺の御須屋より御燈光々として輝く高さ百三十尺の傾斜鐵路は右の御須屋より御陵前に設らへたる祭場殿に直下し、振り結構なる赤松の四五本が其の半服鐵路の兩側より打ち重なりて翠りの色を投げかけ、神々しさ云ふ許りなし。御陵前には右に祭場殿を始めとして右左の御帷舎奉拜所、御玉垣、御手洗所、何れも素木の香りあたりを拂つて、御燈の光晝をあざむき、第一第二の御階段を越て天を摩する大鳥居儼然として建つ。御輦は其れより御陵の正門第一第二の御階段を登りて、祭場殿に著御せらる時

に七時卅五分更に午後八時卅五分には御輦を御須屋に奉安す漏れ承はる處に依れば御靈柩は其より傾斜鐵道の輕運臺に遷され懸がて御靈柩は四人の仕人打ち添ひ引揚ぐる輕輦の軋り哀しくスルと御陵丘高く進ませられ
て程なく頂上に駐まり給ふや鐵道院の梶田技手怖るゝ進んで御靈柩を御陵上の平地軌道の臺車に移御し警櫃の聲幾度か起りて御靈柩は午後八時卅五分山口事務官の開扉する御須屋の内深く進ませられて御墳穴の上に奉安せらる斯くて御須屋の棟木に車を附けて吊り下げられたる麻繩にて御靈柩を結び所謂ワロップの仕掛けにて一尺が程御引き上げ參らせたる際御墳穴の御横木を撤し九時十九分御靈柩を徐々と御墳穴内に斂め奉り山口事務官監視の下に直に御埋棺に移り先づ御靈柩の周圍に石灰を斂めまゐらせ御槨の中蓋を除きて松脂を流し込み其れより御槨の外蓋をおさめて御石槨内に木炭を充填し其れより山本技師は御物を御槨蓋城に奉安し豫て御槨内に重ねまつれる御蓋石も順次ワイロップを使用して据ゑ附け御還奉安の御

役之れにて一先づ終りを告げたるより是れ迄御用を勤めまゐらせし關係者一同御墳穴内より退去次で厚さ二尺のコンクリートを布き埴輪御陵誌を納めそれより休見大喪使總裁宮殿下には山口片山兩事務官の御先導にて御陵丘に御登り遊ばし長柄の御鋤をもつて御清土を一振り御墳穴内に斂め續いて閑院宮殿下を始め奉り各御名代宮殿下代るゝ同じ清土を御納め給ひ續いて諸員盛土をなしかくて御埋棺の御儀は御恙なく終らせられ鷹司祭官長の祭文に次で閑院御名代宮殿下の御告文ありて天翔ります 明治天皇の御靈骸は長へに松青き桃山の御陵に眠らせられたるぞ哀き。

東より西へ

莊嚴極まりなき青山祭場殿の御式を終へて午前一時頃より御尊骸を靈柩列車に奉安し 兩陛下を始め奉り英獨西各御名代殿下佛米其他の特使御奉送の裡に午前二時靈柩列車は御名代宮總裁宮の兩殿下を寶輦の前車には大

葬使事務官其他を後車に乗せ幽けき亡りの音を殘して徐々都を後に御發轍
あらせらる斯かるべしとは期しながら最後の御別れの悲しき痛ましさに通
御の各驛附近には永への御名残を惜み奉る奉送者堵を爲して深夜をも厭は
ず最も静肅に奉送したり闇を行く御列車が國府津に近づくと頃には夜はほの
くくと明け初めて岸打つ波の聲々と朝鳥の聲に和して響くも浦悲しく山北
御殿場と過ぎ行けば箱根の風光窓前に迫り朝陽に映ゆる幽邃の山水常なら
ば殿下の御徒然をも慰め奉るべきも峯の松風音を吞みて谷行く水も唧々と
聲を偲べる風情只寂しく哀れなり沼津驛よりは沿道の奉送更に盛を増して
堤防野道扱は田中河原の嫌ひなく或は蓆を用意し割籠を携へて次より次に
整列し蜿蜒たる人堤は遠く西京都驛に至るまで殆んど途絶ゆる隙間もなく
御列車の過ぐる毎に老幼婦女何れも地に伏して泣ながら禮拜し居たり兩殿
下には前夜來一睡も遊ばされず是等の臣子の赤誠に對して御感一方ならず
「あはれ赤子の誠意は記し置きて陛下に奏上し奉れ」との有難き御詔あり

係員は更に先年歐米諸國民との實例に比して我國民の謹慎自制の誠意深き
を感じ殊に各宮殿下の厚き御心の有難きに恐れ畏み終始庶民の狀況を詳記
したりとなん。

悲雨蕭々桃陵の秋

靈柩車御著

御陵御立關たる桃山驛頭より御陵道廣場には陸海軍人の堵列さては奉迎
者の臚列式の如く整ひて滿目の風物寂として宛ら水打ちたらんが如し午後
一時頃より天曇りて悲雨蕭々として降り來り哀愁の念に堪へざらしむ午後
四時十五分軌道の響き高く指導單行機關車先づ入り來れるスツこそ御著間
もあらじと待ち奉る程に同じ四時四十五分と云ふに第一供奉列車は緩く鐵
路を迂つて西側第二引込線に停まれり高位高官しめやかに第二ブラットホ
ームに降り立ちて己がじ、所定の奉迎場に著き終れる頃早くも時は移りて

愈々午後五時となれり、腰鞭の餘響徐ろに地を撼かして奉迎の百官有司眸を上る時限り無き悲痛の思を載せたる靈柩列車は近く滿場最敬禮の裡に偉靈あるもの、如く現はれたり之より先き御先著なる東伏見宮久邇宮、梨本宮、東久邇宮、竹田宮、北白川宮諸殿下には御一様に御正装に喪章を著せ給ひブラットホームに整列して、恭しく御奉迎あり、今更に壓する如き御靈柩車の御前にて立は皆悲痛の思ひ偃きあへず、滿場唯肅として涙に咽ぶ聲のみぞ高かりきさはれ斯くてあるべきにもあらず、懸がて奉仕の聯結手は鳳輦に近き奉りて、靜に前後の輻車を解き參らする時、御正面御須屋に黒き幔幕を引き奉り中央なる回轉臺はスルスルと鳳輦に近寄りたり、平井鐵院道副總裁御輦の御輦を開き參すると共に御靈柩は最とも安らげく臺車に移され回轉臺は再び徐々と舊の中央に滑りて御靈柩は早くも茲に奉置し奉る黒塗に御簾垂れて鈍色羽二重の御帳かけ參らせたる、葱花輦の長轡の間に安置さる此時しも椽色の布衫に縵ある細纓の冠著け鈍色の補襦かけたる一様の八瀬童子は徐か

に御網曳き參らせ御靈柩は更に輦臺に遷らせ給ふ此間實に四十分轍に響きを發せず、滿場に隻語を聞ず、滿山亦聲を呑んで風さへも音を忍びたれば、靜謐の天地は森嚴愈が上にも人に迫りて神々しき靈場の御有様、只涙のみぞ下りたり、懸て御梓御家根、横棟、縦棟の御取付け、滞りなく奉仕すれば、警蹕の聲と共に葱花輦は八瀬童子が肩に昇き奉りて、早や御須屋を外の方に現はれさせ給ふ畏けれども、拜し奉れば、黒幕哀しげに垂れ罩めたる驛頭構内さては、帷舎より御道筋兩側に點じ列ねたる無数の電光は雨の中に煌々たる光りを増して、御紋章を染めたる白張臺提灯さては、松明の輝きとも、もに廣き天地をしめやかなる光明世界と化しつ布き詰めたる玉砂利は白く清らかに照り映えたり、御柱の間に裝たる黒白の御幕、矢來に結び繞らしたる段々の帷舎、幕は眼の限り白張御提灯と相映じて、鮮かなるさへあるに、金銀の長旛長く哀しく垂れて、御飾りの御鏡、神々しく日光にきらめき花環の御柳、緑の色一入深く拜さる此間を儀仗兵前驅に續いて、鼓鉦御弓矢御楯御梓、日月の錦旗御弓矢、箭櫃大真榊御

儀櫃等は御松明に前後を照らさせつゝ、御陵道を進めば程經て祭官副長萬里小路伯續いて祭官長鷹司公同じく衣冠單に劍を帯び山口諸陵頭伊藤式部次官河村宮内次官同じく衣冠單に帶劍し左手に桐杖を執つて御先を承はる

天地亦哭す

午後六時半御輦今御須屋を離れさせ給ふ折しも打ち續ける弔砲は静寂たる天地に轟き渡りて餘韻また笈に残れる時裂帛の如き哀音何處よりか響き聞えて啾々の悲調人の肺腑を抉ぐれり續いて道樂萬秋樂は吹奏され堵列兵の吹奏哀の極は響き渡り殷々たる弔砲は三度轟けり奉送の赤子仰ぎ奉らん者さへなく雨に濡れながら頸を垂れて拜禮するのみ噫何時の世か此の哀絶悲絶に譬へ參らすべきものかあらむ御輦には侍側の百官に次で御名代の宮殿下には正装にて御列に立たせられ中間餘を隔て、大葬使總裁宮殿下には衣冠帶劍の御扮装に桐杖を携へさせ給ひ朱傘を掲げさせて従ひ給ふ更らに數

歩を隔てて東伏見宮久邇宮梨本宮東久邇宮北白川宮竹田宮諸殿下御二方づゝ御並行にて御參列あらせ給ふ畏けれども御長途の御旅路さへあるに御哀痛に御面の窶さへ伺ひ參らせて御痛々しき御有様更に、涙なり雲の如き扈隨の百官亦愁色面に溢て一人の頭を俛れざるはなく婆娑たる夜の幕は暗く深く御陵の彼方を包む

御 行 列

假停車場より第一御門に到る道の兩側には白黒段々の鯨幕を引き廻はして新竹の埒を結はへ埒内雲と集ふ有位有勳者今日ばかりは一語を發するものもなく最としめやかに御見送りし奉る中に舊女官平松好子錦織隆子梨木房子の三女舊女官代表者として彌襟袴の装ひにて參列せるは人目を惹きたり仰ぎ見奉れば御行列の先頭警部二名に續いて京都府警務長藤崎虎治氏正服喪章の扮装にて御先導の御役を勤め其れに引續き鼓鉦鷹弓楯棒等豫て御定

め遊ばされて御順序滞ほりなく懸がて神々しき葱華の御輦は八潮童子百四名に依つて奉昇せられ静々と白砂を刻んで進ませられ一步を進ませらるゝ毎に起る御輦の御軋り云ふ可らざる哀音を傳へ奉送の人皆な面を掩うて泣かざるはなかりき御輦に續いて、天皇陛下の御名代閑院宮殿下には御正装に御喪章の御姿更らに續いて伏見大葬使總裁宮殿下には衣冠單に御劍を佩かせ給ひ御素服を軽く御身に加へて左手に桐杖を執りつゝ従はせられ稍々離れて梨本宮殿下には東久邇宮殿下と北白川宮殿下には竹田宮殿下と御同列となり李塀公殿下御一人其御後に従まつりて御列はカーブして早や第一御門を過ぎ道幅六間の御陵道を一直線に進御せらる御陵道兩側には春日燈籠型白抜御紋章入りの高張提灯幾百個ヅラリと並び其の間に白樺色のリボンと神鏡を以て飾られたる大小の旗竿天高く聳え其の頂きより四百燭光のメタリック燈大地を照して神々しき譬ふるに物なし御輦は此の間を静々と進御遊ばされ今や二府五縣の代表拜觀席前を通御し給ふや「シー」と云ふ警蹕

の聲再び起りて奉昇の輿丁は環の解るがやうにスル／＼と肩を替へ御輦は次第々々に奥深く進んで懸がて幔門を通御し御陵前の大廣庭に達せらる沿道兩側に塔列せる儀仗隊の哀の極の吹奏人の心をそつて哀しさ又た一入なりき

九月の悲雨天地闇し

斂葬の御儀

八時三十分御靈柩は山上齋場殿の大床子の上に安置せられ續いて御葬列兩簿に従ひたる大眞榊並に十餘流の御旗御弓御箭御鉾を齋場殿前に安置し奉れば供奉し参らせたる御名代宮殿下皇后御名代宮殿下皇太后御名代宮殿下を始め東伏見北白川竹田久邇東久邇梨本の各宮殿下も山上の御休憩所に御退下あり其他の諸官も全部御埋棺式に關與する諸員のみを残して退下す此時や般ふとして響渡りたる百一發の弔砲も全く絶え悲しき哀の極の樂も歌

みて雨聲虫聲いよ／＼人の腸を断つ懸て御葬場殿内黒色の幔幕を垂れたる中にては葱華輦の靈柩を大床子に移御し奉り更に靈柩は傾斜鐵道の御臺車に奉遷し二條の綱を懸け奉りて御臺車の儘水平を保ちて御墳穴上の御須屋前なる平地軌道上の臺車に移し參らせ更に御須屋前平地軌道の中央に臺車を進めつ靈柩に力綱を掛けて巻揚機を運轉せしめ靈柩を軌道より離し參らす時に九時十九分山本技手及梶田技手は幅十九尺長さ十五尺深二十尺の御墳穴内に入り次に臺車を御須屋の外に還し奉りて御墳穴上の鐵路を撤却し續いて傾車軌道左右の足代を撤去し其跡に山芝を打敷き次ぎに御靈柩を御柩内の御枕石に奉安し次に御靈柩の周圍に白木綿の袋に各一樹宛の石灰を詰めたるもの約廿石を填め次に御柩内の中蓋を閉ち松脂を流し込みて密封し更に清淨なる熊野炭を御石柩内に填充す是等の御儀は總て梶田林雨技手等奉仕す茲に於て山本技師は先帝名殘の御物を御柩蓋上に奉安して御墳穴内を退く時しも夜は全く開けて満山只雨聲の蕭條たる響と煌々たる蟋蟀の聲

を聞くのみなりき而して是等御埋棺の御儀は大喪使事務官山口諸陵頭片山内匠頭監督の下に奉仕して一々大喪使總裁宮殿下の御裁可を得て最と嚴肅に執り行はれたり是より豫て傍に備へありたる七枚の御蓋石を北より南に向ひて順次に据付く其の中央なる御蓋石こそ大喪使總裁宮殿下の御筆染になる御陵名を謹刻せるもの御陵名を裏にし東方を頭にして据附く續いて岡本技手前田山口小寺水口種山の各場所附屬等は混凝土を二尺の厚さに填充し同時に御石柩の四隅に鎌倉時代の甲冑を具したる四箇の埴輪を外面向けて填護す續いて長さ三尺五寸厚さ七寸幅二尺三寸御影石六方磨きにて伏見桃山陵と現はしたる御陵誌磐と同寸法の石とを陵名を内面にして合せ之れを銅線にて結び是亦東を頭にして安置し奉る右据ゑ終るや御名代宮殿下には雨に打たせられつゝ頸を低く垂れて御足取も靜かに御休憩所を出させられ御墳穴前に進まれ新に調整せる御鋤を執らせられ御淨土を盛らせらる次に皇后御名代閑院宮妃智恵子殿下皇太后御名代東伏見宮妃周子殿下は御

同様御浄土を盛らせられ續いて大喪使總裁宮殿下、久邇宮東伏見宮梨本宮北白川宮竹田宮の各皇族は順次に御休憩所を出でさせられて御同様の御儀あり右終りて數十名の白丁は御城穴を穿ちし際最下部にありし御浄土十一坪を其上に更に最上部に白河産の微細なる砂利を撒き茲に全く御埋棺式を終らせられ再び御須屋の御床板を張り内には鹵簿に用ひたる日像束旛月像轟旛大真榭御弓櫃御箭櫃鉦鼓等を安置し茲に於て御須屋の御扉を閉ぢられ御名代宮各皇族御陵前を退出遊ばさる時しも雨に開けたる御陵所の邊り沈々たる夜の暮も何時しか白み初め早十五日の黎明は近き御陵前廣庭の電燈の光も漸く薄らぎ曉鳥何れよりか御陵所の空を掠めて飛び去る今迄御陵工事に従ひ奉りし白丁等も影の消ゆるが如く立ち去り三御名代宮大喪使總裁宮及び各皇族は一旦御須屋を下りりて齋場殿に入らせ給ふと同時に前面東西の春日燈籠は菜種油の火を點するや陸上御須屋の扉は開かれ各祭官は神饌立臺を奠供し鷹司祭官長の祭文ありて次に天皇陛下御名代閑院宮殿下には

式部官の御誘導にて御拜所に進まれ御禮拜ありてしめやかなる御低聲に永遠の御名残なる御告文を奏し給ふ此瞬間の崇嚴哀調實にや現世の御儀に非ず次に皇后御名代宮殿下皇太后御名代宮殿下を始め奉り大喪使總裁宮以下各皇族の御禮拜あり次に鹵簿に供奉せる諸宮の熱誠籠めたる御名残の御儀を撤して御須屋の扉を閉ぢ茲に七千萬同胞の哀悼に哀悼し奉りたる御葬の大儀は全く終りを告げ最惜しき御名残を後にして一同雨の桃山御陵前を下せり嗚呼

先帝御喪儀の詠詞

青山御大葬式場に於て 天皇陛下が靈柩大前に御奏讀あらせ給へる詠並に西園寺首相渡邊宮相の樞詞及び鷹司祭官長の祭詞左の如し

天皇陛下御詠

内閣總理大臣正二位勳一等侯爵西園寺公望泣血頓首謹言ウス
 靈輜殯ヲ啓カセラレ饋奠方ニ陳ス群臣咸集マリ友邦畢ク會シ等ク聖儀ノ
 幽翳ヲ痛ミタテマツル恭ミテ惟ミルニ
 明治天皇叡智神ノ如ク峻徳天ニ伴シ冲齡極ニ登リ武ヲ神皇ノ肇基ニ踵キ
 タマヒ國歩ノ艱難ヲ排シテ維新ノ大業ヲ成シ五條ノ誓文ヲ立テテ百代ノ國
 是ヲ定メタマヒ藩ヲ廢シ縣ヲ置キ制ヲ革メ治ヲ興シ内ハ憲法ヲ擬定シテ軌
 範ヲ不朽ニ垂レ外ハ條約ヲ改訂シテ利權ヲ永遠ニ伸ヘタマヒ法典ヲ修メ産
 業ヲ獎メ兵備ヲ整ヒ文教益振フル常ニ世界ノ平和ニ倦眷シタマヒ殊ニ東洋
 ノ治安ヲ軫念アラセラレ同盟ヲ締ヒ鄰交ヲ敦クシ不運蔚乎トシテ我武維揚
 リ皇猷淵大ニシテ國威愈宣フ盛徳洪業寔ニ前古ヲ曠ウシテ後代ヲ光ラス
 伏シテ願ミレハ御寓四十七年ノ間天行至健ニシテ一日萬機未タ嘗テ逸
 豫シタマハス庶政咸舉リ蒼生永ク頼リ均シク昭代ノ慶福ヲ享ケ舉テ萬壽
 ノ無疆ヲ祝シシニ一朝不豫アラセラレ率士震駭シ天ヲ仰キ地ニ踏シ神トシ

御名(嘉仁)謹テ皇考ノ靈前ニ白ス
 皇考ノ登遐シ給ヒシヨリ夙夜夢寐温睿ヲ護ル能ハス櫬
 宮ニ殯殿ニ奉饌拜參シテ空シク靈前ニ感泣スルコト早
 ヤ已ニ四十餘日今ヤ伏見桃山ニ斂葬セムトシ轎車ヲ送
 リテ此ニ來レリ顧フニ曩ニ皇考ノ病革ルヤ上下憂悞シ
 テ天地ニ祈ルアリ茲ニ其盛儀ヲ行フヤ朝野悲傷シテ已
 マス是レ皆ナ國民忠忱ノ發露スル所ニシテ即チ
 皇考德澤ノ感孚スル所ナリ此ヲ思ヒ彼ヲ念ヒ痛悼ノ情
 倍ス切ナリ嗚呼哀イ哉

西園寺總理大臣

禱ラサルナシ呼嗟蒼生タルモノハ皇穹帖寧レソ弔マサル大駕奄チ登霞シテ
 テ永ク兆民ヲ棄テタマヒ靈柩咫尺ニ在マシテ御容長ヘニ人天ヲ隔ツ龍
 髯ノ攀ツルニ路ナキ。悲ミ鳥號ノ尋ヌルニ地ナキヲ傷ム情塞カリ神逼リ復
 タ言フ所ヲ知ラス伏シテ冀クハ在天ノ聖靈其レ臣等哀哀ノ微忱ヲ感ミ偏
 ニ照鑒ヲ垂レサセタマヘ臣公望茲ニ百僚臣民ニ代リテ泣血頓首謹ミ言ウス

宮内大臣誄

宮内大臣從二位勳一等伯爵臣渡邊千秋謹ミテ
 明治天皇靈輻ノ御前ニ白ス
 天皇登極ノ初メ政統紀ナク國務振ハス人心危懼ヲ抱ケリ而ルニ天皇精ヲ勵
 マシ治ヲ求メ百廢俱ニ舉カル典範ヲ制シテ以テ皇基ヲ鞏クシ勳爵ヲ頒チテ
 以テ功臣ヲ獎メ兵ヲ閱シ方ヲ省ミテ荐ニ巡幸ノ駕ヲ促カシ荒ヲ救ヒ窮ヲ恤
 ミテ屢々内帑ノ金ヲ賜フ紹業ノ徳ハ列聖ニ光カリ垂裕ノ惠ハ後昆ニ垂ル

區寰隆治ヲ頌シ億兆厚澤ヲ謳ヒ聖運ノ旺盛ナル古今其比ヲ見ス臣明ニ大
 臣ノ職ヲ辱フシ
 天威ニ咫尺シテ殊眷ヲ蒙リ玉體ノ剛健ニシテ龍顏ノ常ニ壯ナル欽ミ天
 資ノ聰明ニシテ宸斷ノ流ルルカ如キ萬壽ヲ無疆ニ祝シ寸效ヲ畢生ニ期セシ
 ニ曷ソ圖ランニ豈奄チ虐ヲ爲シ天皇乃チ晏駕セムトハ臣等驚愕痛恨歸然
 トシテ悽塞スルコト茲ニ數十日今ヤ將ニ伏見ノ桃山ニ斂葬セムトシ恭ミテ
 靈輻ヲ護シ以テ大儀ヲ修ム追悼ノ涙止メ難ク敬慕ノ念愈々深シ哀誄ヲ作リ
 以テ聖徳ヲ稱ス情逼リ神悸レテ言ハムト欲スル所ヲ知ラス千秋稽顙謹
 ミテ奏ス

祭官長祭詞

此乃葬場殿爾暫志坐世奉留挂卷母恐伎明治天皇乃大前爾祭官長正二位勳
 三等公爵鷹司熙通恐美恐美母白佐久恐氣禮波大御稜威波天下内外乃國爾

九月十四日青山假停車場より桃山御陵所に御出發あらせられたるれ御靈柩車の編成左の如し

御靈柩列車編成

第一第二供奉列車

| | | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 號七第 (等一) | 號八第 (等二) | 號九第 (等一) | 號十第 (等二) | 號十一第 (等二) | 號十二第 (等二) | 號十三第 (等三) |
|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|

鐵道院職員

〔衣紋方、侍醫寮員、宮内屬、内舍人、仕人、大
裏使書記、大裏使履、常備夫、使丁〕

〔近衛將校、拜診醫、皇族附武官、大裏使事務
官〕

皇族附職員、大裏使書記

〔鐵道院總裁、大裏使事務官、大裏使總裁、天
皇御名代(沿道の知事、警務長及鐵道管理局
長乗組む時は此車室に入る)〕

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 號一第 (等三) | 號二第 (等二) | 號三第 (等二) | 號四第 (等一) | 號五第 (等二) | 號六第 (等一) |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|

靈 柩

〔明治天皇御近奉仕の高等官(沿道の師團長
乗組みの時は此の車室に入る)〕

〔侍從武官府屬、宮内屬、内舍人、舍人、省丁〕

〔明治天皇御親族、華族總代、祭官長、祭官、拜
診醫、近衛將校〕

〔大裏使書記、大裏使履、常備夫、使丁、祭官補
侍醫寮員、衣紋方〕

鐵道院職員

伊照利輝伎渡利千萬乃民草波底邊母知良奴深伎大御惠爾潤比且仰伎奉利尊
 毘奉利萬世母大坐坐左奉事乎能美思懸氣奉利志爾御病爾罹良世給比俄爾昇
 遐坐志加婆國內舉利且驚伎惑比痛美悲美奉利殊爾大宮乃内波晝夜深久歎伎悲
 美給比都都殯宮爾坐世奉利且仕奉良世給比志加吾現世波爲術無氣禮婆今日
 乃此日御喪儀仕奉利且山城國伏見里桃山乃岩根深久藏米奉良志米給波奉止
 須是乎以且今志此乃葬場殿爾坐世奉利且大御親誅毘奉利拜萬世給比禮代乃
 幣帛奉利御食御酒乎始米種種乃物乎置足波志且仕奉良志米給布事乎平良氣
 久安良氣久聞食志且道乃長路恙奈久出立世給倍止白須事乎聞食世止恐美恐
 美母白須

皇族附武官橋本真英
松明 依仁親王
松明 邦彦王

守正王成久王 李堀公
稔彦王恒久王 同 皇族附武官

海河純 同 松野田祐作 李堀公附武官

村岡山 同 同 同 同 同

張寅根 松明 松明 公爵二條基弘(大禮服) 松明

侍醫頭男爵岡玄卿 侍醫高田壽 松明

侍醫 相磯 儀 松明

大裏使事務官野野珠 同平井晴二郎

大裏使事務官男爵波言忠 同片山 東熊

同水野謙太郎 同坂本 則俊

同古賀 康造 同磯野定次郎

同山之内 一夫 同山本直三郎

多田好問 松明 大勳位總代 國務大臣總代

國府種彦 松明 大勳位總代 國務大臣總代

大臣待過總代 陸軍大將總代 海軍大將總代

(以下五列)

親任官總代 親任官待遇 第十六師團長 鎮守

府司令長官 貴族院議長 公 爵 總代

東京在勤の勅任官總代 衆議院議長 京都府下在勤の公爵

宮内勅任官總代 京都府知事 侯 爵

總代 京都府下及隣接府縣下在勤の勅任官

伯子男 各 爵 總代 東京在勤の委任總代

朝鮮 貴族 總代 宮内委任官總代

京都府下在勤の委任官總代 京都府會議長

京都府下在勤の委任官總代 京都府會議長

京都府下在勤の委任官總代 京都府會議長

京都府下在勤の委任官總代 京都府會議長

京都府下在勤の委任官總代 京都府會議長

京都府下在勤の委任官總代 京都府會議長

京都府下在勤の委任官總代 京都府會議長

京都府下在勤の委任官總代 京都府會議長

京都府下在勤の委任官總代 京都府會議長

京都府下在勤の委任官總代 京都府會議長

團長、知事、警務局長及鐵道管理局長便乗する時は此室に入る第六位車輦には皇族殿下第七位葬具品登載車輦、第八位車輦には鐵道職員

●供奉列車運轉時刻

共到大崎線經由

別項靈柩列車の運轉時刻と第一第二の供奉列車運轉時刻も左の如し (桃山を除き何れも發車時刻)

驛名 第一供奉 第二供奉
青山 午前二時十五分 午前二時四十五分

| | | | | |
|-----|---|---------|---|--------|
| 新宿 | 同 | 二時廿九分 | 同 | 三時一分 |
| 國府津 | 同 | 四時十八分 | 同 | 五時十一分 |
| 山北 | 同 | 四時四十七分 | 同 | 五時四十四分 |
| 沼津 | 同 | 六時十九分 | 同 | 七時十九分 |
| 靜岡 | 同 | 七時廿八分 | 同 | 八時廿八分 |
| 濱松 | 同 | 九時廿一分 | 同 | 十時廿一分 |
| 豊橋 | 同 | 十時廿五分 | 同 | 十一時廿五分 |
| 名古屋 | 同 | 十二時八分 | 同 | 午後一時八分 |
| 大垣 | 同 | 午後一時十七分 | 同 | 同 |
| 米原 | 同 | 二時廿五分 | 同 | 同 |
| 馬場 | 同 | 三時四十八分 | 同 | 同 |
| 京都 | 同 | 四時廿六分 | 同 | 同 |
| 桃山 | 同 | 四時四十分 | 同 | 同 |

御大葬列順を左に示す

皇后宮主事、皇太后宮主事供奉す。
次に前列の陸海儀仗兵正門外便宜の所に堵列す。

次に先着の諸員起立奉迎す。

次に前列の大喪使事務官帷舎の前に立つ鼓、鉦、黃旗、白旗を荒垣（點椽布衫を曳く）第一鳥居の内左右兩傍に布衫し、胡籥弓、楯、梓を第二鳥居の内左右兩傍に布衫す。日像轟旗、御箭櫃、御弓櫃を葬場殿前面の左右兩傍に布列し大真榭を樹つ。御饌櫃、御幣櫃を膳舎に昇入る祭官長祭官副長、祭官帷舎の前に立つ樂師道樂を奏しながら樂長と共に帷舎の前に立つ。諸陵頭式部長官帷舎の前に立つ宮内大臣帷舎の前に立つ。

次に天皇皇后歌太后第二鳥居内に奉迎

親王妃、王妃、侍從長、侍從、侍從武官

皇后宮太夫、皇太后宮太夫女官扈從

次に靈輦を輦門（果縁布列並黒漆柱を以て之を立つ）の内に停め之を閉じ牛を引く。

次に靈輦を葬場殿に奉安す。
大行天皇側近奉仕の高等官便宜の所に候す。

次に後列の諸員帷舎の前に立つ。

次に天皇皇后皇太后便殿に入御。

次に親王、親王妃、王、王妃休所に入る。

次に輦幕を開く。

次に親王、親王妃、王、王妃帷舎の本位に就く。

次に天皇帷舎に出御（御椅子に）

侍從長侍從侍從武官便宜の所に座す。

次に皇后皇太后帷舎に出御（御椅子着御）

皇后宮太夫、皇太后太夫、女官便宜の所に候す。

次に諸員著床。

次に御饌（二十一臺）を奠す。（祭官副長、祭官奉仕）此の間誄歌を奏す。

次に幣物（錦一卷、兩面一卷、五色綾各一卷、五色綾各一匹、五色額懸帛各一匹、藤懸帛一匹、白繩一匹、五花

絲各一絢、柳筥に納め蘇芳額懸帛を以て之を裏み縹帶二條を以て之を結ぶ）を奠す（祭官副長、祭官奉仕）此の間誄歌を奏す。

次に祭官長祭詞を奏す。

次に天皇御拜禮御誄歌を奏す。

次に皇后皇太后御拜禮。

次に親王、親王妃、王、王妃休所に入る。

次に靈輦汽車に乗御

次に輦門を開く。

次に親王、親王妃、王、王妃拜禮。

次に内閣總理大臣、宮内大臣拜禮各誄歌を奏す。

次に大勳位、親任官、大臣待遇、親任待遇、並以上夫人拜禮。

次に大行天皇の親族たる華族總代、御選例中の拜診醫、大葬使事務官拜禮。

次に諸員起立一齊に拜禮。

次に幣物御饌を撤す（祭官副長、祭官奉仕）此の間誄歌を奏す。

次に輦門を閉づ。

次に天皇皇后皇太后便殿に入御。

次に親王、親王妃、王、王妃休所に入る。

次に靈輦汽車に乗御

次に輦門を開く。

次に大勳位、親任官、大臣待遇親任待遇並に

上夫人停車場に参進。

次に親王、親王妃、王、王妃、停車場に参進

次に天皇皇后皇太后停車場に出御。

次に靈柩發車

次に靈柩を石槨に斂め土を覆ふ。

此の時陵誌を埋め埴輪を樹つ次に御須屋の

内周圍に壁代(白帛色)を作り大真榊、日像

轟旗月旗、御弓櫃、御箭梓楯、弓胡、籙、

白旗、黄旗、鉦鼓を布列す。

次に陵前の祭場殿東西に燈籠白木各一對を立

て火を點す。

次に御須屋の扉を開く。(大喪使事務官奉仕)

次に御饌五臺を奠す。(祭官副長祭官奉仕)

次に天皇御名代拜禮御告文を奏す。

次に皇后御名代皇太后御名代拜禮。

次に親王、王拜禮。

次に諸員拜禮。

次に御饌を奠す。(祭官副長、祭官奉仕)

次に各退下。

天皇皇后皇太后奉送。

親王、親王妃、王、王妃奉送。

停車場に参進の諸員奉送。

帷舎に参集の諸員起立の儘奉送。

次に天皇皇后皇太后還御。

供奉便殿著御の時に同じ。

次に各退下。

陵所の儀(桃山御陵所)

九月十四日午後五時十分桃山假停車場着御。

是より先き先着の陵所進御の鹵簿に定めた

る奉送諸員並親任待遇、勅任官、同待遇、

有爵者、朝鮮貴族、從四位勳三等以上の有

位帶動者並以上夫人、奏任官同待遇、貴族

院議員、衆議院議員、從六位勳六等以上の

有位帶動者、門跡寺院の住職、泉涌寺長老

雲龍院住職、舊女官、京都府下在勤の宮内

判任官、各官廳判任官總代各一人、道府縣

會議長、各市長、各市會議長、京都市參事

會員、京都市各區長各區會議長、京都商業

會議所會頭、褒章受領者、中學校及高等

女學校の程度以上の私立學校長、堀内村長

深草村長、停車場前便宜の所に臚列奉迎

す。服装男子は大禮服、正裝、正服用制なき者

は通常禮服各喪章を附す女子は通常服(喪

服)關係諸員亦同じ神佛各宗派の管長及住

職は之に相當する服。

次に幔を曳く、

次に靈項を慈華筆を奉遷す(大喪使事務官奉仕)

次に幔を除く。

次に靈輦所に進御。

此の時道樂を始む。

(鹵簿は前記の通りに付略す)

次に奉迎の諸員退下。

次に靈輦所前の祭場殿に着御皇后御名代皇太

后御名代休所より出で奉迎す。

次に靈柩を大床子に奉還す。

次に靈柩を御須屋に奉安す。

御大葬参列の各國特派大使

| | | | |
|-----|------------------|------|------------------|
| 英國 | アーサー・ラブ・コンノート殿下 | 瑞典 | ガスタス・ラスカー |
| 西班牙 | ドン・アルホンソ | 挪威 | (代理公使) ビー・アンケル閣下 |
| 佛國 | 陸軍中將 ルボン閣下 | 了抹 | ビー・アレフエルト |
| 獨國 | ハインリッヒ殿下 | 白耳義 | ローウイツグ伯爵閣下 |
| 米國 | 國務卿 シー・ビー・ノックス閣下 | 瑞西 | ジョージ・デラファイユ伯爵閣下 |
| 露西亞 | ニコラス・マレウスキー | 智利 | フアーチナンドサリス閣下 |
| 伊太利 | ギツチヨリー侯爵閣下 | 伯利西爾 | アルフレッドイララザワール閣下 |
| 埃洪 | ダリースラス・ミユレル | 墨西哥 | (代理公使) ギヤスタボ |
| 和蘭 | ゼー・エチ・ヴァン・ローエン閣下 | 亞爾然丁 | ラモン・ジー・バチエコ閣下 |
| 暹羅 | フラ・チャムノング・デサカ閣下 | | (代理公使) フランシスコ |
| 葡萄牙 | (代理公使) エチ・オーコンノル | | フォーテス閣下 |
| | マルキチンス閣下 | | |

明治天皇の盛徳

明治天皇崩御の後四十六日、朝廷にては夙に此日を卜して大葬の御儀を擧げらるるに治定あり、大喪使宮以下百官有司、夜を日に繼ぎて拮据經營せられたる結果、工事全く成るを告げて、茲に先帝の英靈を請して、最後の敬意を致すべき機會となれり。此日、今上陛下は青山に行幸あり、皇太后、皇后兩陛下亦親しく行啓せられて、曠古の大典行はる。締盟各國の代表者は盡く之に参列するは謂ふを俟たず、帝國の百民と國民とも、勉めて其榮を分たるべく配慮されたる如くなるも、場内素と限りあり、其數の甚だ廣からざるは是非なき成行なり。されば一般國民は場外に在りて敬意を捧げ、或は鹵簿を沿道に奉送する外なからんも、是亦數に限りあり、其萬分の一を收容するに足らず、大體は各戸又は遙拜所に於て、遙に臣民の至情を表白する事とならん。有司此點に顧みるあり、靈柩の宮城を出で給ふ刹那及祭典の眞味に達せる時機に號砲を

放ち、人民をして普く式の進行を知らしむる方法を講じたれば、一般國民は是に則りて行動して可ならん。惟ふに夜は三更に近く、萬籟寂として聲なきの時、砲聲空を劈きて起るは則ち其れにして、汽車、汽船等は之と共に運輸を停止し、一切の萬有は皆活動を廢止すべし。是れぞ是れ帝國の臣民が、一齊に先帝の爲に黙禱すべき時機にして、思ふて一たび是に至れば、誰か壯重の感に擊れざる。此の如くして一般臣民も亦帝室の大故に參與するの機會を與へられたるものにして、吾人は讀者と共に之を榮とし、謹みて俱に先帝の冥福を祈らんとことを欲す。回顧すれば先帝の統治や極めて長く、嘗に我國の歴史に稀なるのみならず、之を世界を求むるも、共に比すべきもの多からず。而して其間に蹉躓頓挫と認むべきものは一あるなく、萬般の策畫盡く成功して、國勢は日一日に隆昌に、國威は年一年に張れるは、誠に歴史ありてより以來の奇蹟と云ふを妨げず。是れ既に奇蹟成り、而して國は瀆武に流れず、國民の幸福は國威と共に増進し、國際の親善は益々加はるありて、未だ一國も解くべからざ

る怨を構ふるなきに至りて、更に奇蹟以上の奇蹟と爲さるべからず。崩御の報傳りて、世界は頌讚の諧調を爲し、或は帝を以て獨の維廉一世に比し、或は露の彼得大帝に擬したる者あるも、未だ必らずしも當れりとすべからず。功業の大は二帝或は我先帝に比し得んも、其徳の高きに至りて、天下何人か共に肩を比ぶる者ぞ。先帝は其功業を建つるの道途に於て、一たび東征の師を起し給へり、西南の亂を戡定し給へり、清國を破り給へり、露國と干戈を交へ給へり。然れども此等は皆情勢の自然に發して自から作爲したるものあるなし。是れ敗れて悔なく、一たび戰ふて又釋然たる所以にして、帝國の國威益々張りて、外に之を怨む者なく、國際の關係は愈々親善なる所以の原理にあらすや。之を仰げば愈々高く、之を切れば愈々堅しとは、蓋し先帝の徳を頌する辭にして、吾人は巍々乎たる功業の基礎には蕩々焉たる盛徳の存するを知らざるべからず。其現はれて事功となるものは、世人皆之を見て之を頌するも、隠れて之が基礎を爲すものは更に貴ぶべし。大日本帝國は先帝の指導の下に長足

の進歩を見終りに一等國の班に入れるが、其内部には多く強行進勢の痕なく、國礎は益々確實にして、後の紹述者をして大なる便益の位置に居らしむるものは、是れ特に感謝すべき點なり。今や帝の家國を棄て給ひ、高く天國に在します帝國は再び其指導を仰がんとするとも、得て望むべからず、慟哭せざらんとするも能はざるなり。茲に大葬の御儀に會し、陛下の高徳を想起するや切なり、乃ち其一斑を記して赤子の情を表せんとするも、固より萬分の一を盡すに足らず、願くは陛下在天の靈之を鑑み給へ。

明治天皇と墺國

明治天皇の崩御は世界各國の悼惜措かざる所なるが特に墺國にては今回宮殿の一室に天皇の尊影を奉掲して永久に崇敬の標的となせり蓋し日本の軍隊は天皇の創設養成し給ひしものにして明治二十七八年及三十七八年の兩戰役に大捷を博し武勇無比なるは全く天皇の御偉烈に依ものなれ

ば身一度尊影奉掲の室に入らんか假令他國の軍人と雖も大に士氣を振興すべしとの精神にて此く奉掲すること、せしなり右は五日午前墺國大使館附武官が上原陸相に語れるところなるが陸相は是を叡聞に達せしよし。

御大葬後宮中

女官達の進退

明治天皇の御大葬は九月十三日より十五日まで執行はせられ、十七日の五日祭にて第一期の喪御満了となりしを以て三陛下の御座所も日ならず御移轉あらせらる可く之と共に宮中大奥に奉仕せる女官達の進退も亦夫々決せらる筈なり

三陛下御移轉期 皇太后陛下の御所は既に青山離宮に御治定あらせられしも多分御大葬後早々御移轉の事はなかるべし九月十三日より御内儀桐の間に先帝の權殿を設けさせらるを以て陛下には來る十一月六日の百日

祭迄の御日供には親しく御拜あらせらるゝ思召も之あるやに拜承すれば御
移轉は第二期の喪御満了後となりく、從つて 聖上皇后兩陛下の青山離宮よ
り宮城へ移御遊ばさるゝ御期日も其前後なりし

兩宮女官の官制 三陛下移轉前に於て皇太后宮職女官皇后宮職女官の
官制を改めらるゝ筈なるが今日迄 兩陛下に奉仕せし典侍二名、權典侍五名
掌侍二名、權掌侍八名、命婦一命、權命婦七名、出仕一名の都合二十六名の高等女
官と三十餘名の判任女官は約半数以下に減せらる可く又 皇后陛下が東宮
妃殿下にましましてし當時より奉仕せる五名の女官と二名の御用掛を加へて
新に女官數名を御採用遊ばさるべし而して一條皇后宮太夫は今より既に是
等の諸件に付配慮し居れりといふ

御暇乞と叙位 典侍高倉壽子刀自は孝明天皇以來大奥に奉仕されし勤
勞者にして女官の首席なるが近來兎角健康勝れず先帝御重態の節にも湘南
地方に轉地中の處俄に歸京せし位にて此上御奉公六ヶ敷かるべく御暇乞を

願出づべく其節は多分多年の功勞を録して正二位か從二位に陞叙さるべし
同時に典侍柳原愛子刀自は正二位或は從一位に進み一位局又は二位局とな
りて引續き皇太后宮に奉仕さるべし其節を以て正四位、從四位の權典侍、正五
位、從五位の掌侍、權掌侍、從五位、正六位の命婦、權命婦も夫々位階を進められ、御
暇となるべき女官達には手厚き御目錄又は御料品の御下賜も之れあるやに
承はる

皇太后御休所 皇太后宮陛下青山離宮に入らせられし後宮城に御參内
の節は何つれの御殿を御居間に遊ばさるゝやを伺ひ奉りし處宮中の御奥
皇后陛下常御殿に程遠からぬ所に曾てより 皇太后陛下御休所なる御一棟
あり今其御休所の御間取を承はるに御座所は八疊の御床間、御床脇附にて天
井は小組の格天井、御次は十疊にて孰れも南向の御椽座敷附の御建築なり、御
次の十疊の次室に申口所と稱する一室あり判任女官達の取次を乞ふ所にて
此處は猿頬天井と爲り居れり此申口所の奥の六疊は御用度品備附に使用す

る一室なりと承はる他日 皇太后陛下御参内の節斯る御手挾の御休所に入御を仰ぐは如何にも恐懼に堪へざる趣言上せし處 陛下には長くも決して構ふなよとの有難き御誼を賜はりたるやに拜承せり

桃山陵御埋柩儀

嗚呼哀し遂に十四日の夕とはなりぬ秋半ばの桃山の天地は六千萬民衆の哀痛を聚めて悲風愁雲遂に淋しき雨を誘ひ矚目いと々露けきに民衆は皆聲を呑んで只管御影奉拜の時到るを待ち参らす程に懸て午後五時十分小雨を衝いて鐵輪肅々靈柩を奉安せる列車は最と遙けくも平らけく東京より桃山驛御假屋の御前に着御あらせられたり

諸員の靈柩奉迎

是より先き陵所進御の鹵簿と定められたる大勳位總代海軍大將東郷平八

郎國務大臣總代内務大臣原敬大臣待遇總代前宮内大臣伯爵土方久元陸軍大將總代子爵大島義昌海軍大將總代男爵上村彦之丞親任官總代樞密院副議長伯爵芳川顯正親任官待遇總代會計検査院長子爵田尻稻次郎第十六師團長山中信義舞鶴鎮守府司令長官三須宗太郎貴族院議長公爵徳川家達衆議院議長大岡育造東京在勤勅任并に奏任總代印刷局長神野勝之助勅任法制局參事官馬場鑣一(奏任)宮中顧問官法學博士奥田義人(勅任)宮中顧問官子爵高辻修長(勅任)總領事永瀧久吉(勅任)領事山中千之(奏任)内務省技師小柴保人(勅任)内務大臣秘書官高橋光威(奏任)大藏省關稅局長櫻井鐵太郎(勅任)大藏省參事官黒田英雄(奏任)陸軍中將楠瀬幸彦(勅任)陸軍歩兵大佐新免行太郎(奏任)海軍少將江領安太郎(勅任)海軍大佐岡田啓助(奏任)司法省刑事局長法學博士小山温(勅任)大審院判事柳川勝二(奏任)文部省圖書局長渡部董之介(勅任)東京帝國大學文科大學教授文學博士姉崎正治(奏任)農商務省農商務局長下岡忠治(勅任)農商務書記官鶴見左右雄(奏任)遞信省管船局長湯河元臣(勅任)遞信書記官桑山鐵男(奏任)會計検査

院第二部長中隈敬勅任検査官田中浪江(委任行政裁判所評定官松本郁郎(勅任同評定官三宅徳業(委任)警視總監安樂兼道(勅任)警視廳第二部長警視小濱松次郎(委任)東京府知事阿部浩(勅任)東京府事務官濱野虎吉(委任)貴族院書記官長太田峰三郎(勅任)同書記官宮田光雄(委任)衆議院書記官長林田龜太郎(勅任)同書記官津久井利行(委任)有爵者總代公爵徳川慶久侯爵松平康莊伯爵寺島精一郎子爵吉田清風男爵眞田幸世朝鮮貴族總代侯爵朴泳孝男爵張錫周京都府知事大森鐘一等の諸氏を始めとし京都大阪奈良三重滋賀福井の二府五縣在勤勅任官京都府下の委任官同待遇内閣宮内省の各官及び京都府下在住の有爵者

伯爵山科言綏大谷光瑩中院通規清閑寺經房油小路隆元大谷光瑞冷泉爲系勅修寺經雄飛鳥井恒磨子爵北小路隨光梅溪通治伏原宣足萩原良種山本實庸藤井行徳植松雅平久世通章唐橋在世日野四光善六條有燕大宮以季舟橋達賢藤谷爲寛持明院基督難波宗美梅園實師町尻量弘石野基房石井行昌西洞院信意沖園磐若清岡長言桑原孝長松平忠和高丘和季千種有季男爵北垣國道華園澤稱藤枝雅之山名義路小畑美稻種積俊香三好成行相樂綱直堀野行和逢谷隆教玉松公秋小松行一舞鶴司令

長官三須宗七郎男第十六師團長山中信義男京都帝國大學生原田熊雄男同職田信恒子

等より山口京都府會議長に至る奉送諸員以下舊女官各門跡各管長各學校長林堀内青山深草兩村長等あるは大禮服の正装あるは通常服の襟を正して迎へ奉れば着御と同時に起る陸軍々樂隊の悲曲哀の極の吹同哀音切々として打沈める秋の大氣を打ち震はし哀の極みにある人々の胸を鎖す滿列肅然復た一人の仰ぎ見る者あらず

御行列

御行列は二列となり各六尺の間隔を置きたれば總てにては三町の上にも餘りぬ宮内省より特に派遣せられたる皇宮警手百名此間の警衛を司り一絲の紊れもなく鈍色雑色の仕人が奉持せる御松明の光は初め御物鼓鉦旛胡録弓楯鉦を照らし更に岩倉具張松根豊次郎天岡直吉近藤久敬小原睦吉氏等各

大喪使事務官の間を二つ隔き宛に照したりしが子爵長谷信成、伯爵飛鳥井恒磨伯爵大原重朝の各祭官、祭官副長伯爵萬里小路通房、祭官長公爵鷹司熙通等の進むに及びて火影漸く繁く鈍色布衣は大喪使書記同布衿は御物仕人同闕腋は内舍人大喪使事務官と祭官は衣冠單に劍を帶し宛ら描けるにも以たる有様なり中にも衣冠と帶劍に喪服を加へ手に桐杖を執れる山口諸陵頭の感や如何にあるべき閑院宮殿下の御陵御檢分に從ひ參らせて此の桃山に淨地を選び奉りたる以來今日の御事あるまで片山内匠頭と共に帶をも解かて御工事を急ぎたりしが玉骸奉送となりては云ふべき術も知らなく悲しさ犇と迫りけむ顔も得上げず式部次官公爵伊藤博邦、宮内次官河村金五郎の後より侍從職御用掛大炊御門家政侍從職勤務石山基陽の兩人御松明高く翳す所右に白井二郎高橋義章の各陸軍少將の正裝、有馬良橋、川島令次郎の各海軍少將の正裝せるが相對し中央に日野西資博、清水谷實英の兩侍從徐歩し行くに次で鏘々の聲を發しつゝ進ませ給ふは即ち葱華葦なりき御傍らに奉侍せる

は侍從子爵北條氏恭、同男爵米田虎雄、同日根野要吉郎、同子爵東園基愛、陸軍少將伊藤瀨平、同中將宮本照明、海軍中將齋藤孝至、同男爵齋藤實の人人而して椽色の布衿に綏ある細纓の冠り鈍色の襦袢を前の懸けたる八瀬童子百四名の中四十八名は四列となりて四本の長轅を肩にし残りの取締以下五十六名は威儀を正して後に從ふ童子は山入歩法として千鳥走を半歩に刻さみつゝ砂利美しくし敷き詰めたる上を一秒一步の速度緩やかに打たせ行き四十八人が徐ろに振る其の腕と静かに刻む其の足取りさては取締の右手を舉げて合圖すれば外側に着けりし一人するゝと御列を離れ次の一人その後を襲ぎ斯くして八人入り代りて肩を替へ四人宛御列の兩側に不動の姿勢を保ちて敬禮し靈輦の過ぐるに至りて彼方豫備に入る等宛然環の絲を解くが如く聊かの滯滞もなく且つその足音は聞えずしてたゞ金具の一步毎に打揺れ録々の響を發するのみなる寔に尊しとも尊しや靈輦の高さは五尺ばかりも在す可し長幅共に各約三尺五寸程下部に長一丈四尺の長轅二本ありて其外部には稍

短き長轡各一本づゝを添更に前後に各二本宛の横木を附しあれば恰大小二
個の井桁を組合せ其上に神輿を乗せ奉れるが如く總體蠟色塗にして艶消し
の御簾懸けに鈍色羽二重の御帳深く垂れ、开が御裡にこそ玉體は在すまれと
拜し奉るさへ御痛ましきの限りなるに悲しき追憶は此の御輦にもありき即
ち慶應四年三月御親征のため大阪行幸の御時並びに明治元年九月御東遷の
ため京都御發輦ありし御時に乗御あらせられたるは實に此の葱の花形の擬
寶珠輦けるものなりしにはあらざりしか此日遙々東京大御幸あらせら
れ再び御輦に迎へ奉れど這も又た實に御最後の御遷らせにておはし給ふな
るをや噫

悲しき御陵道

行くほどに進むほどに奉持の人々の足は愈々静かにして胸は益々塞りぬ
殊に青山葬場殿に於て撤饌の際樂師の奏したりし詠歌の哀音の尙ほ耳朶の

底に残れるものによりては更に如何ばかりならん實に稻莖に纏へる葦
解蔓にも似て御陵の周囲を這ひ廻りて追慕すれどやがては白千鳥の如く高
き空には得飛ばず白鳥の如く廣き海には得行かず御陵の麓の細竹萱葦の中
に彷徨して慟哭するのみなるを思ひ奉りては胸撞撈らるゝの心地こそすれ
斯くするうちに靈輦の御影は過ぎさせられ御後より御鞋奉持の次侍從男爵
澤宣元同手代り次侍從慈光寺仲敏次で侍從子爵河緒公篤侍從子爵松浦清侍
從職幹事代侍從職御用掛公爵九條道貫侍從武官男爵西紳六郎同山根一貫同
上田兵吉同島内桓太同奥村拓治と次第に進ばやがて御正装の御姿清らに肅
然として御歩みを運ばせ給ふは天皇御名代閑院宮載仁親王續いて御冠俯向
き勝ちに左手に桐杖重く杖かせ給ふは大喪使總裁伏見宮貞愛親王にぞ在し
ます御二方とも御痛哀に太く御憔悴あらせられたる御有様を拜しては涙に
咽ばぬは者ぞなき真に御傷しき限りなりけり次に東伏見宮依仁親王、久邇宮
邦彦王、梨本宮守正王、東久邇宮稔彦王、北白川宮成久王、竹田宮恒久王、李塀公は

何れも御正装の御姿度しく公爵二條基弘は御親族華族の總代として其次に進み後より侍醫頭醫學博士岡玄卿次下西郷吉義、相磯礎、高田壽の各侍醫并に股野琢磨、藤波言忠、長崎省吾、平井晴二郎、片山東熊、岡市之助、水野鍊太郎、古賀廉造、杉本則俊、高須俊次、磯野定次郎の各大喪使事務官等従ひ次に前記停車場に奉迎申上たる大勳位總代東郷平八郎以下の諸員供奉し警視前田千賀郎及遠藤尾崎兩警部の後驅に依て御列を終りぬ漸くにして二分毎に打ち出しつゝありし弔砲百一發目は殷々としてとゞろかせ軍樂隊再び哀の極を吹奏すれば御陵前の廣場の四圍に打ち廻らせられたる黒き幕は深き愁びの色に雨重く垂れ中央に六間幅の御陵道を殘し左右十間を隔て、六百燭光の電燈十基庭燎八基並びに御紋章入高張提灯を掲げられ哀音は之れと相響き灯光は之れと相輝く所有る森嚴の氣をあつめたる處靈輦は警蹕の聲肅やかに祭場殿に着御あらせらるれば皇后御名代閑院宮妃殿下皇太后御名代東伏見宮妃殿下御二方には休舎より出でさせられて奉迎し給ひ靈柩は一旦大床子に移御

したり

森嚴なる靈地

僅かに頭を上て拜し奉るに御陵前の廣庭は東西約八十間南北四十間三十坪にも餘るべし昨日迄の谷も山もあるは削られあるは埋められたる平地にして左手の表には御名代宮各皇族大喪使の控所奥には祭官詰所あり又右方には近衛歩兵第一第二第三第四各聯隊より選抜して編成したる混成第一中隊の衛兵所あり而して正面中央には左右に御手洗所の檜造りの方形の屋根見え哨兵の影嚴かに立つ其後方なる白木の玉垣の内奥行十一間の淨地には中央に木製五段の階左右に幄舎ありて北山杉を圓の儘鏡の如く磨かれたる神宮型の大鳥居高く聳ゆ正面參拜所に續いて更に神々しき檜皮葺の建物は祭場殿にして右に神饌所祭官控所左に削樂所其の奏樂所より起る哀音の靜かに飴する處は即ち削り成せる高さ五十二尺延長百五尺二分の一の斜面中

央に二間の傾斜軌條を残して左右は青苔滑かに蔽ひそゞり立つ赤松の風致高きを透かして自然林を背景とせる淨域こそは實に明治天皇陛下が天翔りませる玉骸の長へに安らげく鎮り在すべき靈地なれ雨の秋の夜いや悲しきに山氣の更け渡りたる夜の灯影最と幽かに且つしめやかに仰がるる森嚴の光景筆にも言葉にもよく盡すべき處にあらず單だ畏しとのみたゞ尊しとのみ。

嗚呼桃山御陵

傾斜鐵道に依りて靈柩を御城內御須屋に奉安しつるは深更十一時の頃にありき靈柩を御櫛内に歛め奉る時の御模様は民草の之を窺ひ奉るべきよしはあらざるも洩れ承る所に依れば其淨土を蔽ひ奉る際伏見總裁宮殿下の御染筆あらせられたる御陵誌を埋め埴輪を樹つ埴輪は御陵の鎮護神にして様式を武人の最も威勢を極め甲冑の最も華美なりし源平時代に則り弓を携

へたるが二軀戈を持てるが二軀丈は凡そ二尺五寸程ありて御陵の四隅に外部に面して一軀宛鎮められぬ又御須屋の内周圍に壁代白色帛を作り御行列に奉持したりし大眞神日像、蘇旛、月像、蘇旛、御弓櫃、御箭櫃、梓楯、弓、籙、白旛、黃旛、鉦鼓等を布列し玉體の安らげく平らかに在はせと禱り奉りたる後愈々御埋棺申上ぐる次第にして其の完く終へさせ給ふは十五日午前五時頃ともなりぬべし時に長き秋の夜は御篝火の影より白み初めて鬱氣淑然衣冠の冷え勝るにもそゞろ神澄むと思ほゆ時しも祭場殿の東西に白木の燈籠各一基を立て火を點せらるゝや伏見總裁宮殿下には御手洗を遊ばされ祭場殿の御廡を開きて五臺の御饌を奠し次で天皇陛下御名代御拜禮御告文を奏せられ次に皇后陛下御名代皇太后陛下御名代次に親王、王、各々御拜禮あらせられ續いて諸員拜禮し奉りて御撤饌と相成るべき御儀なりと申す嗚呼哀哉六千萬の赤子が神とも尊み奉り又慈父とも親み奉りたる明治天皇陛下には斯くて遂に永の人天を隔てさせ給ひぬ嗚呼哀哉御陵名の百千代のちかけて其御聖德

其御鴻業をば斯くて雖だ山松の上に仰ぎ奉るのみとはなりぬ

大帝記

第一 回顧と前進

明治大皇帝の神去り給ひてより帝徳洪業の
一斑を記述せるもの相次で世に出で何れも皆
赫々の聖明と天地六合に治き御稜威とを瞻仰
し嘆美せざるは莫し、草莽の微臣今將た何を
か言はん、肅みて考ふるに世界に於る皇國の
使命は益々重く、天人の理想を體得して之を
具現するの神託は正に懸つて六千萬民の頭上
に在り。徒に慟哭流涕するは大帝の遺教を奉
體して戻らざる者といふ可らず、時代は刻刻
に變遷し世運は剎那の間も停止せず。夫れ如
何か發展し、如何か國勢を振興すべき乎。優
秀なる吾等祖宗の國民的精神は之を無窮に傳

へ、激刺たる人文の精華は永久に靈活の光輝
を放たしめざるべからず、而して是れ實に明
治大皇帝在天の英靈が嚴かに吾等の前に照臨
して鞭撻指導まします所にあらずや。

此故に吾人の大帝を懷慕するや、悲泣哀感
の情を呵して發奮努力を念とし、追憶と同時
に前進し、回想と同時に未來を憧憬し以て些
かたりとも大帝の大御心を發現するに務むる
の切要なるを覺ゆ。漫に世人の擧に倣うて聖
徳を冒瀆するの罪は吾人の最も懼るゝ所、志
は過去に非ずして今後に存す、明治の大業を
概觀し來りて活きたる教訓を求め、歴史の精
核を討ねて時代精神の宿る所を探る。これぞ
即ち神去り給へる大帝の靈姿を永生に拜し奉
るの本義にあらざらむや。

第二 世界的試験

一千八百六十七年獨逸聯邦第一次議會開かれ、ビスマルク是が議長たり。翌年西班牙に革命あり、女王出奔す。越ゆること一年、普佛戦争起りナポレオン三世終に降り、佛國は共和制を布き、普魯西王維廉一世は統一聯邦の帝位に上る。これ實に先帝御登極第一年より第四年に至るの出來事に屬する也。

這般二三の史實に對し、聰明なる讀者は抑も如何の感を惹起するか、嘉永六年米使ベルリ浦賀に來りて開國交通を要請してより我國民は桃源の甘夢忽ち破れて物情恟々、人心騷擾の極に達し攘夷論、尊王論、倒幕論、公武合體論等の喧々囂々たるあり、眞に所謂内憂

外患交々至るの危機に瀕したるが、國歩の艱難、思潮一新の大轉機に遭逢せるは單に我國のみにあらざりし也。

歐人が所謂スチユルム、ドラング時代の光景は事新しく説かず、佛國に於ける第三次の革命が如何ばかり近代人を震駭せしめたるかは常に天佑に慣れたる我國民の熟察を要すべし。一日も早く國家の體制を整へ、國民思想を統一したるものは即ち覇者の權威を有し之に後れたるものは強烈の壓迫を受けて苦惱困憊を極めたり、獨逸の勃興、佛國の挫敗、西班牙の變亂は之を説明して餘蘊なきにあらすや。

十八世紀より十九世紀の前半に至る歐洲の形情は尙一種の狂騷に襲はれつゝありたる時

代なり、而して最も速に其渦中より脱したる英國は最も榮え、獨逸は巧に此機會に處して人心を收攬し、伊太利之に次ぎ、埃國は辛うじて脱れ得つ。吾人は此間の時代精神を解釋して國民結束の可能なりや否やを檢せられたる試験時代と爲す。佛國の強大を以てして勢威著しく墜ち、西班牙葡萄牙の萎靡して振はざる、さては波瀾の政治地圖上より抹殺さるゝに至れる、皆成績不良の致す所ならずんばあらず。我日東帝國は幸ひにして此世界的試験に登臨しぬ。明治大帝史はこゝに光彩煥

第三 巨人の偶像

西方東漸は近代人の頭腦を支配せる不惑の

信條なりき、歐人が喜望峰の東に國あるを知りてより大西洋の波濤はモンストーンの如く印渡洋を超えて更に支那海に入れり、英人の緬甸を破れるはベルリの渡來に先立つこと約三十年前なり、其廣東を侵し舟山島を略し浙東を陥れ終に清國をして上海其他の五港を開かしむ。且香港を讓與せしめたるは浦賀の砲聲を聞くよりも十餘年前の事に係る。英佛聯合軍が北京を攻圍したるは當に尊王攘夷論の極點に達したる時ならずや。

吾人は當年を追想して二箇の原理を發見す其一は外難に際する毎に我國民が異常なる神經亢奮状態を示すこと也、其二は二千年來培かはれたる國民合一の精神が渾然融化して萬國無比の國體を形作れること也、前者は後年

征韓論の主輩に露はれ、更に輕躁なる所謂對外硬の一派にも見るべく、又ポーツモス條約後の騷擾にも其餘弊の残れるを知るべし。後者の發現は之を維新の鴻業に徴し又之を日清及日露兩役に就て最も遺憾なく立證せらる、前者は狂妄なる攘夷論也、後者は白熱的なる尊王主義也、前者は病的なり、故に外勢熾烈なりと雖も竟に天理に勝つ能はず。幕政奉還廢藩置縣等の革命的政變に遭逢して四民齊しく其嚮ふ所を誤らざる、獨り我國民に於て之を目睹し得べきのみ、而して明治大帝は此微妙なる天理を具體的に顯示し給へる一大權化なりき。最近五十年、東海の諸國を光彼せる巨人の偶像として、人心渴仰の中心となり、時代改造の神斧を揮ひ給へること、まことに

西人のいふが如く不可思議に包まれたる世界の奇蹟とや言はん。

第四 史家の奇感

西人の眼には叢爾たる一孤島として映せる東海帝國が、近く西隣の岸を嚙みつつありたる西方東漸の洪濤を浴ぶること頗る緩、ながら邦人の自覺自立を待望するの觀ありしは萬國史家の夙に最も奇とする所、幾多の説明も未だ適切の斷案を齎さざるなり。之を天佑に歸して獨り安んずるは人事を疎かにするの失を招くべし、之を偶然の寵運なりといひなすも亦餘りに無造作の見なり。和蘭、葡萄牙、西班牙等の海上に雄飛するや、早く既に太平洋の諸島嶼を羅致して尺寸の地

と雖も逸視せず、「ジャパン」の名稱は島原の變亂に先立つて史籍に録せらるゝこと久し。蓋し邦人の驍勇に躊躇する所ありし乎。必ずしも然らじ。彼等は歐洲全土の領域に匹敵する老帝國をだに祖上に弄して毫も畏怖せざりしにあらすや、朝鮮の免かれ、臺灣の委棄せられたる、一は清國の屬領視せられ、他は急速を要せずして風化し得べしとなし主力を清國に集注したるに由るもの歟。されど同一の理由を以て帝國當時の位置を律するは斷じて非。薩摩灣の砲撃、下關の討攘、之を西人の見に徴するに殆ど幼兒の嬉戯と爲せしや明瞭也。かかるは我國情を審にせざるに因ると雖も、誰か半世紀の昔に於て征露役の威武と大偉力とを豫想し得んや。

第五 謎は解たり

これ實に史上の謎なり。想うてこゝに至る悚然として心膽の寒きを禁せず。運命の僥倖を貪るものは他日恐らくは天譴あらむ。顧るに、列國均衡主義は其の端大奈翁の没落と共に發る、メツテルニヒの破れ、小奈翁の敗辱せる、更に近世外交の原則を最も顯著にせるもの、明治十一年に行はれたる伯林會議は即ち此原則を不可抗の世界的公理として認證せしめたるに異る莫し。露の北よりし、英佛の南よりし、米國の東よりして視線を東海に注ぎ來れる際、端なく此公理の適用を受けたるの感あるは、吾人の竊に慶ぶ所也。且つや、我國民の同化性に富める、胡神も

辭せず、道儒も拒まず。幕末外交家の外人と折衝せる。まことに無邪氣を極めて寧ろ愛嬌に近し。之を清廷の陰險術数を弄せしに比し同日の談にあらず。内に攘夷論の熾なるありたるも、こは寧ろ尊王討幕論の材料として用ひられしが多く、苟くも病的發作にあらざる限り、若くはゼイスイト主義の極端に至らざる限り、胸臆を披きて何者をも攝容すること邦人固有の國民性ともいふべし。之を以て外人に與へたる印象は決して清國流の不快なく或は善意を以て遇し或は少くとも懷柔を以て方針とせるに似たり。王政復古と同時に忽ち攘夷の語を葬り去つて開國進取、陋風打破を宣せられたる淵源淺からざる也。現に東洋平和の基礎精神たるものは勢力均

衡主義ならずや、而して我國民の將來を指導する文明理想は同化性の發揮を主とするの東西思潮融合論にあらずや。請ふ、這般明治大業史の深意義を忘るゝ勿れ。

明治功臣傳

【例言】

先帝の御治世前後四十六年、朝野の功臣名將登壇指に堪へんや。況や明治文明の精華たる學問文藝百科の技に於て、その功績顯著なる名流を數へ上ぐるなや。今は唯だ維新前後の國體創製時代より、十年の役、日清日露の兩役等國命の由つて分れんとせる大業に際し、先帝陛下の専らこれに信頼して事に衝らしめ給ひたる朝廷の功臣數十氏を傳し以て先帝臣僚を信仕し給ふの厚く、皆功をこれに歸して自ら居給はざるの洪徳を偲び奉らんとするのみ。傳に繋ぐるに概し聖詔を以てせるもの蓋これか爲也。易ぞ明治の功臣爰に盡きたりと謂はんや。一、排置必しも序あらず、唯だ概し其人活動有動の時機を以て列す。而して叙事故人に審に今人に略に、又今人に在りては古に詳しく今に粗なるは、去る者日々に疎なるを想ひて記者の聊か意を用ゐたる所。一、倉忙の際博覽旁搜に遑あらず、明治百傑傳、帝國人名辭典、大日本現代史、日本現今人名辭典、顯要職補務任錄に據れる所最も多し。

島津久光

維新の革命は固と大勢に出づと雖も、その大勢を導く所以の實力的後援は即主として勤王七藩に在り、而して薩長

二藩はこれが棟梁たり。

島津久光は齊彬の弟にして薩藩の分家に主たりと雖も其子又次郎入りて齊彬の嗣となり、安政五年齊彬の薨するに及び、久光又亡兄の遺志を奉じて宗家に復し、嗣修理大夫茂久(久光の長子)を補導して、文教を布き武備を修め、専ら齊彬の遺志を奉じて公武の間に周旋し、夙に勤王の大義を唱ふ。

文久二年五月、大原重徳の勅使として東下するや、久光時に京師にあり、内勅を奉じて之を讓衛す。歸路武州生麥を過ぎたるに當り英人の騎して列を犯す者あり、藩卒怒て之を斬る。翌年五月英艦薩海に來り、國書を示して生麥事件の賠償金十二萬圓を要求す。久光應ぜず、兵端を開きて大に敵艦を破る。事京師に聞え、朝廷爲に褒詞を賜はる。蓋し朝議當時常に攘夷に急なれば也。

慶應二年幕府再び征長の事あり、久光、茂久と共に長州の爲に幕府に辯護し、又屢々上奏して長の爲に周旋す。尋いで三年、王政復古の事あるや、陸藩最も多く之に與り、萬般の事久光概しその樞機に參せざるなし。乃ち二年三月參議に任じ從三位に叙せらる。久光病を以て屢々國に就き時に勅召あるも赴き難き事あり。三年十二月朝廷特に久光勅語を賜はりて曰く

朕忝々統を繼ぎ夙夜憂勤惟恐皇祀未張萬性未安前途之事實不容易朕深苦慮汝久光朕が股肱羽翼となり宜朕が不逮を助け左右群臣と同心戮力皇業を賛成し朕をして復古の成績を送しめよ今大納言具視に勅て朕が意を告ぐ其れ欽て之を聴け

六年六月皇居炎上す、久光乃ち忠義と共に金一萬圓を獻す。十二月内閣顧問に任ぜられ、七年四月の新官制により熾仁親王と共に左大臣に陞る。十七年偉勳により公爵を授けられ、二十年九月從一位大勳位に叙せられ、十二月六日鹿兒島に薨す。

朝廷詔して其の偉功を表彰し給ふ。

維忠維誠首に勤王の大義を唱へ尤文尤武竟に中興の鴻圖を發く出ては三臺の顯職に列し退ては四民の重望を負ふ洵に是國家の元勳にして實に貴紳の領袖たり茲に溘亡を聞く曷ぞ痛悼に勝へん。

島津忠義

忠義は舊鹿兒島藩主、久光の長子にして齊彬の嗣となり安政五年封を襲ぐ。將軍家茂偏諱を賜ひ、修理大夫茂久と稱す。父久光と共に屢々上洛し奔走し、内に在りては能を擧げ賢を用ひて藩政を釐革し、文武並び備はる。

慶應三年維新と共に議定職に任じ、元年正月嘉彰親王等と共に海陸軍務總督を兼攝す。此年三月封土十萬石を獻じて軍政を擴張せんことを請ひし詔を賜はりて許されず、戊辰の役に奥羽に出兵し、自らは京師に駐まりて大政を翼

賛す。三年毛利、鍋島、山内等の諸侯と共に率先上表して封土人民を奉還せんことを請ひ許さる。朝廷忠義の率先して勤王を稱首となり、大兵を擧げて力を中興に致し、戊辰の役諸道に出兵して、天下人心の歸向を決せしめたる功績を偉なりとし、從三位に敘し十萬石下賜の恩命を下す。

三年二月官位を辭し、十七年公爵を授けられ、累進して正二位勳一等に至る。ついで二十八年六月從一位に敘し、三十年十二月薨す。年五十八。天皇詔して曰く

朕に中興の宏猷を賛し克く報効の不績を奏す志皇室に存し功列候に踰ゆ忠誠渝らず德望益隆し今や溘亡を聞く盡そ痛悼に勝ん。

毛利元徳

元徳は徳山藩主廣鎮の十子、幼名は廣封、後元徳と改む嘉永四年宗家に入りて毛利慶親の養子となる。安政元年首服を加へ、將軍家定の偏諱を賜うて定廣と改め、侍從に任じ尋で文久元年左近衛權少將に任ず。此時に當り幕府政を失し、鎖港攘夷の論海内に喧しく、京師騷然たり。朝廷内勅を元徳父子に下し、滯京禁衛せしむ。二年十月、勅使三條中納言江戸に下り、將軍をして攘夷を實行むしめんことをや、元徳その議に參じ、周旋大に力む。孝明天皇これを嘉して天蓋及御衣を賜ふ。慶應二年將軍家茂再び長州を討たんとし、親ら大阪に至り徳川茂承を征長總督となし、各藩の兵に命じて長藩の四境を圍ましむ。長軍連戦皆克く捷つ。既にして家茂大阪に薨じ、幕軍又戦ふの勇なく、慶喜

繼ぐに及び使を遣はして戦を止めしむ。之より諸藩概ね幕府を重んずるものなし。頓て薩の大久保市藏、大山格之輔等久光の意を受けて山口に来り、元徳父子是等と密に國事を議す。尋いで父子密勅を拜し兵を率ゐて入京す。慶應三年大政一新の大號令出づる、元徳勅を奉じて薩兵と共に伏見、鳥羽を防ぎ、ついで兵を奥羽の野に出して内亂の平定に従はしむ。元年二月、朝廷積年勤王の功を賞して短刀及文臺を賜ひ、議定職に任じ、九門内乘馬を許さる。車駕東幸するや扈して東上し、薩土肥の三藩主と表して封土を奉還せんことを請ひ、許さる。功により父子に祿十萬石を賜はり、元徳を從三位に敘し參議に任ず。四年敬親の薨するや、朝廷特に勅して從一位を賜はり、功を追賞し給ふ、勅語に曰く

首倡勤王、同皇運于既衰、誓期報効、發大政于更始、維忠維義、洵是國家柱石、厥功厥績、實爲藩翰儀型、茲聞溘亡、勅賜痛悼、因贈從一位、以彰偉勳、宣

慶應置縣の後山口藩知事を辭して以來閑地に就きて又出でず。十二年六月從二位に勳二等に叙し、二十九年十二月病んで篤きに及ぶや、朝廷特に勅使を其邸に遣はして病を問ひ物を賜ひ、三十日遂に薨するや、又勅使を下して幣帛誄詞を賜ふ。

諸藩に率先して夙に勤王の大義を唱へ乃父を叱翼し身萬難を経て志一誠を存す既に偉勳を成し又重望を負ふ今や溘亡す曷ぞ痛悼に勝へん

山内豊信

豊信は豐著の子、幼字輝衛、後容堂と改む。嘉永元年土佐高知藩主豐淳の養子となり、三年封を繼ぐ。夙に皇室の式微を憂ひ窮に恢復の志を懐く。萬延四年出で、京師に朝し、爾來朝廷屢々勅して入觀朝議に參せしむ。尋いで容堂遂に重臣を幕府に遣はし、速に大權を奉還せんことを説かしむ。既にして藩は後藤象次郎等京師に在りて策策する所あり、朝廷亦容堂を召して樞機を計らしむ。將軍慶喜遂に政權を奉還するや、容堂薩摩、名古屋、廣島、越前等の諸侯と共に議定に任ぜられ、又内閣事務總督を兼り、藩臣等亦多く朝政に與る。戊申の役、容堂亦薩長諸藩と共に重臣をして兵を率ゐて官軍に加はり、奥羽の亂を定めしむ。元年夏從二位に叙せらる。此年冬風聲に先ちて東京に下り、議定を以て議事體裁取調總裁に任じ、尋いで知學事を置くに當り、又これを兼れて二年七月に至り、壽香間祇候を命ぜらる。官を罷むるに及び、朝廷の功を賞して正二位に叙し、祿五千石を賜ふ。明治五年六月二十一日病んで薨す年四十六。天皇勅宣を賜うて從一位を贈り給ふ。

諡諡侃侃、首唱大政復古、偉勳赫々、夙贊皇圖維新、洵是國家柱石、實爲臣庶儀型、茲聞溘亡、曷勝痛悼、因贈從一位、以表彰。宣。

松平慶永

慶永は田安齊匡の子にし幼名錦之丞、春嶽と號す。天保

九年慶喜の命を以て松平齊善の家を襲ぎ越前福井藩主となる。時に太平既に久しく上下奢侈に流る。春嶽之を憂ひ自ら儉素を行ひ、家臣の服制、宴會贈遺等具さに制限を設く。米糧浦買に來るや、慶永夙に攘夷の要を認め幕府に獻策す。慶永頗る進取の氣に富む。夙に蘭醫の効果多きを知り、藩醫をして善く蘭法を學ばしめ、種痘所を設けて之を四民に施し、明道館に洋書修學所を置き、肥後の藩士横井平四郎を徵聘し、次いで武藝所を開き、藩内子弟をして文武を鍊らしむ。一度井伊直弼と諸君並に攘夷の問題を激論して隱居を命ぜられしが、幾くもなく勅旨により出て、政事總裁職に任す。慶永幕府の親藩を以て尊王の志篤く、外難運に至るの時、宜しく公武心を一にして外に當らざるべからずと爲し、大いに周旋努力する所あり。慶應二年天下の形勢漸く切迫せるを見るや、慶永幕府征長の議の非なるを説いて聽かれず、尋いで慶喜將軍を襲ぐに及び、夙に大政奉還の止むべからざるを説いて慶喜の爲に朝廷に周旋する所あり。入りて議定となる。然るに超えて明治元年、桑の兵輕擧して慶喜遂に朝敵の汚名をとる。慶永悔恨措く能はず即日書を奉りて議定を辭し、許されず。ついで内閣事務局長、民部官知事、民部卿、大學別當等に歴任し、親旨を以て金一萬五千兩を賜ふ。三年七月官を罷め、永世祿高一萬石を下賜せられ正二位に叙し、壽香閣祇候に拜す。ついで内勅を仰んで徳川禮典録を修撰し、十五年一月之を獻す。朝廷功を賞し銅製花瓶一對を賜ひ、二十一年特旨を以て従一位に叙す。二十三年三月三日薨す。勅して曰く

至誠憂國。夙端藩屏之重任。大義勤王。以贊中興之宏猷。偉勳有成。純忠可嘉。今也溘亡。曷勝悼惜。茲賜金幣。以弔慰。

岩倉具視

具視は岩倉具慶の嗣、實は堀川前中納言康親の第二子也幼名周丸、幼にして聰明達識人に超ゆ。安政四年累進して從四位上に上り侍從に任す。五年幕府堀田閣老をして米國條約の勅許を請はしめ、廟議閣東委任に定まらんとす。具視之を不可と爲し、中山忠能等と連署強陳して遂に議を購すを得たり。次いで時務策一策を奉りて對内外治の策を樹つ井伊直弼大老たるに及び、公武合體の祝詞東より起り皇妹の降嫁を請ふ、具視亦之を可とし周旋甚だ努む。蓋今侯國家重大の事必ず上奏、聖斷を待らざるを決すべしとの旨を以て幕府に告げ、幕府これを容るれば即皇妹の降嫁を許し、以て皇權恢復の端を發せんとせる也。文久元年具視和宮に扈從して江戸に下り、老中久世周安等に面諭して強ひて將軍臣節を盡すの誓書を奉らしむ。當時天下の諸有志切に公武合體を不可とし、具視を以て佐幕の姦人となす三條實美以下急激派の公卿十餘人亦連署して具視を勅奏す於是朝議一變、具視九條尚忠等と勅勅を蒙りて洛外に逐はれ、藩屏居せしめらる。具視乃ち去て其の邑岩倉山莊に入り、友山又對岳と號して山水風月を友とし自ら娛めりも心誓て王室を忘れず、密に皇道の挽回を以て自ら任す。時に杉孫七郎、香川敬三等數輩獨り具視の志を知り、心肝を

披いて談論す。長の桂小五郎、薩の大久保市藏、西郷吉之助、土の阪本龍馬等亦尋いで至り、具視と具に密に謀議を凝す。慶應三年先帝踐祚せらるゝと共に勅勅を免されしかば、具視即ち先の同志及び尾藤越土の諸藩主と共に謀議を齎して参内し、密奏して直に王政復古の大號令を發す。先に勅勅を蒙りて太宰府に請居せる三條實美亦召されて還り共に舊憾を捨て、機務の裁斷に與る。戊辰の役、三條は鎮將となり出で、先づ江戸に在り、具視は駐まりて専ら機務を掌る。元年二月、具視、實美と共に副總裁職に進み、海陸軍務、會計事務總督等を兼ぬ。二年六月、東駕東幸、具視副總裁に陪して江戸に下り、奥羽諸藩の處分を議定し、又實美と共に戊辰以來の軍功あるものを調辨せしめらる。九月、天皇具視が復古の大業に於ける偉功を嘉賞し、勅語を賜りて曰く
汝具視皇運の衰を憂ひ大に恢復の志を抱く竟に大政復古の基業を輔け躬を以て天下の重に任じ夙夜勵精規畫圖治以て中興の業を成す洵に國の柱石、朕の股肱切に厥偉勳を嘉す乃ち賞賜して厥勞に酬ひ吁將來輔導益望むことあり汝具視其懋哉
と、依て藤五千石を賜ふ。先之薩長軋轢の事あり、具視深くこれを憂ひ、薩に至りて大參事西郷吉之助を諭し且つ勅語を奉じて兩藩主を説き、入京を促す。四年廢藩置縣の事定まり、復古の大業略其の緒を就くに及び、右大臣兼外卿務を以て特命全權大使を命ぜられ、條約改正準備の爲出で、歐米各國巡遊の途に上る。參議水戸孝允、大藏卿大久保

利光、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尚芳等これに従ふ發するに先ち、天皇その邸に臨幸し、特に勅語を賜ふ。一新以來日夜勵精圖治今日の盛業に到るも汝具視功居多なり依て親臨して以て其功勞を謝す。六年二月英國に在るの時、養父具慶卒するの報を得、九月歸朝す。恰も政府部内征韓の議盛にして、西、江藤後藤、板垣、副島等の各參議専らこれを主張し、廟議略決す。時に三條相國病んで朝せず。具視、主として大久保等と共にその非なるを力争して廟議竟にこれに決す。西郷以下冠を掛けて野に下る。彼等挂冠の前日、具視に勅旨あり曰く
朕總統の始より、先帝の遺志を體し誓て保國安民の責を盡さんとす頼に衆庶同心協力漸く全國一致の治體に至る於是國政を培ひ民力を養ひ勉て成功を永遠に期すべく今汝具視の奏狀之を嘉納す汝宜く、朕か意を奉承せよ
天皇信賴の渥きを以て觀るべき也。七年一月、具視赤阪の假皇居より退出の途、噴達に於て賊の爲に要撃せらる、馬車を下りて幸に恙なきを得たり。九年五月從一位に進み十二月勅一等に叙し旭日大授章を賜ふ。十年一月車駕西巡の事あり、勅して政を具視に委す。
朕西巡の間親く政を見ることを得ず凡百の事汝具視に委任す爾具視夫れ朕か意を體して之を處分せよ若し夫れ重大の件に至ては一々之を行在に以聞して裁を乞へ事の緊急にして稽緩すべからざる者は便宜處決して後其事由を以聞すべし

偶々西南の亂に會ふ。三條、大久保、木戸等行在に侍して軍の事に參じ、具視は大藏卿大隈重信等と留りて會計の事を籌辯し後顧の憂なからしむ。十六年七月病んで薨す。年五十九。病篤きや、天皇侍醫を遣はしこれを慰め、又車駕その邸に親臨せらるゝこと二回、薨するに及び、廢朝三日、賜ふに國葬の禮を以てし、又勅して太政大臣を贈る。大節果斷。贊旋轉之偉業。純忠持正。畫彌綸之宏猷。洵是國家棟梁。寔爲紀民儀表。況 朕幼沖登祚。一賴匡輔啓沃。納誼師父。天慈不遺。曷勝痛悼。其可特贈太政大臣。翌年息具定に對し、乃父の偉勳より特に公爵を授け、尋いで十八年七月、その二周年祭に當り、更に詔して正一位を贈り給ふ。

三條 實美

實美は贈右大臣實萬の長子、天保八年二月に生る。爲人溫良恭謙古君子の風あり、而も國を憂ふるや慷慨激越、尋常長袖者流の態度なし。萬延元年、廿三にして講義に任じ尋いで中納言に進む。文久二年十一月、姉小路公知と共に勅を奉じて東下し、幕府を促して政體の改革を爲さしめ又擴充を迫る。實美從來幕府の使勅を過する臣下を過するが如きの無禮を憤ること久し。乃ち今次を以て斷然禮を正さしめ臣下の禮を以て將軍を待つ。事小なりと雖も名分を正す

に於て大功あり。京に歸るに及び勅旨により御親兵總督となる。諸藩の有志その門に出入するもの頗る多く、聲望漸く高し。朝議攘夷を迫ること愈なりと雖も幕府を奉ぜず。實美等深くこれを憤り、朝廷親征の議を立て、廟議既に決す、將に欽火山陸に幸して親征を奉告せんとするに臨み朝議俄に一變し、急に禁闕の九門を鎖して長人の警衛を罷め實美以下十三卿の參朝を止め、尋いで官爵を削り、長人の入京を嚴禁す。實美、東久世以下の六卿と共に夜に乘じて京師を出で、微服して海路長州に奔る。慶應三年、先帝即位し王政復古の大號令を出すに及び、十二月八日朝廷毛利父子の官爵を復し、實美等六卿の罪を宥して京に上らしむ。實美入京の即日議定に任ぜられ、元年外國事務局總裁を兼ね、閏四月岩倉具視と共に遷らばれて輔相となる。戊辰の役、關東大監察使を辭して東に下り江戸に駐まりて征東の事を督す。亂平ぐや右大臣に任じ、殊功によりて永世賞典銀五千石を賜ふ。特に勅語を賜はりて曰く

汝實美皇道の衰運に際し夙に恢復の業を期す竟に躬天下之重を係け出でては則鎮將入ては則輔相能く中興の業を成す洵に國家の柱石 朕の股肱 朕切に厥偉勳を嘉す乃實賜して厥勞に酬ゆ吁將來輔導益望むこと有り汝實美其懋哉 四年七月の官制改正と共に太政大臣に任ず。翌月天皇親しく其の邸に臨み勅語を賜ふ。一新以來日夜勵精圖治の盛業に至るも汝實美の功居多

り依て親臨して其功勞を謝す。以て十八年内閣官制の實施に及ぶ迄前後十四年間其職に在り。其の間四年五月、五年五月、九年六月、十一年八月十八年七月等、天皇巡幸の事ある毎に親く大政の委任を受け能く留守輔弼の大任を盡す。其の都度政治受任の優詔あり、その四年五月の際に曰く 朕四巡の際親く政を視ることを得ず凡百の事總て爾實美に委任す爾其朕が意を體して之を處分せよ若夫れ重大之件に至ては一々之を以開して裁を請へ事之緊急にして稽緩すへからざるものは便宜處決して後其事由を以開すへし

と、爾後のもの概れ皆これに同じ。六年藩閥の上征韓の議起り、議論紛亂するや、實美病んで朝せず。天皇宸憂、親しく其邸に幸して病を問ひ、ついで屢々骸骨を請へるに對しては、二たび優詔を賜はりてこれを許し給はす、勅に曰く。

汝實美久く疾に罹る 勅甚た之を憂ふ方今國家多事の際股肱闕くへからず汝實美病少く癒は其れ能く 朕を扶けて職を奉し朕を輔翼せよ一六年十二月十九日

汝實美再三辭表の趣全く職掌に對し至誠之衷情に出つ朕之を容納せり然と雖も方今國家多事の際 朕が股肱一日も不可闕更に汝を親任す汝實美其之を勉よ一六年十二月二十五日 聖恩宏大誰か感激せざらんや。實美乃ち挺身朝に立ち益々忠誠を致さんことを誓ふ。十五年大勳位に叙し、十七年

殊勳によりて公爵を授けらる。十八年十二月、内閣官制を告ぐるや、實美上表して後賢に途を譲らんことを請ひ、許されて更に内大臣に任ぜらる。二十四年二月、實美病んで危篤に頻するや、月の二十八日車駕その邸に親臨して病を問ひ、特に勅して正一位に陞叙せらる。

朕踐祚の始幼沖にして一に輔弼に頼る爾躬重任に膺り獎順匡救誼師父に同じ草屨憐なく終始渝らず洵に是中興の元勳實に臣庶の龜鑑たり茲に特に正一位に叙し純忠を表彰す。即日薨す。年五十五。天皇深悼、朝を廢せらるる事三日賜ふに國葬を以てし、特に勅使を其第に遣はして幣帛を賜ふ。

皇道を擴張し中興の宏猷を贊く積弊を革除し維新の偉業を擧ぐ大鈞を乘て誠を致し重望を負ふて謙に居る勳德俱に崇し前古匹ひ希なり今や溘焉として長逝す曷んぞ痛悼に勝へん乃ち侍臣を遣はし專を齎らし弔慰せしむ。

木戸 孝允

孝允本姓は和田少字は小五郎、幼時桂氏に養はれて桂小五郎と稱す、松菊は其號、山口藩士なり。同藩士吉田松陰に兄弟し、後江戸に遊びて劍を齎藤九郎に學び、精力群を起す。廣く諸藩の名士と交りて略海外の事情に通じ、憂國慷慨の志氣を碎厲す。その國老に準じ藩政に與るに及び藩主の命により改めて木戸準一郎と號す。尊攘の論天下に響しきに當り、松菊出で、京師に遊び、

廣く有爲の公卿と交はり又諸藩の識者と遊びて窮に天下の志を懐く。幾くもなく甲子の變あり、京師に於ける長人の勢全く地に墜つ。松菊獨り京師を去るに忍びず、物色愈倍急なるに及んで逃れて丹波に奔る。

偶長藩の激論黨俗黨を倒して幕府に對するに當り、藩主松菊を召して大監察に任ず。松菊乃ち村田藏六を擢て兵制を洋式に定めしめ、大に藩政を整理して廣く各藩の名士と計る。土佐の坂本龍馬等に薩長の阻隔を歎き、既に薩の西郷大久保を説き、又來つて松菊を説く。藩主遂に京師の薩邸に赴き謀らしむ。於是薩長の調和全く成る。

復古の業成るに及び、元年正月松菊徵されて參與となり、總裁顧問となり、薩の大久保と並び立つ。此時に當り松菊窮に以爲、列藩割據今日の如くれば維新の名ありて其實虚しく、天下の事竟に爲すべからずと、乃ち請うて藩に返り、藩主に説くに宜しく藩籍を奉還し、復古をして名實全からしめざるべからざるを以てす。藩主是を可なりとし、時に隨つて之を斷するを許す。松菊感泣して拜辭す。元年九月、松菊東駕の東幸に陪して東京に至り、大久保利通と一日天下の大勢を論じ、因て説くに版籍奉還の急を以てす。利通亦大に之を賛す。土肥の二藩封土奉還の議あり、明治二年正月薩長十肥の四藩遂に版籍奉還を請ひ、爾餘の諸侯亦皆これに倣ひて割據の弊爰に改まり、維新の大業初めて其實を全うするを得たり。而してこれが創業者は實に孝允なりき。

二年七月、參與を解いて待詔院學士に任じ、尋いで九月

らざる也と。松菊の内治を主とする、征韓論以來會て易らざるを見るべし。征臺の事局を結ぶに及び、大久保大に内治に力を用ゐんとし、伊藤博文をして山口に就いて、戸を起たしむ。於是七年十二月の大坂會議となり、翌年一月松菊板垣と共に再び參議に任じ、兼ての宿志に基いて元老院大審院を設け又地方官會議を開いて自らその議長となる。先之優詔松菊に下る。曰く

前日來、朕屢々汝に歸京を命ず汝病の不癒を以て懇々之を辭し夙其職を解かんことを請ふと雖今や國家の要務親く汝に諮詢せんと欲する者多し、朕切に汝の力疾して歸京せんことを望む乃ち特に東久世侍從長を遣し朕が旨を諭さしむ汝其之を體せよ

九月朝鮮の暴徒我が軍艦を砲撃するあり問罪の議起る、松菊自ら事に當らんと請へるも病篤くして果さず、朝鮮事件局を結ぶに及び、九年三月參議を辭して内閣顧問となり、宮内省出仕を兼ね、君側に侍して獻贊する所多し。此年四月、天皇親しく孝允の第に幸し、特に勅語を賜ふ。

汝孝允維新の始より國事に執掌し今や幸に平安に屬す之汝等輔翼の功に因る所なり、朕茲に親臨し倍に歡を盡すを欣ぶ

六月車駕に陪して東北を巡遊し具さに民の疾苦を尋ねて以聞する所多く、又中央集權の餘弊著しきを觀、窮に立憲代議の制を樹つるの必要を感じたり。十年二月、西南の事變起るに當り、松菊又た陪從して京都に在り、自ら請うて征討の任に當らんとし、病の故を以て許されず。五月病

詔して維新の功臣を賞す。松菊賞典録千八百石を賜ひ、從三位に叙す。三年復た參議に任じ、四年十一月、大久保と共に岩倉具視に従つて歐米に遊び、具さに制度文物を視て六年五月又甲東と共に先づ歸朝す。巡遊中の觀察に基きて大いに内政を整理せんとし、企畫する所多かりしも、偶々征韓論の破綻によりて臺閣に一大動搖あり、果さず。七年一月文部卿を兼ね、二月佐賀の亂起り、内務卿大久保利通出で、するに及び、又内務卿を兼攝す。亂罷んで幾くもなく又征臺の議起る。孝允これを非とし、議遂に合はず、病を以て官を辭し郷里に歸臥す。當時孝允太政大臣實業に上れる書中に曰く朝鮮臺灣の事起るに及び、臣謹て下間に奉答し、政府の義務用兵の方略兩ら其宜を得ざるを論ず、已にして征韓の議を止め、新に内務省を興し、天下をして

顯然朝旨の在る所を知らしむ、不幸にして九州の變起り、于戈俄に邦内に動く、是亦征韓の論の其禍を成すものなり、變亂僅に定まり未だ幾日ならず、臺灣の事又起る、夫國威を海外に張り、版圖を異域に開く、國人の情に於て豈之を喜ばざらんや、臣窮懦なりと雖快を一身の上に取らば、亦將に鼓撃の下に踊躍し、砲石の間に奮迅せんとす。誠に思ふ政府の務必人民より起る、而て本末内外の辨あり緩急先後の序あり、今國內三千萬の人民、未だ大に政府の保護を蒙らず、蒙昧貧賤の人權利を持するを得ず、國の國たる未だ知るべからず。(中略)斯の如くして底止する所なく内外緩急の序益亂るれば、天下の心將に渙然解散せんとす、臣實に恐る朝廷の憂たる者、唯外藩の民殘暴を被る如きに止

漸く篤し。天皇親しく其の旅館に臨んで慰問し給ふ。二十五日勅一等に叙し、二十六日遂に薨す。年四十四、勅して正二位を贈り、翌年孝允の殊功を賞して嗣正次郎を華族に列し、尋いで十七年侯爵を授けらる。二十二年憲法發布の事あるや、特に勅使を其墳墓に遣はして之を告げしめ給ふ蓋松菊夙に立憲を以て志と爲せるを以て也。贈位の勅宣に曰く

公誠忠愛。夙傾心于皇室。獻替規畫。大展力於邦賦。贊維新之洪圖。襄中興之偉業。功全德豐。有始有終。洵是國之柱石。實爲朕之股肱。茲聞淒亡。曷勝痛悼。因贈正二位。併賜金幣。宣。

大久保利通

利通幼名は利濟、通稱正助後一藏と改む。甲東は其號也薩摩の藩士次右衛門の子、天保元年を以て鹿兒島に生ま。幼より沈毅寡言、長するに及んで容貌魁偉、人望みてこれを畏怖す。西郷吉之助大山格之輔等と互に相往來して交最も深し、後隅元某に隨つて佛書を講じ、坐禪三年大いに自得するあり、藩主喜彬賢明にして銳意治を圖る。甲東窮に上書して權臣を斥け廢散を開かんことを論ず。言甚だ凱切なり。隆盛と共に用ゐられて徒目付となり、將に爲すあらんとするに臨み喜彬薨じ、久光入りて嗣忠義を補佐するに及び、權臣再び用ひられ、隆盛寂せらる。久光喜彬の志を繼いで文武を治め、經世に志す。甲東屢々その近侍に托して時務を論じ、遂に擢て小納戸に擧げられ、累進して

側役となる。乃ち説いて隆盛を召還し共に藩の樞機に與る時に幕府外國と互市貿易を開き、四方有志の士連りに撰夷を唱へてこれを論難し、一代の風潮外人を視ること禽獸の如し。爰を以て遂に生夢の變あり、英公使之か處置を求むる事甚だ急、因りて幕府薩藩に命じて爲に償金を容れしめんとす。時に隆盛は京都に、甲東は京攝の間に奔走す。乃ち甲東吉井幸輔(友實)と共に大阪に至る。幕府の元老之に面して、速に償金を英人に容れ、以て事を穩便に計るべきを諭す。利通伴りて耳聾せる爲し、驚き問うて曰く、幕府將に薩藩を討たんとするか、吾藩既に用意あり、謹んで之を迎へんと。元老再三これを辯ずれども利通聞かざる爲し、遂に逆上を辭として退き出で、倉皇國に歸る。於是藩主令を下して邊海の防備を嚴にす。

既にして勤王攘夷の説益四方に紛起し、公武の間漸く離隔す。利通藩主の内意を受けて京師に出で、公武の間に周旋し、一致して以て攘夷の偉勳を成さんとす。幕府の有司因循にして事を難んじ、朝廷の公議亦動もすれば阻格す。甲東輒ち久光の意を叩み、小松清康(帶刀)等と東西相應じて内は請議に參じ外は志士に交遊し、死力を盡して事に従ふ。久光の建議する所多く施行せらる。是於薩藩の威名天下に震ひ、甲東の聲譽亦大に顯はる。慶應三年幕府の再び長州を討たんとし、諸藩に出兵を命ずるや、甲東首として征討の名なきを陳して之を拒む。既にして征長の甲敗ぬを重れ、幕府の權威全く去りて諸藩之を重んずるなし、於是朝廷大に諸藩を徴して國是を議せんとす。先之甲東慶岩倉

具視の幽居を訪れて親交を訂し、相與に國事を議し密に謀議を樹つ。時に會桑二藩幕府の威を藉りて朝議を窺知し公卿を凌辱す。久光之を匡正せんとし止むなくんば兵力に訴へて決せんとする志あり。乃ち甲東をして長藩に至り、盟約して共に事に當らんことを謀らしむ。甲東仍て國に歸ると掲言して窮に長藩に至り、毛利侯父子木戸孝允と會し、藝州侯亦加はり、互に謀議を通じて歸る。三藩兵既に大阪に向つて發し朝廷亦密勅を薩長に下して幕府を討ぜしめんとす。會々土佐の山内豐信、その臣後藤象二郎を遣はして大政返上の説を將軍慶喜に進進せしむ。甲東亦小松清康と共に其議を贊す。慶喜その説を容れて遂に政權を奉還す。

慶應三年十二月、朝廷斷然復古の大號令を發し、改革を執行すや、甲東與て最も力あり。即ち參與に任ぜらる。元年聖上大阪に行幸し、遂に車駕を東京に進めて駐す。皆甲東の發意する所に係る。既にして木戸孝允版籍奉還の議を起す、甲東大にこれを贊し、共に其の議を土肥兩藩に懸通し、遂に郡縣の基を定む。二年七月參議に任じ、賞典藤干八百石を賜ひ從三位に叙す。利通上奏して辭すれども聽されず、因て之を勸業寮の費途に獻す。是歲十二月朝廷亦利通を鹿兒島に、木戸を山口に遣はす、島津侯病を以て朝せず、大參事西郷隆盛代つて上京す。利通仍つて木戸、西郷と共に高知に赴き、大參事板垣退助を伴ひて上京し、遂に廢藩置縣の事を決行す。甲東隆盛と議して曰く、政の惡しき多頭に出づるにあり。宜く一人を推して首となし、相助

けて事を行ふべしと、因て孝允を推す、固辭して受けず。又隆盛孝允を並べ任ぜんとす共に諸す。朝廷即ち二人を參議に任じ、甲東參議を罷めて大藏卿に任す。

四年岩倉右府に副として孝允、博文等と共に歐米に使者十一月八日を以て東京を發し米國に越く。翌年五年三月一度歸朝して條約改正の事を建議し、尋で再び米國に越く。是より普く歐米各國を赴遊し、六年五月孝允と共に先づ歸朝す。蓋薩閣征韓の議起りて紛々爲に召還せられたる也、甲東以爲、方今の急務内治に在り、未だ外事に及ぶに違あらすと、岩倉右府と共に其の不可極論し、孝允、博文亦議を同す。遂に具視と共に職を辭せんことを請ひ、隆盛以下冠を掛けて去るに及び即ち出で、事を視る。

七年一月江藤新平、島義勇等佐賀に叛く。甲東以て自ら激發する所と爲し、請うて自ら越き之を鎮す。先之、四年臺灣の生蕃琉球の漂民を殺し、六年又小田縣の民を劫かして財を奪ふ。於是又征臺の論を發す。既にして支那政府は征臺の事を以て不當と爲し抗言す。八月利通勅を奉じて全權辦理大臣となり清國に越く。勅語に曰く

此節清國使命の儀は不易大任苦勞に候へとも素より國家の重事汝其任に克ゆるを信要す宜しく、朕が意を體し盡力あるへし

甲東總理衙門に至りて談判を開く、論辯數次決せず利通怒りて將に旗を捲いて歸らんとす、英公使ウエド衙門の囑により其間に周旋し、終に五十萬兩を我に償ふの議決す十一月東京に歸るや、都下の民家毎に國旗を掲げて利通の

歸朝を祝す。天皇優詔を下して其の功を賞す。

汝利通臺灣善地の舉あるや清國と大に葛藤を生ずるに方り辦理大臣の重任を奉し往て其事を理せしむ汝汝が朕が旨を體し反覆辯論遂に能く國權を全ふし交誼を保存せしむ是一に汝が執て挽きまざるの致す所なり吾に、朕が心を安するのみならず實に兆庶の慶福たり其功大なりと謂ふ可し、朕深く之を嘉尚す。

八年大阪議會の盟により木戸、板垣等又參議に任す。甲東共に大に力を内治の改善に用ゆ。九月五月主上其邸に親臨し、賜ふに優詔を以てす(木戸に賜はれる文と同じ)時人以此榮耀と爲す、十年天皇京都に行幸し尋いで肥薩の變起る。利通二月を以て京に赴き、専ら征討の事務を督す。既にして事平いで歸京す。ついで朝廷西南の役の功を論するに當り、故に利通に及ばず。別に佐賀臺灣の事に託して之を賞す蓋し甲東の苦衷を憐みてなり。

汝利通臺灣に佐賀縣の暴動あるや速に鎮靜の功を奏し臺灣の舉責任を奉し清國に赴き克く其事を辦理し兩國の和平を保てり。朕深く其勳勞を嘉尚す仍て位一級を進め且前日授くる所の旭日大綬章に年令七百四十圓を附與す。

十一年五月十四日將に朝せんとし遂に清水谷を歴、兜徒あり甲東を車上に刺す。癸卯年四十九、兎人國に至りて自首す、加賀の人島田一郎、長連豪等六人也、嘗て鹿兒島の黨人と往來す。甲東政權を擅にし士民を抑壓するを疑ひ遂に爰に及ぶ。天皇變を聞きて震悼し、天顏憐れざるもの數日翌日勅使を其第に遣はし、右大臣に正二位を贈り幣帛を

賜ふ。忠純許國。策鴻業乎復古。公誠奉君。贊丕續于維新。剛毅不撓。外樹殊勳。英明善斷。內奏偉功。洵是股肱之良寶。爲柱石之臣。茲聞溘亡。曷勝痛悼。仍贈右大臣正二位。併賜金幣五千圓。

西郷隆盛

隆盛は薩摩兒島藩士、幼名は吉之助、南洲と號す。資性朴訥、剛勇果斷、藩主喜與痛く之を愛し、近習役と爲す。壯にして江戸に遊び、水戸の藤田東湖の俊傑を聞いて之と交はる、東湖その不世出の天才なるを觀。之を景山公に薦めて其主島津公に請はしむ。島津公許して遣るを肯せず。之より吉之助の名識者の間に隆し。嘉永中京都に入るや、勤王僧月照と交はり、近衛關白の密旨を奉じて屢水戸に往來す。因て月照と共に頼る幕府の忌む所となり、逃れて薩摩に歸る、偶々藩主齊彬薨じ、久光忠義を擁して立つ。藩吏幕府を憚りて阻む。遂に相抱いて海に投ず、隆盛獨り甦る、時に安政五年十一月也。之より名を改めて菊池源吾と稱す。物議騒然たり藩吏益々之を憚りて又大島に流す、隆盛大島に竄せらるること爰に三度、仍て大島三右衛門と稱す。居ること二年、久光上京國事を謀らんとし、隆盛を召し、選して樞機に參せしむ。之より京阪に往來して策畫する所多く、殊に薩長の舊憾を解いて幕府に當らんことを盟ひ、以て丁卯復古の基を置く。慶應三年十二月朝廷雄藩を徵して復古を議す。隆盛、利通等と參畫する所多し。

參與に任ず。

戊辰の春、朝廷征東大總督府をして東國に征せしむ、隆盛大參謀を拜し、進んで品川驛に達す。三月十三日幕府の海軍奉行勝安房、單騎高輪に抵りて隆盛に面し、徳川慶喜恭順の狀を述べて征討の師を停めんことを請ふ。隆盛城池て之を納れ、一兵をも江戸城に入れしめざらんことを諾す。於是幕府二百三十餘年來の首都、又に顧らすして之を朝廷に收むるを得たり、兩雄の峻嶺難識に因らずんばあらず。既にして東北を征し、悉く平く朝廷將に隆盛を參謀に任ぜんとするも固辭して受けず。漂然として故山に歸臥す。二年隆盛の勳勞を賞して藤二千石を賜はる。

三年十一月朝廷勅使を下して毛利島津二公を召さしむ、島津久光病を以て入朝するを得ず、隆盛をして代り朝せしむ、隆盛、利通と共に山口に至り、又孝允を拉して高知に赴き、板垣退助を伴うて京に入る。六月孝允と共に參謀を拜し正三位に叙し利通退いて大藏卿に任ず。幾くもなく岩倉、大久保、木戸以下皆外遊す。五年七月陸軍元帥を兼ね近衛都督の事を行ふ。ついで陸軍元帥に任じ、參謀を兼ね遂に陸軍大將に任ぜらる。維新以後、元帥、大將に任ぜらるる者之を初とす。これより御親兵の編制、廢藩置縣の斷行軍制の制定。宮廷の改革等皆隆盛の威望によりて成る。殊に宮廷改革の功を最も偉なりと爲す。六年十月征韓論起るに及び、議合はす、病と稱して冠を掛け、再び鹿兒島に歸臥す。朝廷屢々召せども就かず、隆盛に心を傾くる者疑

惶動搖す。朝廷特に陸軍武官に勅諭して曰く、西郷正三位病氣に付辭職の趣ありて參議近衛都督等差免し尤も大將如舊申付置たり元より國家柱石と依賴致すの意に於て渝ることなし皆々決して疑念を懐かず是迄の如く職務を勉勵せよ。尋いで賞典藤を辭すれども朝廷許さず。因て之を以て郷里に學校を設け、藩の子弟を教育す。十年二月、遂に私學校の徒に擁せられて賊名を負ひ、九月廿四日流丸に當り倒れ、別府新助その首を斬りて土中に埋む、二十二年本官を復せられ、尋いて三十五年三月、隆盛當年の偉勳を思召され、特に息寅太郎を華族に列し、侯爵を授けらる。

大村益太郎

益次郎、幼名は村田藏六、諱は永敏後大村と改む、周防吉敷郡の人、幼にして廣瀬漢窓に學び、後大阪に遊びて洋學を緒方洪庵に受く。藩主毛利公擢で、藩費有備館の教授と爲し、普國の兵書を抄譯せしむ。「戰國衛門」これ也慶應二年幕府再征の事あり。幕兵四境に迫る。藏六乃ち木戸松菊と謀り、兵を練りて幕兵と戦ひ連戦皆捷つ、幕府遂に休戦を請ふに至る。伏見の變につきにて、王師東征するに當り、永敏軍防事務局權判事より判事に進み、江戸府判事を兼ね、時に幕士の餘黨無頼の徒と共に上野に據る。永敏諸藩の兵を部署してこれを圍み附ち日暮にして全く擊退す進みて會津を討ち、東北を夷ぐ、朝廷功を賞して世祿千五百石を賜ふ。これより軍務官副知事、兵部大輔に歴任し、初

期兵制の基礎概れその方寸に成る、その佛式兵制を採用せんとするの故を以て、反對黨の惡む所となり、二年九月四日京都に刺さる。朝廷詔して從三位を贈る。

夙賞同天之業。克策勳賊之勳。軍旅之事。大有望後圖。豈料溘然謝世。帷帳喪人。深悼惜焉。因贈從三位。並賜金幣。宣。

小松清廉

清廉は鹿兒島藩士、幼名尙五郎、後帶刀と改む。元治甲子の夏、長兵禁圍を侵し諸藩の兵稍防禦に苦むや、清廉時に京師にあり、命を奉じ薩兵を率ゐてこれを討ち、多く長を獲たり。長兵潰敗す。翌日長兵嵯峨天王寺にありと聞き、往いて之を征するに既に逃れ去る。後岩倉具視、大久保利通等と討幕の事を議し、周旋大に力む。王政維新の際徴されて參與に列し、總裁局顧問に任ぜらる。元年外國事務局判事を兼ね、從四位に叙せらる。二年賞典藤千石を賜り、併せて勅語を賜ふ。

小松從四位清廉積年心を皇室に存す戊辰の春太政に預參し日夜勵精以て中興の丕績を實け候段觀感不斜仍賞其功勞千石下賜候。三年六月廿七日病んで卒す。二十九。六月。清廉の勳績により孫帶刀を華族に列し、伯爵を授けらる。

勝安房

安房は幕臣惟實の男、舊名義邦、通稱麟太郎、海舟と號

す、文政二年生る。家祿僅に四十石。辛酸具さに嘗めて夙に文武を學ぶ。筑前の人永井青崖の門に入りて蘭學を修むと雖も、書を購ふの資なく、和蘭辭書を一ヶ年十兩の借費料にて借り、これを手寫すること二部。その一部を賣りて僅に借費料と筆紙の費とを辨するを得たりと云ふ、貧窮苦學の狀想ふべし。

壯にして長崎に遊び蘭人を師として海軍の術を學ぶ。萬延元年軍艦成陽に坐して米國に到る。歸朝後大に重用せられ幕政に參與し、軍制を更革す。海舟が維新に際してよく大局を達観し、國家社稷の爲に計りて致て區々徳川氏の榮辱の爲に計らざりしは、遊米の見學に因する所多し。海舟夙に朝廷に建策して海軍擴張の急を説き、又將軍家茂に請うて兵庫に海軍練習所を設け、大に諸藩の青年を薰陶す。土の坂本龍馬塾頭たり。紀の陸奥小次郎、薩の伊東祐亨等亦塾生中に在り。海舟の初期海軍に於ける効績は太だ著大なりと謂ふべし。

慶應三年慶喜大政を奉還するや、幕臣血氣の徒之を喜ばざるもの甚だ多くついで、元年錦旗東征の事あるに及び、遊徒或は將軍を擁して一快戦を試み、所謂城を枕して甘心せんとするもの所在之あり。榎本釜次郎、津田眞一郎、西周助、大島圭介等年壯氣銳の士皆之ならざるはなし。獨り勝安房あり、深慮遠謀切に帝國の前途を憂ひ、近く江戸百萬の生靈を憐みて、是等蠢々の議を排して慶喜に説き、偏に恭順罪を待ち、舊知西郷南洲に會して徐るに穩便の計を樹つ、此の時に當りて一海舟なくんば、復古の大業未だ容

易に成るべからず、帝國の前途未だ俄に斷すべからざりし也。江戸城の授受既に畢り、徳川氏亦永く其祀を絶たず海舟の志爰に足れり。

二年七月朝廷に召されて外務大臣に任じ、十一月兵部大輔に轉じ、六年十月參議兼海軍卿に任じ、七年二月正四位に叙す。八年四月官を罷め、元老院議員に任ぜられたるも辭して拜せず。二十年五月特旨を以て華族に列し伯爵を授けらる。三十三年一月二十一日薨す。朝廷祭資料三千圓を下賜し、左の勅語を賜ふ。

幕府の末造に方り大勢を密にし振武の術を講し皇運の中興に際し舊主を輔けて解職の責を擧ぐ爾後顯官に歴任して勳績愈彰る今や渣亡を聞く焉を軫悼に勝へん茲に侍臣を遣はし勅賜を齎し以弔慰せしむ

谷 干 城

干城は高知藩士、幼名守部隈山と號す、天保八年二月生る、弱冠にして江戸に出で、安井息軒の門に學ぶ、苦學數年歸りて藩費文武館の助教となる。尊攘の論海内に喧しきに及び、大いに勤王の説を唱ふ、乃ち藩主の命を奉じて諸方を歴遊し、具に諸藩の動靜を察して之を本藩に致す。藩主據つて天下の形勢を熟知するを得、施措に於て益する所多し。戊辰の役小監察を以て從軍し、尋て大監察に進み東北各地に轉戦して功あり。亂平きて後藩主其功を賞して祿三百石を加増す。爾來參事板垣正形と共に藩政を改革す。

明治四年兵部權大丞を以て陸軍大佐に任じ、翌年少將に進み、熊本鎮臺司令長官となる。七年臺灣の役參軍を以て其地に入り、西郷都督を補翼して殊功あり、九年再び熊本鎮臺司令長官となる。十年二月西郷隆盛等叛し、長驅して熊本城を圍む、干城固く守りてよく之と戦ひ、遂に其の圍解くるや賊軍を追躡して鹿兒島に入り、屯兵總督となり、亂平いで凱旋するや、天皇その功を賞し勅語を賜りて曰く、汝干城嚮に賊徒の熊本を侵すや部下の諸兵を督し孤城を堅守し續いて各地に轉戦し又た艱苦を経終に克く其效を奏す期深く汝が職任を盡せるを嘉す

即ち中將に進み、十一年東部監軍部長となる、十三年部下の碩學老儒と謀りて斯文學會を設くるや、朝廷其學を嘉賞し、特に金一千圓を賜ふ。此間陸軍士官學校長、戸山學校長等に歴補し、宮内省出仕、學習院長等に任ず。十八年第一次伊藤内閣に入りて農商務大臣となり、從二位に叙す翌年命を奉じて歐米各國を巡遊し、二十年歸朝す、時に井上の條約改正問題にて世論囂々たり。干城依て書を上りて大に其非を論じ、容れられずして去る。後功を以て華族に列せられ、子爵を授けらる二十三年以來選まれて貴族院議員となり、憂國の至誠を以て常に侃諤の議を樹て、院内に重んぜらる。四十四年五月十三日薨す。

後 藤 象 次 郎

象次郎、諱は元燁、幼名を保彌と呼び、陽谷と號す、舊高知藩士、助左衛門正晴の長男、天保九年三月生る。幼よ

り卓落不羈、好んで書を讀む。吉田東洋に師事し、頗る成人の風あり、交る所歳年長者にして儕輩と伍するを欲せず佐々木高行と常に相往來して善し。擢でられて都奉行より近習目附となりしが、文久三年職を辭して江戸に上り、大島圭介の門に入りて英學を修む。居ること三年、歸りて大監察となり。藩の機務に參ず、後長崎商法係となりて該地に赴き、坂本龍馬に會し、銀港攘夷の國是を論じて深く結び。又西郷隆盛と往來して、土薩の間の彌縫し、國政改革を約す。尋いで龍馬と共に大政奉還の議を容堂に進め、更に幕府に建白せんと欲して歸藩す。容堂乃ち陽谷をして福岡藤次等と共に大政奉還の議を齎し、上京して之を幕府に致さしむ。陽谷等閣老板倉伊賀守に面して之を呈し、尋いで二條城に慶喜に謁して具に天下の大勢を論じ、政權返上の止むべからざるを力説す。慶喜これを可とす。此の年十二月參事職に任ぜられ、元年外務事務備兼總裁局顧問に任ず。次で大阪府知事に任じ、四年參議に任じ工部大輔を兼ついで左院議長、左院事務總裁を兼攝し、六年征韓論の起るや、廷争容れられず、西郷、板垣副島等と共に冠を擯けて野に下る、これより板垣等と謀つて民選議院設立の意見を建白し、又蓬萊社を組織して専ら海外貿易に従事す。八年元老院の置かるゝと共に入りて議員、副議長となりしが翌年之を辭して實業に従ひ、又板垣等と自由黨を興し、ね十五年共に歐洲に遊ぶ。廿年華族に列し伯爵を授けらる。此の年大同團結を唱へて政論界に大飛躍を試み、遂に二十二年三月驚然黒田内閣に入りて遞信大臣となる。これより

山縣内閣、松方内閣、第二次伊藤内閣に列なり、二十七年官を辭す。三十年八月病んで薨す。年六十天皇特に侍臣を其弟に遣はし勅宣して弔慰せしむ。王政復古大義を痛論し以て群疑を排し皇國同天の債業を叱責し以て國是を牽くし膽略機宜に應じ勳名時流に超ゆ今や渣亡を聞く身んそ軫に悼贈へん茲に侍臣を遣はし賜を齎し以て弔慰せしむ

副島種臣

種臣は舊佐賀藩士、幼名は二郎、蒼海と號す。文政十一年九月生る。夙に藩變に入り。大隈八藏と共に秀才を以て稱せらる。幕末元治慶應年間脱藩して交を四方勤王の士に訂し、尋いで大隈等と共に大政奉還の事に盡力し、王政復古に與り功績からず。元年三月徴されて參與となり。制度事務局判事に任ず。福岡孝弟と共に創始の官制々定に功多し。翌年前原一誠と共に參議に任ず。四年五月嘉永以來の懸案たる樺太境界劃定の使命を帯びて露國に使す。當時の勅語よく朝廷御旨のある所を窮ふべし。我國露國と壤土最近し交誼最厚ふすべし殊に樺太地方の如きは彼我人民雜居往來各其利を營む之を保全するの道に於て豈心を盡さざるへけんや曩に嘉永五年魯帝全權使臣を派し經界を定んことを議す而れとも互に事故ありて其議成らず爾後慶應三年に至り彼得堡に於て假りに雜居の約を結へり朕竊に方今樺太の形狀を察するに言語意脈の通せざるより民心疑惑或は爭隙を生し怨讐を醸し遂

に兩國交誼の際懇親の意を失ふに至らんか是經界を定むるの最も急務にして、朕の深く憂ふるのみならず魯帝も亦嘗て大に心を勞せし所なり因て爾種臣に命し委するに全權を以てし往て經界を定むるを議せしむ爾種臣其機宜に従ひ其事を正し兩國人民をして其慶福を保たしめ且つ以て公誼の益々厚く永久渝らざらんことを是朕が深く望む所なり爾種臣厚く斯旨を體せよ
種臣仍て外務小丞田邊太一を從へ、露領ゴシエツト澤に赴く。多く得る處なくして歸る。歸朝の後幾くもなく參議を辭し、改めて外務卿を拜す種臣依て露國のアラスカを北米に賣却せざるに倣ひ樺太を我に買取するの議を立つ、大隈郷大隈重信亦之を賛したれば、翌年五月自ら露國代理公使ヒツオフを自邸に招きこれを謀る。事稍々成らんとして開拓次官黒田清隆の反對起り、廟議急に一變して遂に千島樺太交換說に逆轉す。此年秘魯の商船支那寶奴塔被擄事件に關し。その横濱に碇泊中彼の非理を論して露奴を其本國に還さしむ。六年三月臺灣蕃族、琉球の漂民及小田縣民を劫殺せる事件につき、特命全權大使として清國に派遣せらる。朕聞く臺灣島の牛變數次我人民を屠殺す若し棄て問はずんば後患何ぞ極らんや今爾種臣に委するに之を伸理して朕が民を保んずるの意を副へよ欽哉
種臣清國駐劄公使柳原前光を副として北京に至り遂に生蕃地の清の版圖にあらざるを確認せしめて歸る。於是征臺の役あり。歸朝後再び參議に任じ外務省事務局總裁を兼ね幾もなく征韓論起りて意見を同うするものと共に、野に下

る。後後藤象次郎、板垣退助等と民選議院設立の建白を呈して容れられず、爾後多く政界に意を絶ち、風日を友とす九年再び支那に遊びて山水の勝を探り、李伯と詩酒徵逐して舊交を温む、十六年君命辭し難くして宮内省に出仕し一等侍講を兼ね、獻贊する所頗る多く、信任殊に深し種臣病を以て骸骨を請はんとするや、上侍臣をして親書を傳へしめて曰く

卿ハ復古ノ功臣ナルヲ以テ朕今ニ至テ獨其功ヲ忘レヌ故ニ卿ヲ侍講ノ職ニ登庸シ以テ朕ノ德義ヲ磨クコトアラントス然ルニ卿カ道ヲ講スル猶淺クシテ朕未タ其教ヲ學フコト能ハス比日來卿病瘳ニ在テ久ク進講ヲ缺ク仄ニ聞ク卿侍講ノ職ヲ辭シ去テ山林ニ入ントス朕之ヲ聞テ愕然ニ堪ヘス卿例ヲ以テ此ニ至ルヤ朕道ヲ聞キ學ヲ勉ム豈一二年ニシテ止マラン將ニ畢生ノ力ヲ竭サントス卿亦宜ク朕ヲ誨ヘテ倦ムコト勿ルヘシ職ヲ辭シ山ニ入ルカ如キハ朕肯テ許サ、ル所ナリ更ニ望ム時々講朕ヲ贊ケテ晩成ヲ遂ケシメヨ

と、天恩の渥き誰か感激せざるを得んや。されば十八年十二月、伊藤が新官制によりて第一回の内閣を組織せんとするに當り、切に入閣を懇請したるも遂に出でず、十九年二月宮中顧問に轉する迄、よく君側に侍して啓沃の任に當れり。二十四年松方内閣の選舉善後に困むや懇請せられて入りて内務大臣となれるも固より種臣の本志に非ず。幾くもなく退いて樞密院に入り、爾來二十年、常に樞府に隱れて出でず。三十八年一月三十日一日七十八歳を以て薨す。朝

廷勅使を下して幣帛を賜ふ。

森有禮

有禮は舊鹿兒島藩士有恕の四子、通稱金之丞弘化四年八月生る。幼にして穎悟夙に神童の稱あり、鯨島尚信等と藩の四傑才と稱せらる。慶應元年藩命により米國に留學し頗る得る所あり。歸朝すや偶々維新革命に際す、乃ち徴されて外國事務局判事となる。明治三年少辨務使となり米國に渡り、公使の事務をとるこれ吾國公使派遣の初なり、駐劄にして歸朝し、外務少輔に轉ず八年十一月朝鮮と事あるに際し、特命全權公使として北京に駐在す。任滿ちて大藏大輔に轉じ、尋いで外務大輔特命全權公使(英國駐在)參事院議官等に歴任し、十八年十二月新内閣の成立と共に入りて文部大臣となる事を見る勵精、力を教育制度の改善に用ゐて整革する所頗る多し、二十二年二月十一日、將に朝して憲法發布の大典に列せんとするに當り、兎徒の爲に刺されて薨す。天皇特に勅語を賜り位を贈り、幣帛を賜ふ
多第職を外交の事務に奉し尋て内閣の樞機に參し教の育大任に居り精を勵し職を盡す茲に渣亡を聞く身ん痛悼に堪へん仍て正二位を贈り命幣五千圓を賜ふ。

大木喬任

喬任は佐賀藩士、權五左衛門の長子、天保三年を以て生る。幼名を民平、天性沈毅寡言事を執る公平慎密幼より學を好み、長ずるに及んで才識愈高く、夙に藩中第一の人

物として各藩の間に喧傳せらる。徳川氏の末年、深く時事を慨し、江寧新平等の同志と共に勤王の大義を唱へ國事に奔走す。王政維新の初召されて參與に任ぜられ、大隈、後藤(象次郎)等と共に兼外國事務判事となる。幾くもなく東京府知事、東京府大參事を兼ね、三年民政部大輔に任じ、爾來參部、民部、司法、文部、教部の諸省卿大臣に歴任す。就中司法省にありて新律制定、法典編纂に與りて功勞多く最も、文政の確立に功あり。九年熊本神風進の暴動、及前原一誠の亂あり。喬任命を奉じ、九州臨時裁判所に於て國事犯罪者を審判處斷す。後元老院議長樞密院議長等に累遷し十七年勳功により伯爵を授けられ、十八年從二位に叙す。三十二年九月病んで薨す。年六十八。

大隈重信

重信幼名八藏、重信舊佐賀藩士大隈重保の男、天保九年二月を以て生る。幼にして藩費弘道館に經書を學び、後轉じて蘭學を修め又國學を著海の兄枝吉李助に受く。修學數年の後擧げられて蘭學寮教授となる。當時藩費に新舊の二流あり。重信は大木民平、江藤新平等と共に新派に屬し、大に舊弊打破藩政改革、兵制革新を企てたるも藩吏の容るゝ所とならず。僞に商業策のみ用ゐられて長崎に商館を設立す、後自ら長崎に出で、英人フルベッキに英學並に數學を學ぶ。尊攘の海内に喧傳するや、重信副島二郎等と共に大政復古の大義を唱へ、脱藩して京阪の地に奔走す。既に藩吏の捉ふる所となり謹慎を命ぜらる。

元年正月擢でられて九州鎮撫總督參謀となり幾くもなく參與に任ぜられ外國官副知事を兼ね。時に資金交換問題起り各國公使領に其處分を迫る。重信乃ち會計官御用掛となり之が處分に與りて功あり。二年春會計官副知事に任じ、後外國事務判事たり。當時耶蘇教禁止問題に關し、英國公使パークスに面して遂に各國の干渉を拒絶す。爾來神祕事務局御用係參議兼大藏大輔等に歴任し、此間大阪造幣局の創立に與り。又工部大輔伊藤博文等と謀りて鐵道電信の創設に盡力す。朝廷その功を賞て勅語並に銀一口を賜ふ。六年井上大藏大輔の文部司法二卿と意見合はずして職を去るや、重信即ち大藏事務總裁を命ぜられ、始めて設計豫算表を作りて之を公表す。翌年征臺の論起るや生藩地事務局長を命ぜられ、功により又勅語を賜ふ。曩に臺灣の舉あるや汝重信事務局長の任を盡し日夜風塵能く之を總理す勅其功勞を嘉す。

十年大藏卿に進む。翌年車駕その第に臨み一家に拜謁を賜ふ。此年八月竹橋の兵士暴動を起しその騷擾を受く。蓋西南戰役兵士の給料削減を行へるに因せる也。十三年專任參議となり。尋で内閣に分科を設くるに當り、會計及外務を兼掌す。翌年開拓使官有物拂下事件及國會連開事件に關して薩長閣僚の連累排撃を受け、遂に職を辭して野に下る。河野敏謙前島密、矢野文雄以下共に職を辭する者甚だ多し。即これ等の同志と共に改進黨を組織して總理となり且つ早稻田に專門學校を設立す。二十年華族に列し、伯爵を授けられ正三位に叙す。翌年黒田の元勳内閣に入りて外

務大臣となり。井上の失敗して中止したる條約改正の事に從ひ、二十二年締結の事漸く成らんとし世論沸騰しこれが中止を唱ふるもの甚だ多し。重信亦形勢の不可なるを見十月遂にこれを中止す。此日閣議よりの歸途兇徒に要撃せられて隻脚を失ふ。十二月職を辭す。廿九年夏再び外務大臣に任じ。幾くもなく職を辭す。翌年板垣の自由黨を聯合して憲政黨を組織し、三十一年入りて憲政黨内閣を組織す。蓋我國政黨内閣の嚆矢として人目を新にする事頗る大なりしも、久しからずして兩黨の聯合破れ十一月瓦解す。天皇勅して特に大臣の禮遇を賜ふ。爾來野に在り憲政本黨總理として専ら政黨の指導に盡し、ついで之を去るや、早稻田大學總長として育英を事とする傍ら、國民の政治的教育と外客に對する日本の辯護とに意を用ゐるその功頗る大なり。

板垣退助

退助諱は正形、幼名猪之助、舊高知藩士、板垣正成の男、天保八年七日生る。戊辰の役、征東大總督に參謀に任じて奥羽に出征し、若松城を陥る。亂平ぐに及び參與に任じ、二年從四位參議となり、功を以て賞典祿千石を賜ふ。六年西郷隆盛等と共に征韓論を唱へて廟議の容るゝ所とならず同志袖を聯れて野に下る。翌年副島種臣、後藤象次郎等と民選議院設立の建白をなして又容れられず、歸郷して立志社を創立し大に自由民權の説を唱ふ。八年三月、大久保利通に招かれて復び參議に任じたるも、幾くもなくこれを辭し、愛國社を設けて益々自田民權論を唱導す。十三年國會

開設請願有志會を大阪に開き、併せて愛國公黨組織を宣言す。後更に自由黨を組織して各地に遊説すること最も努む。途次岐阜に於て兇徒の爲に傷けられしが、幸にして傷癒ゆ十五年後藤象次郎と共に歐洲に遊びて政況を視察し。歸朝後旅々力を政黨に致す。二十年維新以來の功により華族に列し伯爵を授けらる。退助再三固辭すれども遂に諍されず二十三年立憲自由黨を組織し、その總理に推さる。後伊藤博文と提携して其内閣に入り、内務大臣となる。幾くもなく瓦解す。三十三年大隈重信等と共に憲政黨を組織し、ついで協力して内閣を組織し、内務大臣となる。黨人和せず、遂に尾崎文部大臣の後任問題に關し、大隈總理の處置を横暴なりとし、辭職を奏請して又野に下る。之より幾くもなく意を政界に絶ち、専ら力を社會改良事業に注ぐ。退助と重信とは實に明治憲政の發達に與りて最も力ある者なり。

黒田清隆

清隆は鹿兒島藩士、舊名了介、天保十二年十月生る。資性磊落樸素、豪邁にして果決なり。江戸に遊んで砲術を研究す。舉止武骨にして毫も軟弱の風なし。故に一たびこれに接するもの智容を改む。藩に歸るや外交掛を命ぜらる。是以清隆慶京阪の間を往來し、依て諸藩の名士に接し、天下の大勢に通ず。幕末攘夷の論囂しきや、清隆西郷隆盛等と謀りて長士二藩と結び、協力して以て事に當らんことを願す。戊辰の役、清隆亦隆盛と共に奥羽に出征し各地に轉戦す

その庄内藩を降すや清隆軍騎敵中に入り之に諭すに大義を以てしたるに由る。尋いで榎本釜二郎の五稜廓に據るや清隆又海軍參謀として赴き、書を贈りて諭し遂に之を降らしむ。後又自らの戦功を賞するに代へ榎本の死を宥められんことを請ふ。二年功を以て賞典祿七百石を賜ひ、兵部大丞に任ず。三年北海道に開拓使を置かるゝに及び、清隆その次官に任じ、開拓の功を擧ぐるに甚だ大なり。四年歐米を巡遊し、農商工業を視し、因に教師數名を雇聘して歸り、益々開拓の功を擧ぐ。七年陸軍中將に任じ、屯田兵を設けしこれが總理を命ぜらる。蓋清隆の宿論の實行せられたる也。北海道の今日あるを致せるもの、實に清隆の功其の多きに依る。

八年參議兼開拓使長官に進む。此年無禮あり、清隆全權辦理大臣に任ぜられ、副使井上馨と共に朝鮮に赴き、遂に謝罪の實を擧げしむ、朝廷その功を嘉賞して勅語を賜ふ。朕曩に汝清隆を朝鮮國に派遣し負はしむるに重任を以てす汝克く屢勉して終に其使命を全うし新に條約を互換し以て兩國の好みを爲せり。朕甚た之を嘉みす。十年肥薩の動亂あるに方り、清隆勅使柳原前光に隨て兜兒島に赴き舊藩主島津父子に面し、大義を説いて方向を誤らざらしめ、又征討總督參軍となり、出征して功あり。勅して曰く、曩に兜兒島縣道征討に方て、朕汝に參軍を命ず汝能く總督を補翼し久く難苦を経參御督戰克く平定の効を奏す朕深く之を嘉みす。

陸 奥 宗 光

宗光は舊山藩士、伊達宗廣の子、幼名牛麿、後陸奥陽之助と稱す。幕末桂小五郎、板垣退助、坂本龍馬等の門に入し、能馬の紹介により神岡太郎の塾に入る。維新の後、岩倉公に知られて外國事務局に出仕し、累進して元老院副議長に至りしが、十年の亂賊徒と聲息を通ざるの故を以て罪に坐し、禁獄五年に處せられ、十五年十二月に至りて特赦放免せらる。これより海外を遊歴すること二年、十九年、外務大臣井上馨等の推薦によりて再び官途に就き、辦理公使より全權公使(米國駐在)を経て二十三年山縣内閣に入りて農商務大臣となる。成績あり、二十五年八月、伊藤内閣に外務大臣たるに及び、機鋒頓に顯脱し、井上、大

十四年開拓使を廢す。朝廷多年の功を賞して金三千圓を賜ひ、從三位に敘し内閣顧問に任ず、十七年伯爵を授けらる。

十九年再び歐米を漫遊し、歸朝の後農商務大臣となる。二十一年内閣總理大臣となり、元勳を網羅す。大隈の條約改正失敗と共に内閣亦瓦解し、宮中顧問官となる。尋いで選信大臣、樞密院議長等に任じ、三十三年八月病んで薨す年六十一、從一位大勳位に至る。朝廷詔して曰く、奮勵時艱に臂り忠實皇運を贊く嘗て帷幕に參して征討の勳を奏し夙に邊疆を理めて開拓の基を定む樞要に歷任して世の重望を負ふ今や溘亡す曷ぞ痛惜に勝へん茲に侍臣を遣はし朕罪を瘳して以て弔せしむ

限相次いで失敗せる朝野比年の大問題、條約改正の事業に着手し、折衝縱横著々として其歩を進め、二十七年七月先づ英國との條約調印了了せるを初めとし、尋いで各國に及び、遂に此の大事業を完了するを得たり。恰も日清事變あり、廿七年六月遂に戦端を開き、翌年三月和約成る。此間宗光の伊藤博文と共に施措せる所、往々にして他人の意表に出で、事毎に機宜に適す。功の大なりし丈けその勞亦蓋尋常ならず、宗光が世を早めたる、此の數年間の煩勞に因る所少しとせず、廿七年八月、條約改正の勳功により爵を授けられ、ついで翌年八月、更に日清戦役の功によりて伯爵に進めらる。二十九年三月官を辭し、病を海外に養ふ三十年八月遂に薨す。年五十五。その講和談判の功を賞する勅語に曰く、

清國曩に全權大臣を簡派し我に和を請はしむ朕其の切實なるを認め乃ち卿等に授くるに全權を以てし命して清吏と會商せしむ卿等樽俎折衝數日を費し遂に善く妥協を得たり今卿等が奏する所の梗概は、朕が旨に副ふ洵に帝國の光榮を顯揚するに足る。朕卿等の功を偉とし深く之を嘉尚す

川 上 操 六

操六は舊鹿兒島藩士、親徳の第二子也、弘化四年十月生る。明治元年藩兵十番隊に從つて出征し羽越の間に轉載す四年陸軍中尉に任じ、七年近衛大隊長を以て佐賀の役に臨み、十年少佐十三聯隊長を以て西南の役に加はる。谷干城

に屬して熊本城を守り、圍解くるに及び豊日隔薩に轉戦して功あり、十七年、大山陸軍卿に從つて歐洲に巡遊し、十八年少將を以て參謀本部次長に補す。二十年命を奉じて獨述に遊び、歸朝の後參謀本部次長に補し、二十三年中將に進む。二十六年清韓兩國に遊ぶ、勢に企畫する所多し。

二十七年征清の役起るや、恰も參謀本部次長たり。總長有栖川宮維仁、小松宮彰仁兩親王の輜帷に參じて拮据經營し、軍國の機務籌畫全く操六の方寸に出づ、神算鬼籌著々として其効あり、竟に連戦大捷を奏す。操六の功最も多し二十一年殊勳によりて勳一等功二級を賜り、華族に列し子爵を授けらる。之より南方亞細亞に遊び、東部西比利亞を踏査し、又竊に企畫する所あり。三十一年參謀總長に補し陸軍大將を拜す。惜哉三十二年五月病を以て薨す。朝廷その偉勳を賞し、特に遺族に一萬圓を賜ふ。

伊 東 祐 亨

祐亨は舊鹿兒島の藩士、天保十四年五月生る。弱冠神戸に遊び勝麟太郎の塾に入りて航海の學を修め、尋いで江戸に出で、大いに奮擲の説を唱へ、四方有志の間に奔走す。慶應三年藩の軍艦春日に乗じて歸藩の途上、帆樑開闔丸と阿波沖に戦ふ、維新後直に一等士官となり。五月少佐に進む。七年の亂東艦長を以て福岡、長崎を警備し、九年日蓮艦長となり、黒田井上等の全權として朝鮮に使するを衛り十年の役には中佐を以て博多及西海附近に出征す。これより累進して十九年六月海軍少將に進み常備艦隊司令長官に

補す。日清戦役前、海軍中將を以て艦隊司令官たり。二
十七八年戦役となるに及び、聯合艦隊司令官に補せられ
黄海威海衛等に大海戦を爲し、遂に當時精銳を以て鳴りた
る清國北洋艦隊を全滅せしむ。而して敵の殘艦の日島及劉
公島に逼撃するや、祐亨敵將丁汝昌と舊識の間なるの故を
以て、書を與へて懇に降を勧め、尙その勢弱し、殘艦を擧
げて吾れに容れ、自ら棄を仰いで死するや、祐亨深く之を
憐みて爲に兵勇の退去を許し、且つ特に獲る處の廣濟號を
與へて懇に丁汝昌等の屍を送らしむ。内外相喧嘩して武士
道之美談と爲す。既にして大捷の報天聽に達するや、勅語
を祐亨に賜りて曰く

威海衛は黃渤兩を扼する要衝にして敵國艦隊の根據地た
り汝等能く陸軍の上陸を掩護して其背後の占領を全うせ
しめ又強固なる防備を破壊し堅牢なる艦船を轟沈し遂に
北洋艦隊を殲滅す 朕深く嘉賞す
翌年六月戦局稍収まるや、一旦歸朝して捷を闕下に奉り
更に松島以下の諸艦を率ゐて混成枝隊を護り、澎湖島に攻
入して遂に全島を占領す。五月海軍軍令部長に補し、勳功
を以て勳一等功二級に叙し、子爵を授けらる。三十一年大
將に進み、尋いで元帥府に列せらる。日露の役には軍令部
長に居り、籌策する所頗る多し、功により更に功一級に上
り、伯爵に進めらる。

伊 藤 博文

博文は長州の藩士、天保十二年九月周防熊毛郡に生る。

幼名十吉、後利輔と改め、更に俊輔と改む、春秋の號蓋し
俊輔よの出づ。父は林十藏後故ありて伊藤姓を冒す。弱冠
にして相州富の陣屋にあり、時の重役來原龍藏に愛せられ
てその薫陶を受け、依て吉田松陰の門に學ぶ。ついで又來
原に率ゐられて長崎に兵學を學び、後桂小五郎に隨つて江
戸に出づ。因つて當時の志士と交はるを得たり。文久二年
井上聞多等と品川御殿山に公使館燒打をなし。幾くもなく
同志の士四五輩と密に英船に投じて英吉利に渡り、倫敦大
學に學ぶ。居る事僅に半歳にして長藩外船砲擊の事を聞き
以て故國の大事と爲し、倉皇歸路につきて元治元年三月を
以て歸る。博文、井上聞多と共に藩公に説き外人に談じ、
周旋大に努めて漸く馬關の和議成る。維新の後參與を以て
外國事務局判事となる。時に年二十七。幾くもなく兵庫縣
知事に轉じ。二年七月大藏少輔となり、更に民部大輔を兼
れ、三年十月財政及銀行制度取調の爲め米國に差遣せられ
翌年歸朝、工部大輔に任ず。四年、岩倉全權大使に副とし
て歐米に使い六年九月歸朝、參議兼工部卿に任ず。時に年
三十二。十年の役、車駕に扈して京都に在り、亂平きて後
功を以て正四位勳一等に叙す。十一年大久保内務卿に達
つて驚るゝや、代りて内務卿となり、議定官法制局長官を
兼ぬ、十三年專任參議となり、十四年國會開設の詔勅する
に及び、十五年憲法制度取調の勅命を受けて歐洲に遣はさ
れ、勅語に曰く

朕明拾四年十月十二日の詔旨を履りみ立憲の政體を大
成する規模は固より一定する所ありと雖も其經營措畫に

至ては各國の政治を斟酌して以て授擇に備ふるの要用な
るか爲に今爾をして歐洲立憲の各國に至り其政府又は碩
學の士と相接し其組織及び實際の情形に至る迄觀察して
餘蘊なからしめんとす茲に爾を以て特派理事の任に當ら
しめ爾が萬里の功を勞とせずして此重任を負擔し歸朝す
るを期す

十六年八月歸朝、制度取調局を置いてこれが長たり、つ
いで宮内卿を兼ね、此年勳功により伯爵を授けらる。十八
年京城の變あり、特派大使として清國に赴き李鴻章と天津
に會し、條約を締結して歸る。此年新官制に従ひて内閣を
組織し宮内大臣を兼ね、翌年詔を奉じて政務を整理するの
綱領及び將來施政の標準を奉示し、爾後大に諸般の制度を
改革し、憲法の制定に力を盡す。時に井上外務大臣條約改
正失敗の爲職を去る。依て自ら臨時外相を兼攝し、宮内大
臣を辭す、二十一年、新に憲法草案論詢の爲樞密院を設け
請うて總理大臣を辭し、自ら樞密院議長となりて憲法を討
議研鑽す。當時御沙汰あり。曰く

朕病の情細を容れ重任を解き特に命して内閣に列せしむ
二十二年宮中顧問官に轉じ、特に大臣の禮遇を賜ふ。元
勳優遇の意を昭にすとの詔勅あり、二十三年國會の開設せ
らるゝや貴族院議長に勅任せられ、二十四年再び入りて樞
密院議長となる。二十五年六月病の故を以て辭職を請ふや
天皇許し給はず、優詔を下して曰く

朕病の陳情極めて切なるを知る但た 朕は常に相咫尺し
て朕が啓沃に倚らんことを望む爾其れを加へて靜養し

以て 朕が懐を慰めよ樞詢の職を解くは 朕が允さる
所なり

此年八月松方正義の後を受けて第二次の内閣を組織し。
陸奥宗光を外務大臣に擧げて條約改正の大業を成就し、且
つ日清戦役を斷行す。二十八年清國和を諭ひ、李鴻章を全
權大臣として下關に派するや、博文宗光と共に全權辦理大
臣となり、之と折衝の任に當る。條約成るに及び、朝廷爲
に優詔を賜ふ(陸奥に下されしものと同文)。勳功により侯
爵に陞し大勳位に叙せらる。既にして遼東半島還附の事あ
り、翌年八月途に辭職す、特に勅して遼東半島還附の事あ
り、三十一年三度内閣を組織し。大いに民黨聯合の爲に苦しめ
られて六月遂に投げ出し、大隈、板垣兩黨首を薦め、飄然
として清國漫遊の途に上る。三十二年新に皇室制度調査局
の設けらるゝや、これが總裁に任ぜられ、翌年樞密院議長立
の抱負の下に政友會を組織す。幾くもなく政友會を提げて山
縣に代り内閣を組織し、瓦解の後政友會と絶ちて又樞府に
入る。優詔あり

朕方今の時局に顧み御が啓沃に頼るを惟ひ茲に再び卿を
煩はして樞府の重職に就かしめ國家要務の諮詢に應ぜし
めんとす願ふに維新以來の事業中外に涉りて前途尙甚た
悠遠なり 朕は卿が積年の勤勞に倚信し匪救獎順以て克
く其終始を全くせんことを望む

三十八年、日露戦争終結の後、特派大使として韓國に至
り、日韓協約を締結し、尋いで十二月、韓國統監に任ぜら
る。四十年二月特に十語を賜ひ、帝室諸制度編纂の功を嘉

賞せらる

曾て皇室典範帝國憲法を制定せしや、卿實に草創の任に當り、皇室制度調査局を置くに及んで、卿をして之を總裁せしむ。今や其功績を告ぐ是に於て、皇室諸般の令章始めて備はり、以て後嗣に貽す所あり。朕深く其の績を嘉す。ついで日韓新協約の成立するや、八月二十日又特に勅語を賜ひて、曰く

朕夙に東洋の平和を重じ、卿をして韓國の扶植に任ぜしむ。卿克く、朕が意を體し、拮据盡瘁、功果維舉り、今や新協約の成立を見る、寔に卿が忠誠の致す所なり。朕深く其の功勞を嘉す。

依て九月勅功を賞して、公爵に陞せらる。四十三年、韓國皇太子本朝留學の事あり、統監を辭せんと請ふや、三月十四日を以て復た樞密院議長に任ぜられ、左の勅語を賜ふ。

朕特に卿をして統監の任に膺らしむるや、卿の忠誠、遠なる克く、草創の業を理め、韓國扶植の基固をくし、以て朕の倚託に副へり、其功績寔に偉大なりとす。今や卿の陳情を容納し、統監の職を解くに當り、朕は尙深く卿の啓沃、吐贊に頼るものあらんとす。卿夫れ之を體せよ。

此年十月、重大の使命を帯びて露相と會見せんが爲、北滿の野を過るに際し、露領哈爾濱に於て、韓國兇徒の爲に射られ、三十分餘にして遂に薨す。上下震駭、惻然野朝に滿ち、天皇深く哀悼せられ、賜ふに國葬を以てし、當日廢朝し、位一級を陞して、從一位に叙し、左の誄辭を賜ふ。

志を立て、奮勵王政の復古を唱へ、難を排して、邁往宏猷を

盡忠報國、東洋の平和を維持するに務め、以て君の志を紹ぐべし。古人云ふ、匪以報公維以報國、死者復生、信我此言。庶くは君をして瞑せしむるを得ん、嗚呼哀哉。

井上馨

馨は山口藩士、天保六年十一月生る、幼名は開多。幕末に際して、其兄幾太郎と共に京師に入り、在京の同志と交りて、連に攘夷を講し、四方に奔走す。その江戸に在る日、幕府偶々高輪御殿山に外國公使館設置の議あり、英國公使館先づ成る。開多乃ち伊藤俊輔等と密に圖りて、之を燒打ちす。時に文久二年也。之より以後、死生の間に出入する、常に之を後輔と共にしたり。當年の開多が亡友伊藤公を弔ふの文當時の感懐を語りて、最も痛切なり。

予君と交る五十年、異體の心、生死患難を共にし、國歩艱難の秋に始り、太平富貴の日に至り、始終渝ること莫く、金石も嘗ならず、自ら言ふ交友の誼、今古に愧る無しと。即遂に一言せずして止む可らず。予君に長すること六年、予子の垂死を哭する、こと二回、予幸に君の交情看護に因て再生するを得たり、料らざりき今日、反て君の葬を送らんとは、嗚呼悲哉。回憶すれば、四十七年前、文久癸亥の仲夏、君子と俱に發奮して、海軍の術を學ばんと欲し、禁を犯し、潜に泰西に航し、居ること半年餘、鹿兒島に於て、英國艦隊と交戦し、及び馬關に於て、外國船艦を砲撃の報を聞き、意を決して、急に還り、極力して攘夷の行ふ可らざるを論じ、因て大政を朝廷に復し、全國を統一し、以て大に

維新に賛け、憲法を草創して、刊らざるの典を修め、韓國を指導して、渝ることなきの盟を締り、股肱之れ倚り、柱石之れ任し、忠貞公に奉して、公正事に當り、勳績倍ます、願はれ望み一世に隆し、忽ち訃音に接す、曷ぞ軫悼に勝へん、茲に侍臣を遣はし、轉を齎して、以て弔慰せしむ。

國葬に先づ二日、博文の息伊藤文吉に對し、特に男爵を授くるの恩命あり。十一月四日、比谷公圓に於て、國葬を行ひ、大井町字谷垂に葬る。韓國皇帝、特使を遣して、誄を獻じ、且つ文忠公の諡を贈る。竹馬の友、侯爵井上馨の、當日靈前に供へたる誄辭は、最もよく故人の爲人を盡す。即その一節を左に録す。

君學漢洋を該れ、識東西に通ず、尤も東洋平和を以て念と爲し、常に忠節道義を以て碎軀し、王臣匪躬を以て自ら任す、故に國民は仰て文治の宗と爲し、外人は視て平和の表となす、留韓四年、未だ曾て寧處せず。年七十に垂んとし、一歳の行萬里を期し、節冬寒に向ひ、北嶺の野に見學す、忠君報國の厚に非らずんば、孰れか能く如此ならん、豈計んや君の忠節にして、茲の不測に遇ひ、暴かに異邦の地に薨せんとは、嗚呼哀哉。君の訃電聞す、皇上震悼、勅して國葬を行はしめ、自皇黃童、織婦耕夫も哀悼せざる莫く、乃ち外國帝王、大統領大臣紳士に至る迄、親しく弔電を發し、我が不幸を言はざる莫く、内外新聞争ふて君の才德、勳業を稱賛し、環球著望の盛振、古來未だ君の如きもの比あらざる也。抑も予は又之に因て、吾が國民に望むことあり、誠は君の死を哀まば、則ち宜しく舉國一致、

開國の國是を定むるの議を建つ。事未だ遠に行はれず。

遂に四國艦隊の馬關に寇するを致し、爰に君命を奉じて、備に矯和の任に當り、故國を危難より脱し、勤王開國の端を發す。既にして内訌起り、予は暗夜要撃に遭ふて、幾んど死し、君は高杉を助けて、兵を馬關に擧げ、藩論を回復し、我が一太危機を轉過せり。王成復古乃ち、微士に擧げられ、木戸大久保二公の版籍奉還を唱ふるや、君之を佐けて、尤も力あり。維新の續此よりして、破竹の如し。

元年正月、徵されて、參與に列して、より、外國事務判事、長崎府判事、民部大丞、大輔等に歴任し、二年冬、艦隊兵隊の亂をなすや、木戸、品川等と共に歸りて、これを鎮撫し、ついで大藏大輔に任ず。廢藩以後に於ける民政及財政統一の實を擧ぐるに至れるもの、馨の功最も多きに居る。六年、裁判の獨立及學制制定に關し、司法卿江藤新平、文部卿大木喬任等と議合はす、五月官を辭す。翌年、先收會社を興して、總裁となり、米穀輸出の業を督む、此間、釜石製鐵所を計畫し、或は東京青森間の鐵道敷設等に關して、盡す所あり、先之元老議員に任じ、九年朝鮮に調査使として、黒田清隆に副たり。十一年、參議兼工部卿に任じ、翌年寺島宗則の條約改正に失敗して、退くや、外務卿を兼攝して、之を執筆す。之より朝鮮に使用すること二回、或は各國使臣を東京に會して、朝鮮の獨立國たることを各國に承認せしめ、或は京城條約を締結す。十八年の新内閣には入りて、外務大臣となり、引續き條約改正の事に拮据し、二十年、遂に世論の反對に違ひて退く。日清戦役前後、又數回京城に特派せられて、朝鮮の國政

改革を扶け、王妃事件の起るや又その善後處全を爲して共に功あり。此間、二十一年には農商務大臣となり、二十五年には内務大臣となり、臨時總理大臣を攝行し而して三十一年には又大蔵大臣に任じ、常に新人材を省内に登用して釐革施設する所頗る多し。爾來隱然として帝國財政經濟界の指導者監督者たるの地位に在り。三十七年、日露の戦端開くるや、天皇特に勅諭を賜うて曰く、
朕卿が啓沃に頼るを帷ひ卿をして國家要務の諮詢に應ぜしむ卿克く獎勵の任を竭さんことを望む
三十九年、日露戦役の功により侯爵に陞せ、正二位大勳位に叙す。

山 縣 有 朋

有朋は舊山口藩士、天保九年四月蘇に生る、父は三郎、幼名辰之助、又小助と云ひ、長じて狂介と改む。吉田松陰の門に學び殊に國學に精し。含雪又芽城と號す。嘉永安政の間姓名を萩原鹿之助と變じて京都江戸の間に奔走し、攘夷を實行せんと謀る。乃ち薩藩に使用し島津久光、大原重徳等と密に計る處あり。偶々幕府征長の師を起す、高杉晋作藩命を奉じて専ら馬關守衛の任に當り、又騎兵隊を組織するや、有朋が參謀となり、尋いで軍監に任じ、環浦支營に長たり。慶應三年晋作歿後、有朋薩の桐野利秋と共に京都に赴き、西郷吉之介、黒田了介其他の志士と會し、薩長相結んで幕府を討つの議樹つ。戊辰の役、藩兵を率ゐて出征し、黒田清隆と共に越後口

征討總督嘉彰親王の參謀となり、進撃して長岡を陥れ尙各地に轉戦す。功を以て賞典祿六百石を賜り、兵部權大丞に任じ、尋いで少輔となる。二年藩籍奉還の議あるや、有朋時機未だ到らずとして之に反對し、遂に暇を請うて霧佛二國に遊び、その制度文物を視察して歸る。四年兵部大輔に進み、廢藩後徵兵制度制定實施に盡して功あり、又帶刀禁止に關して上言し、翌年禁止令の發布を見るに至る。五年陸軍少將より中將に任じ、近衛副都督に補す。時に長州の山城屋利助陸軍省用達として官命費消事件あり、有朋これに累せられて職を免せらる。翌年陸軍卿に任じ、七年佐賀の亂征討總督嘉彰親王の下に參軍を拜す。未だ達するに及ばずして亂平ぐ。十年の役、參軍を命ぜられて出征、苦戦連旬、賊勢遂に窮窮するに及び、有朋書を西郷隆盛に送りて懇諭する所あり。隆盛その書の私情を盡し公義を重んずるを見て感激し、遂に死を決せりと云ふ。亂平ぐや、功を以て勳一等に叙し、特に勅語を賜ふ。
曩に曩島縣逆徒征討に方て、朕汝に參軍を命ず汝能く總督を補翼し久く艱苦を経參籌督戰克く平定の效を奏す朕深く之を嘉す

十一年參謀本部の初めて置かるゝや入りて其の長となり、翌年内務卿を兼攝す。十八年の新内閣には入りて内務大臣となり、廿一年地方制度取調の爲歐洲を巡遊して十二年歸る。時に大隈の條約改正失敗の爲黒田内閣遂に瓦解したれば、十二月有朋自ら内閣を組織し、内務大臣を兼ね(二十四年辭職、大將、議定官)爾來、二十五年の伊藤内閣

には入りて司法大臣となり(翌年辭職して樞密院議長)三十一年の憲政内閣没落後には再び出で、内閣を組織し(三十三年辭職)自ら一介の武弁と稱しつゝ、常に内閣の統制を鞏固にし、巧に政黨を操縦して國務を進捗せる所妙からず。乃朝廷常に待つに大臣の禮遇を以てし元勳優遇の意を昭にし給ふ。二十七八年の役、第一軍司令官として出征し平壤を畧し進んで九連城第一軍司令官に在り、會々病に罹る。朝廷勅使を派してこれを慰問し且つ召還の恩命を傳へ尋いで監軍に補して帷幄に參ぜしむ。勅語に曰く、
朕識に卿が軍中に在りて疾に罹るを聞くや軫念に堪へず使を遣はして慰問せしめ遂に親しく敵情を聽かんと欲し歸朝を命したり今同疾の平癒に赴くを見、朕太た憐ふ因て現職を解き特に帷幄に列せしむ汝其れ加養して、朕が謨猷を翼贊せよ。

二十八年講和成るに及び、功を以て侯爵に進め功二級に叙し、特に金五萬圓を賜ふ。二十九年遣露大使として露帝戴冠式に列し、佛國を経て歸朝す。三十一年特に元帥の稱號を賜ひ、正二位大勳位に叙す。三十六年、伊藤の政友會と絶ちて樞府に拉せらるゝに方り、松方と共に特に優詔を賜うて樞密院に列せしめらる。勅語に曰く、
朕方今の時局に顧み卿が啓沃に頼るを惟ひ茲に卿を煩はして樞府に列せしめ以て國家要務の諮詢に應ぜしめんとす、朕は卿が積年の勤勞に倚信し匡救獎勵以て克く其の終結を完くせんことを望む。

日露の役、參謀總長として軍國の機務を總攬し、企畫經

營する所最も多し。功を以て公爵に陞し、功一級に叙せらる。尋いで樞密院議長たり。政治界軍事上に於て、辟乎として一大牙城を爲す。殊に伊藤公歿後に於ては其勢益々堅く、宛として政界の大御所たり。

【附言】尙は明治の功臣として必ず選すべからざるもの尠からず。殊に大山公爵松方侯爵の如き、前掲諸元勳と相對して明治史の大部分を経緯するもの、著者の腹稿固より之を逸せんとくして逸し得べからざりしも、記事幅狭して紙幅足らず、不權衡の記述を爲すの元勳に禮を失するの甚しきを恐れ、遺憾ながら遂に之を他日に期す。加之、日英同盟、日露戦争、條約改正、日韓合併等に關聯して殉勳赫赫たるもの、少くとも桂公爵、故小村侯爵、故兒玉伯爵、故乃木、東郷兩伯爵は到底逸すべからず、而して宮廷の老忠臣徳大寺侯爵、平和の宰相たる西園寺侯爵亦必ず數へざるべからざるを知るも、共に筆の途に爰に及ぶを許さざりしは最も讀者諸君に對して遺憾とする所也。

明治元年、三月二十一日、石清水へ行幸。
 同二十六日、大阪行在所(本願寺別院)より天保山へ行幸、海軍操練御覽。
 同四月六日、大阪城へ行幸、諸藩兵の操練御覽。
 同八月三十日、京都川東の軍事操練場へ行幸。
 同九月二十日、東京へ行幸、十二月八日、車駕西遷。
 同十月二十八日、大宮驛行幸、氷川社に詣す。
 明治二年、三月七日、再び東京へ行幸、二十八日御着、途次伊勢太廟に謁し給ふ。
 同八月八日、濱御殿へ行幸。
 同十二月二十五日、先帝御陵御拜のため赴かせらる。
 明治三年、正月十一日、海軍操練場へ行幸、海軍始の式を行はせらる。
 同正月十七日、舊本丸跡行幸、軍神を祭り、練兵天覽。
 同三月十一日、神祇官へ行幸、神武天皇祭御執行。
 同四月十七日、駒場野練兵天覽。
 同九月八日、四藩徴兵練習天覽のため、越中島行幸、偶々暴風雨あり、俄に還幸。
 同閏十月二十二日、大宮驛の氷川社に詣す。
 明治四年、八月十八日、三條實美の新橋邸に臨幸、夫より延達館に臨ませられ、諸臣を召して酒饌を賜ひ、御歸

路、岩倉具視の邸に臨幸あらせらる。
 明治五年、一月八日、日比谷練兵場に新臨、觀兵式を行はせらる。
 同三月二十九日、大學南校へ行幸。
 同四月二十三日、日比谷臨御、近衛兵練習天覽。
 同四月二十八日、龍驤艦乗御、浦賀へ行幸。
 同五月二十三日、東京御發聲、御西巡あらせらる。
 この日皇城より、濱御殿に入らせられ、夫より品川海にて龍驤艦に召さる、海路島羽港に抵り、二十六日、伊勢太廟に詣せらる、晦日、京都御着聲。
 六月朔、二、三日は、京都御滞在、御陵に謁せられて後ち、各所御巡覽、四、五、六日は、大阪各所御巡覽、七日御艦大阪を發し、十日、下關に抵る、十二日、日進艦に御し、六連島燈臺御覽、勅使を櫻山招魂社に遣はし、殉難戦歿諸士の靈を弔祭せしめらる、十四日、長崎に抵り十五日十六日、各所御巡覽、十八日十九日、熊本に在て諸所御巡覽、二十二日、鹿兒崎に抵り、二十三日、各所御巡覽、侍從番長を、鶴ヶ峯招魂社に遣はし、殉國士を祭らしむ、七月二日、鹿兒島御發聲、四日、丸龜に至り六日、兵庫に入る、八日、侍從番長を淡川神社に遣はし之を祭らしむ、十二日、東京へ還幸。

同九月十二日、新橋並に横濱停車場に臨幸、鐵道開業式を行はせらる。
 同九月十五日、越中島臨幸、近衛兵練習天覽。
 同十一月十二日、赤坂離宮へ臨御。
 同十一月二十五日、海軍操練場行幸、海軍生徒の練習天覽。
 明治六年、一月三日、赤坂離宮へ臨御。
 同三月十一日、濱離宮へ臨御。
 同四月十四日、鎌倉行幸、鶴岡八幡宮に詣す。
 同五月五日、皇宮炎上、赤坂離宮へ還幸。
 同五月十五日、陸軍省、武庫司、兵學寮、造兵司へ行幸。
 同五月二十二日、日比谷練兵場練兵天覽、夫より島津久光毛利元徳の兩邸に臨幸。
 同六月二十三日、海軍省並に海兵屯所へ行幸。
 同七月十七日、開拓使官園に行幸。
 同八月三日、箱根宮の下温泉場へ行幸、三十一日、東京へ還幸。
 同九月一日、延達館へ臨幸、伊賀皇族御尋。
 同十月九日、開成學校新築成る、開業式に付親臨。
 同十月二十日、三條實美病あり、車駕その邸に臨み、歸途また、岩倉具視の邸に臨む。
 同十一月二十五日、海軍操練所へ行幸。
 同十二月九日、加島へ行幸、クルツア砲の試射天覽。
 同十二月十七日、横須賀へ行幸、造船所並に諸工場天覽。
 同十二月十九日、三條實美の橋場別業に臨幸。
 明治七年、一月二十七日、招魂社へ臨御。

同三月十八日、横濱燈臺寮へ行幸。
 同四月七日、陸軍幼年學校へ行幸。
 同四月十七日、吹上臨御、大隊操練御覽。
 同五月十八日、師範學校へ行幸。
 同六月二十五日、陸軍戸山學校へ行幸。
 同七月二十九日、濱離宮へ臨御。
 同八月十四日、濱離宮へ臨御、米國製大小砲試發。
 同九月十九日、蘆沼村陸軍練兵天覽。
 同十一月十七日、武庫司並に造兵司へ行幸。
 同十二月七日、蘆沼村陸軍演習天覽。
 明治八年、一月三十一日、靜寛院宮、並に黒田長濤邸へ臨御。
 同二月七日、池田慶徳邸、並に開拓使官園へ行幸。
 同二月九日、舊本丸跡に於て、鐵臺工兵の操練天覽。
 同二月二十二日、招魂社へ臨御。
 同三月五日、横須賀に於て、軍艦清輝進水式行はるゝに付行幸。
 同四月四日、徳川昭武、並に徳川慶勝の兩邸へ行幸。
 同五月四日、有栖川宮邸へ臨御。
 同五月二十九日、下總の習志野原へ行幸、陸軍兵の演習天覽。
 同六月七日、越中島へ行幸、鐵板砲撃天覽。
 同七月五日、元老院開院式に付行幸。
 同七月七日、博物館へ行幸、澳國物品御覽。
 同七月十七日、地方官會議を開かるゝに付、その開會式に

臨御。
 同月十七日、華族會館へ臨幸、親しく勅語を賜ひて、獎勵を辱くす。
 同十二月四日、三條實美邸へ行幸。
 同十二月十九日、吹上苑へ臨御、軍馬天覽。
 同十二月二十一日、雜司ヶ谷に於て、陸軍兵の實地演習天覽。
 明治九年、四月十四日、木戸孝允の染井の邸へ臨幸、孝允を召し、優渥の勅語を賜ふ。
 同四月十九日、大久保利通の三年町の邸へ臨幸、利通を召し、優渥の勅語を賜ふ。
 同六月二日、御發遣東北御巡幸、これ親しく、各縣諸般の治績を閲し、學校に臨御、教育の状況を察し、又は勤王國に殉せる者を祭らしめ、産業を獎勵せる者、並に德行一纏に旌表すべき者を賞與し、其他聖意の顯彰する所を洽からしめ給ふ。七月十八日、兩館より軍艦に御し、二十八日、横濱御着、東京へ還幸あらせらる。
 同八月廿五日、延邊館へ行幸あり、各國公使を司し、宴を賜ふ。
 明治十年、一月六日、陸軍始に付、日比谷練兵場行幸。
 同一月九日、海軍始に付、海軍兵學校へ行幸。
 同一月十五日、元老院へ行幸。
 同一月廿四日、東京御發遣、京都へ行幸。
 この時横須賀鎮守府より、高雄丸に御し、神戸に至らせらる。三十日は、孝明天皇十年御式祭に付、御山陵御親

拜、御滯在中、下上加茂社、桂離宮へ行幸。
 その他京都各所、御巡覽あらせらる。
 同二月十日、大和行幸、十一日神武天皇山陵御親祭。
 これより西南事變に付、久しく京都御駐蹕、七月三十日東京へ還幸あらせられたり。
 同八月二十一日、内國勸業博覽會へ行幸。
 同十月二十日、上野の教育博物館へ行幸。
 同十一月三日、日比谷練兵場觀兵式に付行幸。
 同十一月六日、有栖川宮へ行幸、親王凱旋の慶を賜ふ。
 同十一月十四日、招魂社臨時祭に付行幸。
 同十一月十七日、紙幣局行幸。
 明治十一年、一月九日、海軍始兵學校へ行幸。
 同一月十五日、元老院行幸。
 同一月二十四日、農學校開校式に付行幸。
 同三月二十五日、日比谷練兵場へ行幸。
 同四月六日、戸山の原諸兵實地演習天覽。
 同四月八日、上野邊行幸、御歸途、大隈東信邸へ臨御。
 同四月十日、十九日、二十五日、地方官會議へ臨御。
 同七月三日、士官學校へ行幸。
 同七月十日、横須賀へ行幸、軍艦扶桑、比叡、金剛天覽。
 同七月十五日、工部大學校へ行幸。
 同八月二十七日、車駕東京を發し、北陸東海二道御巡行、埼玉、群馬、長野、諸縣を経て、新潟、石川、滋賀、岐阜、愛知、静岡、諸縣及び京都府に巡幸あらせられ、十一月九日、東京へ還幸。

この時、山陵御拜、各所の重き神社御參詣、縣廳、學校、鎮臺、裁判所、產業場等御巡覽、殉國者の墓を祭らしめ、篤行者に謁及び金を賜ひ、養老賑恤の典を擧げさせらる。
 明治十二年、三月二十五日、日比谷練兵場へ御臨幸。
 同七月七日、日比谷練兵場に於て、米國前大統領グラント來遊に付、飾隊式行はるゝに依り、臨御。
 同七月二十四日、吹上御苑へ臨御。
 同八月十日、濱離宮へ行幸。
 同八月十八日、岩倉具視邸へ行幸。
 同八月二十日、戸山學校内競馬場へ行幸。
 同八月二十五日、東京京民の請願に依り、上野公園へ行幸。
 同九月二十日、吹上御苑に於て、近衛兵射的天覽。
 同十月八日、元老院へ行幸。
 同十月二十四日、習志野下志津原へ、歩砲工兵演習に付行幸。
 同十一月十八日、有栖川宮邸へ行幸。
 同十一月二十九日、伊國皇族御尋として、延邊館へ臨幸。
 同十二月二日、日比谷練兵場飾隊式臨御。
 同十二月二十三日、吹上御苑へ臨幸、各國公使を召して犬追物天覽。
 同十二月二十五日、海軍兵學校へ行幸、勅語を賜ふ。
 明治十三年、一月十三日、日比谷練兵場へ臨御。
 同二月十五日、元老院へ行幸。
 同二月五日、地方官會議へ臨御。
 同三月十六日、戸山學校へ行幸。

同五月八日、陸軍省、參謀本部へ行幸、夫より大木喬任邸へ行幸。
 同六月九日、赤羽工作分局へ臨御。夫より寺島宗則邸行幸。
 同六月十六日、御發遣、山梨三重二縣、及び京都府へ巡行。
 七月二十三日、還幸あらせらる。
 この時伊勢太廟御拜、京都諸山陵御拜、縣廳、裁判所、勸工場、物産陳列場、製絲工場、學校等、御巡覽、勤王殉難士の追祭行はせらる。
 同十月二十九日、植物御苑へ臨幸。
 同十一月二十九日、陸軍戸山學校へ臨幸。
 同十二月二十四日、陸軍士官學校へ臨幸。
 明治十四年、五月十八日、横須賀へ行幸、觀音崎砲臺、並に造船所御巡覽。
 同七月三十日、山形、秋田二縣、及び北海道へ御巡幸に付御發遣、十一月十一日、東京へ還幸。
 この時、深く民情産業の實狀を、御鑑察あり、二縣下の牧畜、疏水、修道、墾田、養蠶等の事功を賞し、賑恤を行ふ、特に山形の製絲業と、秋田の鑛山工場には、御注目深かりし、又北海道にては、官衙、公共建物、學校、農業工業に關する事業場へ、御巡臨あらせらる。
 明治十五年、十一月二十一日、隅田川上流に於ける、海兵の短艇競漕と、水雷發火演習の天覽あり。
 この歳、上野公園に於て、博物館建築落成に付、行幸あらせらる。
 明治十六年、七月五日、岩倉具視病あり、親臨慰問して物

を賜ふ。
 同七月十七日、岩倉病甚だ爲し、再び臨幸、病牀に御して親問あらせらる。
 明治十七年、島津忠義邸へ行幸、相撲犬追物天覽。
 明治十八年、七月二十六日、東京御發聲、山口、廣島、岡山三縣へ御巡幸、八月十二日、還幸。
 この時、縣廳其外諸官衙、學校、各産業事業場、練兵場等御巡覽、特に勤王諸名士の墳墓へ勅使を差遣し祭典料を賜り、篤行者並に事業家を褒賞せられ、厚く賑恤救済の典を行はせらる。
 同十二月二十六日、有栖川宮邸へ臨幸。
 この歳、尾張伊勢地方に於ける、陸海軍大演習天覽御幸。
 明治十九年、一月十五日、元老院へ行幸。
 明治二十年、一月二十五日、京都へ行幸。
 孝明天皇二十年の御式年祭に付、横濱より軍艦浪速に乗御、三十日、先帝山陵を拜し、御親祭あり、御歸途、尾張知多郡長尾山にて、陸海軍演習天覽。二月十四日還幸。
 同五月七日、有栖川宮邸へ臨幸、牡丹花天覽。
 この歳、井上馨邸臨幸、演劇天覽。
 明治二十二年、一月十一日、皇城御造營落成に付還幸。
 同二月十二日、憲法發布祝意のため、上野公園へ行幸、夫より華族會館へ臨幸。
 同五月二十四日、荏原郡上目黒なる、西郷從道邸へ臨幸。
 明治二十三年、三月二十八日、尾州地方へ臨幸、陸海軍の聯合大演習御統裁夫より京都へ行幸。

同四月九日、滋賀縣へ行幸、琵琶湖疏水竣工式場へ臨幸。
 勅語を賜ふ。
 同四月十八日、吳、佐世保兩鎮守府、及江田島兵學校へ行幸、神戸沖に於て觀艦式、吳に於て鎮守府、海兵團造船部、兵器部、江田島に於て、兵學校御巡覽、特に諸器械水雷發射等、御熱覽遊ばされたり。
 同十月二十五日、茨城縣へ行幸、機動演習天覽。
 同十一月二十九日、始めて帝國議會開院式を行はるゝに付貴族院へ臨幸、勅語を賜ふ。
 明治二十四年、二月十八日、三條實美病篤きに依り、其邸に臨幸、特に病牀に親問の榮を辱くし物を賜ふ。
 同年春、小石川音羽なる山田顯義の邸へ行幸。
 同五月十二日、露國皇太子來遊中、滋賀縣大津に難に遭ふ聖上御憂念あらせられ、即日御西幸、十三日、直ちに皇太子御訪問、神戸海岸にて御見送り、十九日、更に皇太子を、露國軍艦に御見舞として、臨御あらせらる。
 明治二十五年、陸軍大演習御統裁のため栃木地方へ行幸。
 明治二十七年、三月九日、大婚二十五年祝典を、宮中に行はせられ、夫より青山練兵場行幸、觀兵式天覽。
 同四月、横須賀へ行幸、新造軍艦、松島、吉野、千代田天覽。
 同九月十三日、日清開戦の故を以て、東京御發聲、十五日御着臨、廣島大本營に入らせらる。
 同十月、廣島に於て、臨時帝國議會開會式のため行幸。
 同十月二日、吳港へ行幸、松島比叡兩艦天覽。

明治二十八年、四月二十七日、廣島御發聲、大本營を京都に移さる、五月三十日、東京へ還幸。
 明治二十九年、十一月二十五日、横須賀へ行幸、捕獲艦鎮遠天覽。
 同十二月十八日、隅田川行幸、海軍短艇競漕天覽。
 明治三十年、四月、京都へ行幸、英照皇太后御陵奉告祭あり、八月二十三日、東京へ還幸。
 明治三十一年、四月十日、東京市奠都三十年祝典へ行幸。
 同十一月十三日、攝河泉地方、陸軍特別大演習へ行幸。
 同十一月十九日、神戸へ行幸、觀艦式天覽。
 明治三十三年、四月、海軍大演習地、和歌浦へ行幸。
 同年、茨城地方へ行幸、陸軍演習天覽。
 明治三十四年、十一月、東北地方に於ける、陸軍大演習に付、宇都宮へ行幸。
 明治三十五年、十一月、九州に於ける、陸軍大演習地へ行幸。
 明治三十六年、四月十日、神戸沖に於て、觀艦式を行はるゝに付行幸。
 同年、大阪に於ける、内國勸業博覽會へ行幸。
 明治三十八年、十月二十三日、東京灣に於て、凱旋大觀艦式を行はるゝに付、行幸天覽。
 明治三十九年、四月三十日、青山練兵場に於て、舉行せらるゝ所の、三十七八年戰役、陸軍凱旋大觀兵式に付、御親問のため臨幸。
 明治四十年、十一月、茨城縣地方、陸軍大演習地へ行幸。

同十二月二十日、芝離宮へ御臨幸、去る十五日入朝の朝鮮太子御引見。
 明治四十一年、神戸へ行幸、觀艦式天覽。
 明治四十二年、十月、栃木縣地方に於て、陸軍大演習行はるゝに付、御親問のため行幸。
 同十二月三日、陸軍大學校卒業式を行はるゝに付、此の日臨幸、優等生へ軍刀下賜。
 同十二月二十四日、貴族院へ臨幸、帝國議會開院式を行はせられ、勅語を賜ふ。
 明治四十三年、一月八日、青山練兵場へ行幸、陸軍始觀兵式を行はせらる。
 同五月二十八日、陸軍士官學校卒業式に付、臨幸。
 同五月三十一日、陸軍中央幼年學校の卒業式に付、臨幸。
 同六月二十日、霞關離宮へ臨幸、來遊中の獨逸國皇族御訪問。
 同七月四日、近衛師團司令部へ行幸、種々の作業及び製作品等天覽。
 同七月六日、陸軍戸山學校へ行幸、生徒の卒業式に臨ませらる。
 同七月八日、本郷元富士町なる、前田利爲邸へ臨幸。
 同七月十一日、東京帝國大學へ行幸、生徒の卒業式に臨ませらる。
 同十月三十一日、陸軍騎兵實施學校修業式に付行幸。
 同十一月十日、東京御發聲、陸軍大演習御統裁のため、岡山縣へ行幸、大本營たる岡山後樂園に入らせらる。同二

十日還幸。
 明治四十四年、五月十六日、陸軍經理學校、卒業式を行ふに付行幸。
 同五月二十二日、海軍大學校、及び軍醫學校、經理學校の卒業式へ行幸。
 同五月二十七日、陸軍士官學校、卒業式を行ふに依り行幸。
 同七月十一日、東京帝國大學、生徒の卒業式を行ふに依り行幸。
 同十一月三日、天皇節に當り、青山練兵場に行幸、觀兵式を行はせらる。
 同十一月七日、東京御發登、第十二師團特別大演習御統裁のため、福岡縣下へ行幸、十九日東京へ還幸。
 同十一月二十九日、陸軍大學校、卒業式を行ふに依り、臨幸あらせらる。
 同十二月二十七日、貴族院へ行幸、帝國議會開院式を行はせられ、勅語を賜ふ。
 明治四十五年、五月三日、東京御發登、千葉縣四ツ街道なる陸軍野戰砲兵射擊學校へ行幸あらせられ、山砲射擊の演習を御覽あり、即日還幸。
 同五月九日、かてて來遊中の獨逸國皇族御訪問のため、霞ヶ關離宮へ臨幸あらせらる。
 同五月十八日、陸軍經理學校、卒業式を行ふに依り、行幸あらせらる。
 同五月二十二日、海軍大學校に於て、卒業式を行ふに依り行幸あらせらる。

同五月二十八日、陸軍士官學校に於て、卒業式を行ふに依り行幸あらせらる。
 同五月三十日、陸軍中央幼年學校に於て、卒業式を行ふに依り、行幸あらせらる。
 同六月二十九日、陸軍戸山學校に於て、卒業式を行ふに依り、行幸あらせらる。その時卒業生の器械體操、銃劍術軍刀術、障礙物競走等を天覽に供し、次で堡壘破壊の實況を御覽あり。
 同七月十日、東京帝國大學に於て、卒業式を行ふに依り、行幸遊ばさる。その時古文書類、種々觀覽に供したり。
 【附記】
 大行天皇の御一世中は、平素玉體頗る御健強に渡らせられ、日夜専ら、御文事御武術に、御勉強あらせられ、殊更御政務の上には、御精勵を盡させらる。大御心は常に、國民の疾苦なき様に、國運に進歩する様に、獨り法律制令の上のみならず、百事萬般、御見聞の間に、深く御精意を籠めさせらる。何事も廣く、内外古今の治蹟に御對比御研究の末、御治定あるべきに付、その澳發する所の觀旨は必ず完全なる芽出度きものなりき。
 故に年中に數多き行幸の御沙汰は、これ等の深き聖意に淵源し、御開行あらせらるべきに付、御自己御遊覽に涉らせらるる行幸とはなかりき。常に我々の伺奉る、行幸の御主旨は、元來御政治の御精勵に基かせらる、事のみなり。
 夏期盛暑の際、赤日天を行き、金殿玉樓も、襖櫃を蒸饜

し、貴紳大官も、背汗珠を成し、或は山間の温泉に、或は海濱の水浴に、苦熱を忘れ、涼風一拂、始めて年中の煩鬱を洗濯する候と雖も、聖上には、箱根にも、葉山にも、小田原にも御避暑行幸は、更になかりき。却て御養生のため御遊臨ありしは、明治六年の盛夏の頃、箱根宮の下、温泉場に行幸あらせられしのみにて、四十五年の永き中に唯々僅に一回の外は承らず。
 國家進運の上に、深く御留意あらせられ、御書類御調査のため、御多忙の餘り、自然に御閑暇なく、一寸の光陰をも御惜みになり、常御殿、御學問所など御座所に、設けられたる御机の上には、いつも覽裁を請ふべく、奏上せる各種の書類、各所より獻納せる、有益の圖書、その他御研究のため、御取寄になりたる書籍は、常に山の如く堆くして日も夜も、間斷なく御閱覽遊ばさるやに承はる。
 平日は御勉強のため、御閑少なければ、御座所を離れさせ給ふこと少く、宮城中の吹上御苑の如きも、殆ど開却せられ、春晴百花の妍榮を争ふ時と雖も、更に御賞覽あらせらるることなく、御距離近き所にありながら、數年三とんと御遊賞あらざりし。
 されど、伊勢太廟の御親拜、御祖陵の御親祭御拜、神宮神社の參詣、觀兵式、各所に行はる、陸軍の演習、海軍觀艦式、海軍造船所に於ける軍艦の進水式、帝國議會、開院式、種々主要なる學校の卒業式、博覽會の開場式、鐵道の開通式、外國より來遊せらるる皇族への御見舞、諸臣下御慰勞のため、御開催あるべき、赤坂離宮の製菊御宴、濱御

殿に御開催の觀櫻御宴、また御慰勞を賜はるべき新宿御苑の御會等へは、御政務御獎勵のため勉めて、御臨幸あらせらる。學事兵事の儀は、特更に御精勵を加へさせられ、また事業發達の目的あるもの、外交上に關係深き御儀には、分けて御勉強の行幸ありと伺はれたり。
 時々諸府縣上下の民情、深く御觀察あらせられたため御巡行數十日に涉れる御事あり、これ地方長官が、かてて地方の狀況を奏聞せるものと、一々實地に御對比あるべきことと承る。
 また毎年の秋期、各地に催す所の、陸軍大演習には、必ず行幸あらせられ、獨り軍事の御統裁のみならず、御間に、旁ら地方の情況を、廣く御下問ありて、下民のために御憂念あらせらるること、常に深かりき。
 行幸のことは、聖上かてて御留意篤き所よりして、百般の事情、臣民の及ばぬ程に、觀慮を備ませらるること多し、わけて地方に御巡幸ある折は、山陵を拜せられ、神社を御崇敬あり、官衙の御巡覽、學校の御臨察、忠臣、孝子節婦、義僕等が、大義名分のため、身命を犠牲に捧げ、郷國を救ひ、衆人を助くる如き、壯烈なる偉行は、非常に御感激遊ばされ、直ちに侍臣を遣はされて、或は祭祀料を賜ひ、或は閑里に姓表すべき方法をも賜ひて、光榮以て一郷を御獎勵遊ばさる、こと實に少からず。
 地方御巡幸の際、勤王世に功益を留めし者は勿論、隠れたる一世の篤行者を、御詮議あらせられ、必ず養老の典を行はれ、窮民を賑恤し給ふこと等、到る處にいつも慈善の

御沙汰多くして、恩露の民くさに霑ふもの固より枚擧に遠
あらず。
かくも御仁慈に厚き、御盛徳を以て、行幸あらせらるゝ
か故に、四海兆民みな、聖旨の有り難きを、胸臆に銘し、
府の内と外とを問はず、行幸園簿の過ぎさせらるゝ折は、
恰も群兒か父母の慈顔を喜ぶよりも急なりき、下民は善く
威嚴になつきて、わが大君のことなれば、山行かば、草蒸
す屍、海行かば、水漬く屍と、いづれもおのが一身を惜ま
ずして、いつも變はらぬ、御奉公振りを願はずものもみな
り、これは行幸記事の新聞上に見ゆる度に、注目せん人は
必ず眼眸に疾く映する所の一事なり、由來する所いと深き
を知るべき也。

明治時代中央官制官更迭大略史

(例言)

一、所謂御一新時代は萬事勿卒の際に屬し、中央官制の如きも、時の必要に應じて臨時改定施行したれば、十八年十二月の内閣官制實施以前は混亂紛雜を極め、これを系統的に叙すること甚だ容易ならず。故に今は元年正月、元年二月、元年閏四月、二年五月等、大改正を施されたる時は從つて別々にこれを叙し、是等の變遷に拘らず一貫して存したる議定、參與等をのみ一括して記せり、二年七月大政官改定以後十八年の内附官制實施に至る迄の參議も亦同じ。
一、議定、參與、參議等、年次に拘らず一括して記せるものには、各姓名の傍に就任退任の年月を附記し、並て參考に便し、各省卿太輔及び各省大臣等更任の場合にも亦、次任者の傍に左官年月を附記し、以て前任後任の關係を明かならしむるに便したり。その初任者に概ねこれなきは官制改定の年月若くは内閣成立の年月に直ちに就任したるものなることを示す。
一、官制の改廢官吏の就退等、その年月は多く顯要職務補任録に據る。

一、慶應三年十二月九日、有栖川宮、山階宮、仁和寺宮及屏張、越前、土、薩摩、安藝の五藩主、並五藩の諸老臣參朝し、爰に王政復古の大號令を發布す、其の要に曰く
徳川慶喜の政權返上の聽許し、王政復古國威挽回の基を立て、自今は攝政、關白幕府等を廢し、假に總裁、議定、參與の三職を置きて萬機の政務を行ひ、諸事總て神武帝創業の始に原き、縉紳、武弁、堂上、地下の別なく、至當の公議を竭し天下と休戚を同じくせらるべき歡慮につき、各勉勵して舊來驕惰の汚習を一洗し

盡忠報國の誠を以て奉公すべし
 と、即ち有栖川宮熾仁親王を總裁と爲し、
 仁和寺宮嘉彰親王以下十人を議定に、大原
 重徳以下十二人を參與に任じ事を執らしめ
 維新大業の基礎乃ち成る。當時之を稱して
 御一新と云ふ。

一、元年正月、太政官代を九條道孝の邸に置
 き、三職をして此に萬機の政務を總判せし
 む。次いで正月十七日、太政官中に神祇
 内國、外國、陸海軍、會計、刑法、制度の
 七科を分設し、各科には總督を置き、以て
 行政事務を掌らしめ、總裁、議定の外別に
 副總裁を置きて總裁を輔けしむ。
 總裁には皇族これに任じ、副總裁は議定之
 を兼ね、議定は親王、公卿、諸侯を以て之

に任じ、更に參與を置きて一卿及諸藩士を
 以て之に任ず、議定及參與にして各科の總
 督を兼任するものあり、參與を以て各科の
 事務掛に任せらる、者亦多し。參與には上
 下の別ある、上參與は公卿を以て之に任じ
 下參與は各藩より之を選任し、而して神祇
 科の外、各科の事務掛は總て下參與を以て
 之を兼任せしむ。故に當時の政勢は殆ど全
 く諸藩出身の下參與によりて分掌せられぬ
 一、次いで元年二月、天皇大政官代に臨み、
 三職七科を改め、三職を以て總裁、神祇、内
 國、外國、軍防、會計、刑法、制度の八局に分
 つ。總裁局に總裁、副總裁、輔弼、顧問を
 置き、各局に督、補、及判事若干人を置き、
 各議定參與を以て之を兼補す。

三

職

慶應三年十二月九日定、
 元年閏四月二十一日改定

總裁

有栖川宮熾仁親王

副總裁

三條實美
 岩倉具視

元年正月總裁局中に置
 く、同閏四月廿一日廢

顧問
 木戸孝允
 大久保利通
 小松清廉
 後藤象二郎
 元年二月總裁局中に置
 き、閏四月廿一日廢

議定

參與

- | | | |
|---------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 嘉彰親王 <small>仁和寺宮</small> | 大原重徳 <small>公卿</small> | 田中不二麿 <small>名古屋藩士</small> |
| 晃親 <small>山階宮</small> | 萬里小路博房 <small>同</small> | 辻維嶽 <small>廣島藩士</small> |
| 中山忠能 <small>公卿</small> | 長谷信篤 <small>同</small> | 櫻井元憲 <small>同</small> |
| 正親町三條實愛 <small>同</small> | 岩倉具視 <small>同</small> | 久保田秀雄 <small>同</small> |
| 中御門經之 <small>同</small> | 橋本實梁 <small>同</small> | 中根師賢 <small>福井藩士</small> |
| 島津茂久 <small>鹿兒島藩主</small> | 小松清廉 <small>鹿兒島藩士</small> | 酒井忠溫 <small>同</small> |
| 徳川慶勝 <small>名古屋藩主</small> | 岩下方平 <small>同</small> | 毛受洪 <small>同</small> |
| 淺野茂勳 <small>廣島藩主</small> | 西郷隆盛 <small>同</small> | 後藤象二郎 <small>高和藩士</small> |
| 松平慶永 <small>福井藩主</small> | 大久保利通 <small>同</small> | 神山郡廉 <small>同</small> |
| 山内豊信 <small>高知藩主</small> | 丹羽賢 <small>名古屋藩士</small> | 福岡孝弟 <small>同</small> |
| 長谷信篤 <small>公卿</small> | 正親町公董 <small>公卿</small> | 鷺尾隆聚 <small>公卿</small> |
| 岩倉具視 <small>公卿</small> | 鳥丸光徳 <small>同</small> | 伊藤博文 <small>山口藩士</small> |
| 三條實美 <small>公卿</small> | 戸田忠至 <small>京都藩士</small> | 木戸孝允 <small>同</small> |
| 伊達宗城 <small>和島藩主</small> | 溝口貞直 <small>熊本藩士</small> | 林通顯 <small>和島藩士</small> |
| | | 松室重進 <small>公卿</small> |
| | | 植松雅言 <small>同</small> |
| | | 坊城俊章 <small>同</small> |
| | | 五辻安仲 <small>同</small> |

輔弼

中山忠能
正親町三條實愛

嘉言親王 聖護院宮
德大寺實則 知恩院宮
博恭親王 後華頂宮
細川喜延 熊本藩主
萬里小路博房 久
織仁親王 有栖川宮
鷹司輔熙公 卿
近衛忠房 同
鍋島茂實 佐賀藩主
白川資訓 右直大
龜井茲鑑 津和野
鍋島直正 佐賀藩主
蜂須賀茂韶 德島藩主
毛利廣封 山口藩主
東久世通禧公 卿
池田章政 岡山藩主
池田慶德 島取藩主

津田信弘 同
田宮篤輝 名古屋
三岡公正 後井藩士
十時維惠 柳川藩士
西園寺公望 公
荒川良知 名古屋
林左門 同
東久世通禧公 卿
德大寺實則 同
久我通久 同
壬生基修 同
四條隆詩 同
廣澤真臣 山口藩士
井上馨 同
小原忠寬 大垣藩士
揖取素彦 山口藩士
土倉正彦 岡山藩士

吉井德春 鹿兒島
松尾相永 公
松尾相保 同
高倉永祐 同
四條隆平 同
岩倉具定 同
柳原前光 同
土肥實匡 因幡藩士
秋月種樹 高鍋藩主
青山貞越 前藩士
白川資訓 公 卿
大原重德 同
正親町實德 同
中院通當 同
三條西季 知同
石山基正 同
吉田良義 同

中川元續 同
平田鐵胤 秋田藩士
長岡護美 弟後藩主
荒尾成章 因幡藩士
橋本實麗 公 卿
副島種臣 佐賀藩士
長谷川景隆 同
大隈重信 同
中山忠愛 公 卿
成瀬正肥 大山藩主
坊城俊正 公 卿
橫井時存 佐賀藩士
小河一敏 岡山藩士
大木喬任 佐賀藩士
井上長秋 鹿兒島
橋本實陳 公 卿
大原重朝 同

淺野長勳 廣島藩主
大原重德 公 卿

▲七

科

元年正月十七日置
同二月廿日改定

| | |
|-----|------------------|
| 務事 | |
| 神祇 | 中山忠能 織仁親王 |
| 內國 | 正親町三條實愛 德大寺實則 |
| 外國 | 三條實美 晃親王 |
| 海陸軍 | 岩倉具親 嘉彰親王 |
| 會計 | 岩倉具親 中御門經之 |
| 刑法 | 長谷信篤 細川護久 |
| 制度 | 萬里小路博房 鷹司輔熙 |

西四辻公業 公 卿
長谷信成 同
東園基敬 同
醍醐忠順 同
寺島宗則 鹿兒島
町田久成 同
五代友厚 同
木村貞通 熊本藩士

龜井茲監 津和野
岩倉具綱 公 卿
井關盛良 藩士
土肥典膳 備前藩士
吉田良榮 公 卿
平松時厚 同
萬里小路通房 同
愛宕通旭 同
鴨脚光長 同
五條為榮 同
堤哲長 同

木戶孝允 同
小松清廉 同
後藤象二郎 同
鍋島直大 佐賀藩主
河野公誠 公 卿
淺野長勳 廣島藩主
細川護久 熊本藩主
澤宣嘉 公 卿
板垣退助 高知藩士

| 掛 | 務 | 事 | 督總 |
|------|------|------|-----------------------|
| | | | 白川資訓 近衛忠房 |
| 久我通久 | 醍醐忠順 | 廣澤真臣 | 松平慶永 山内豐信 嘉言親王 |
| 木戶孝允 | 井上馨 | 伊藤博文 | 伊達宗城 東久世通禧 澤宣嘉 |
| | | 林通顯 | 島津忠義 |
| | | 戶田忠至 | 淺野茂勳 西四辻公業 博經親王 |
| | | 木村貞通 | |
| | | 揖取素彦 | 三岡正公 福岡孝弟 田中不麿 |

八

局 元年二月二十日置
同月四月廿一日改定

| 總 | 裁 | 副總裁 | 補 | 弼 | 顧問 |
|------|------|------|------|---|----|
| 熾仁親王 | 三條實美 | 中山忠能 | 木戶孝允 | | |

| 局裁 |
|------------------------|
| 岩倉具視 正親町三條實愛 |
| 大久保利通 小松清廉 後藤象二郎 |

| 判 | 補 | 督 | |
|---------------|----------------|-------|-------|
| 龜井茲監 平田鐵胤 | 白川資訓 吉田良者 | 熾仁親王 | 神祇事務局 |
| 井上馨 井關盛良 | 伊達宗城 東久世通禧 | 晁親王 | 外國事務局 |
| 寺島宗則 伊藤博文 | 松平慶永 | 德大寺實則 | 內國事務局 |
| 五代友厚 伊藤博文 | 土肥實匡 青山貞 | 嘉彰親王 | 軍務事務局 |
| 廣澤真臣 大久保利通 | 津田信弘 吉井德春 | 中御門經之 | 會計事務局 |
| 大村永敏 | 淺野茂勳 | 近衛忠房 | 刑法事務局 |
| 鴨脚光長 | 細川喜延 蜂須賀茂詔 | 鷹司輔熙 | 制度事務局 |
| 荒尾成章 | 萬里小路博房 鍋島齊正 | | |
| 橫井時存 | 福岡孝弟 松室重進 | | |
| | 寺島宗則 副島種臣 | | |

| |
|------------|
| 事 |
| 大隈重信 平田鐵胤 |
| 後藤象二郎 田宮篤輝 |
| 小松清廉 長谷川景隆 |
| 大木喬任 小川一敏 |
| 井上長秋 |

一、元年閏四月十二日、曩に(三月)煥發せられたる五條の勅誓に基きて三職八局を廢し更に分ちて議定、行政、神祇、會計、軍務、外國、刑法の七官となし、立法、行政、司法の三政を分掌せしむ。而して議定官は上下二局に分ち、上局には議定、參與、史官を置き下局には議定、議員を置く、行政官には輔相二人、辨事十人權辨事若干人を置き、神祇官以下には知事一人、副知事一人

判官及權判官若干人を置きて各その事務を分擔せしむ。
一、元年十二月十三日、別に知學事を置く。
一、三年四月八日、更に民部官を置き府縣事務を總掌せしむ。職制各官に同じ。
一、從來の議定、參與は議政官に屬せしめ、九月十九日、更に行政官に入る、各官の知事、副知事、多く議定、參與を以て任す。
一、二年五月十三日、天皇太政官廳に親臨

| | |
|-----|---------------------------------|
| 事 | 知 |
| 神祇官 | 應司輔熙 近衛忠房 中山忠能 |
| 會計官 | 萬里小路博房 中御門經之 |
| 軍務官 | 嘉彰親王 |
| 外國官 | 伊達宗城 澤宣嘉 |
| 刑法官 | 山内豐信 大原重德 池田章政 正親町三條實愛 |
| 知學事 | 山内豐信 |
| 民部官 | 蜂須賀茂韶 松平慶永 |

輔相

三條實美
岩倉具視

辨事

坊城俊章
鳥丸光德
勘解由小路資生
秋月種樹
神山郡廉

門脇重綾
田中不二磨
丹羽賢
青山貞
五辻安仲

し、詔して曰く
治亂安危の本は任用其人を得ると得ざると
にあり。故に今敬で烈祖の靈に告げ、公選

法を設けて更に輔相、議定、參與を登庸す
と。因て三等官以上を公選投票せしめ、五月
十五日改めて當選者を各々其職に任せしむ。

副知事

總井 茲監
福藏 美靜

大隈 重信

長岡 護美
大村 永敏
有馬 頼成

東久世 通禧
鍋島 直大
小松 清廉
大隈 重信
寺島 宗則

池田 章政
神山 郡廉
佐々木 高行

秋月 種樹

廣澤 真臣

一、二年七月八日、再び官制を改革し、行政官及び上局會議を止めて神祇、太政二官、民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省、大學校、海軍、陸軍、彈正臺等を置く。神祇官を太政官より分ちて其の上に置く。且つ從來の輔相、議定、參與を廢して太政官中に右大臣、大納言、參議を置き、各省に卿、大輔を置いて、概ね參議より之を兼ねしむ。

一、三年閏十月工部省を置き、鑛山、製鐵、燈臺、鐵道、電信等の事を掌らしむ。
一、四年七月更に太政官の官制を改め、太政官を上院とし、左右二院を置き、左院は法制を議定し、右院は諸省長官の機務を審議せしむ。乃ち從來の右大臣を廢して太政大臣を置き、太納言を廢して左右大臣を置く。尙民部省を大藏省に併せ、刑部省彈正臺を合して司法省と爲し、大學を廢して新に

右大臣
三條 實美

二年七月八日置
四年七月廿九日廢

大納言
岩倉 具視

二年七月八日置
四年七月廿九日廢

德大寺 實則
鍋島 直正
中御門 經之
正親町 三條實愛

參議
副島 種臣

二年七月八日置
十八年十二月二十二日廢

前原 一誠
大久保 利通
廣澤 眞臣
佐々木 高行
木戸 孝允
大隈 重信

文部省を置く。

一、五年二月、兵部省を廢して陸海軍兩省を置き、三月神祇省を廢して教部省を置き、祭典を式部寮に、宣教を教部省に屬せしむ。ついで六年四月、教部省を廢し大教院を置く。六年十一月更に民部省を復して内務省と稱し、内閣と諸省とを分立せしめ、十四

年十月更に舊制に復して參議省卿兼任とす。十一月更に各省從來の事務章程を廢し、諸省事務通則を定む。
一、十三年十二月、參議の省卿兼任の制を廢す。
一、十四年四月、新に農商務省を置く。

四年七月廿七日置
太政大臣
十八年十二月廢
三條實美

右大臣
四年八月太政官中に置く
十八年十二月廢
岩倉具視

左大臣

島津久光
七、四、二七、八、一〇、二七
燻仁親王
一、三、二八、八、二、三三
內閣顧問
六年十二月二十五日置
二十年九月十六日廢
島津久光
六、二、二五、七、四、二八
木戸孝允
九、三、二八、一〇、五、二六
黒田清隆
一、五、二、二〇、九、二六

木戸孝允
四、六、二五、七、五、一三
西郷隆盛
四、六、二五、六、一〇、二四
板垣退助
四、七、一四、六、一〇、二五
大隈重信
四、七、一四、一、〇、二五
後藤象二郎
六、四、二九、六、一〇、二五
大木喬任
六、四、二九、九、一八、二二
江藤新平
六、四、二九、一、〇、二五
大久保利通
六、〇、三三、六、一〇、二五
副島種彦
六、〇、三三、五、一八、二二
伊藤博文
六、〇、三三、五、一八、二二
勝安房
六、〇、三三、五、一八、二二
寺島宗則
七、八、二八、六、一〇、二五
伊知地正治

山縣有朋
七、八、二八、一、八、二二、三三
黒田清隆
七、八、二八、一、八、二二、三三
木戸孝允
八、三、二八、九、三、二二
板垣退助
八、三、二八、一、八、二二、三三
西郷從道
八、三、二八、一、八、二二、三三
川村純義
七、七、二九、一、八、二二、三三
井上馨
三、九、一〇、一、八、二二、三三
山田顯義
三、九、一〇、一、八、二二、三三
松方正義
三、九、一〇、一、八、二二、三三
大岡山義
三、九、一〇、一、八、二二、三三
福岡孝弟
三、九、一〇、一、八、二二、三三
佐々木高行

二年七月八日改正後四年七月に至る迄の各省卿大輔

| | |
|----|---------|
| 神祇 | 中山忠能 |
| 民部 | 松平慶水 |
| 大藏 | 松平慶永 |
| 兵部 | 缺 |
| 刑部 | 正親町三條實愛 |
| 宮内 | 萬里小路博房 |
| 外務 | 澤宜嘉 |

| | | | |
|----|--------------|--------------|---------------|
| 卿 | 三條實美 | 伊達宗城 | 伊達宗城 |
| 大輔 | 白川資訓 近衛忠房 | 廣澤眞臣 大隈重信 | 大隈重信 |
| 輔 | 大木喬任 | 大村永敏 前原一誠 | 佐々木高行 齋藤利行 |
| | | 鳥丸光徳 | 寺島宗則 |

明治四年官制改正後十八年十二月内閣官制實施に至る迄の各省卿大輔

| | |
|-----|--------------------------------------------------------|
| 教部 | 大木喬任 |
| 宮内 | 德大寺實則 伊藤博文 |
| 内務 | 大久保利通 大隈重信 木戸孝允 佐野常民 伊藤博文 大久保利通 松方正義 |
| 大藏 | 大久保利通 |
| 陸軍 | 大山巖 |
| 海軍 | 安房 大木喬任 |
| 司法 | 岩倉具視 副島種彦 |
| 外務 | 井上馨 |
| 工部 | 伊藤博文 |
| 文部 | 大木喬任 木戸孝允 |
| 農商務 | 河野敏鎌 |

御製▲謹題序

持明院子爵、丹羽子爵、三好男爵、藤枝男爵、四元學士謹輯

明治天皇史

(前編)

菊大版四百頁、綿布クロース金文字入
頗美本函入、寫真版數十種入

▲定價金貳圓 分特價金壹圓四拾錢

郵税金拾貳錢
海外同四拾五錢

本書は御盛徳一般、御年譜、詔勅集、御逸話等詳細に記し奉りたる日本現代史にして明治聖世の絶好記念書たると同時に亦國民教育の大寶典也日本臣民たる者は須く一部を藏して此の鴻大無邊の御恩徳を永く後世に傳へざる可からず然して本書の講讀者には縦四尺横一尺五寸の兩陛下以下二十名の上等紙刷御肖像大附録を進呈す

御製、伊東元帥、東郷大將、高崎男爵謹書
謹題序、持明院子爵、丹羽子爵 四元學士謹輯

明治天皇御製書譜 新天皇錄 (後編)

▲定價金貳圓 分特價金壹圓四拾錢

郵税金拾貳錢
海外金四十五錢

本書は 明治今上兩陛下を始め奉り皇后陛下皇太后陛下の御日常を

記し奉りたる古今未曾有の大寶典にして亦國民教育の資料明治聖代の絶好記念書なり日本國民たる者必ず一卷を拜せざる可からず

明治天皇最近御尊影

横一尺五寸縦一尺二寸金文字袋入
實費額布金五拾錢送料八錢
明治天皇最近の御眞影にして臺紙附の大額
面用也本會の他に求むるを得ず

明治天皇御大葬御寫眞

横一尺五寸縦一尺二寸金文字袋入
實費額布金五拾錢送料八錢
明治天皇最近の御眞影にして臺紙附の大額
面用也本會の他に求むるを得ず

今上兩陛下御眞影 (宮城付)

横一尺五寸縦一尺二寸金文字袋入
今上兩陛下及宮城臺紙附の大額面用也
▲定價九拾錢なるも此際十萬部限り實費金
五拾錢郵税八錢を以て頒布す

今上天皇陛下大御眞影

縦一尺五寸横一尺二寸金文字袋入
今上陛下大御眞影臺紙附の大額面用也
▲實費額布特製金五拾錢送料八錢、並製實
費送料共金參拾錢但し並製は筒入りの上等
製とす

皇后陛下大御眞影

縦一尺五寸横一尺二寸袋入
皇后陛下大御眞影臺紙附の大額面用也
▲實費額布特製金五拾錢送料八錢、並製送
費共實費金參拾錢但し並製は筒入りの上等
製とす

以上五種の御眞影は本會寫眞部に於て謹寫明治天皇崩御、今上陛下御即位の絶好記念として實費を以て普く一般國民に頒布す、日本臣民たる者須く御眞影の一部を拜戴するに躊躇する勿れ

▲御製 伊東元帥、東郷大將 謹題序 長谷場文部大臣、高崎男爵、謹書 謹題序 持明院子、丹羽子、四元學士謹撰

明治 天皇 御大葬誌

▲定價金貳圓 特價金壹圓四拾錢

菊版三百余頁、金布クロース金文字入寫真
數十種(アト上等紙)
記事滿載頗美本函入
郵税金十二錢
海外同四十五錢

本書ハ古今未曾有ノ御大葬誌ニシテ先頭第一ニ 明治天皇ノ御幼時ヨリ御大葬ニ至ル迄ノ一切ノ御寫眞ヲ拜寫シ奉リ加之ニ 皇太后陛下等一切洩ス處ナク謹寫シ奉リ普ク一般臣民ニ頒布ナシ一ハ以テ國民教育ノ資料トシ一ハ以テ聖世絶後ノ好記念書トス、以上御尊影ノ外明治大帝ノ御聖德御逸事集御製歌集等ヲ記シ奉リタレバ日本國民タルモノハ必ズ一卷ヲ備ヘ子孫ニ家寶トシテ傳ヘザルベカラズ

西大將、三好中將、題辭 四元學士著

嗚呼乃木大將

日本國民は、明治天皇に殉死したる明治武士の典型乃木將軍傳を備ふべし

菊大版三百頁總クロース金文字入
記念寫真數百種大美本
正價金壹圓六拾錢

六法 國民大鑑 完

東久世伯、平田内務大臣、松田、清浦、兩前司法大臣、題辭 勝本博士、高木博士、序 四元學士、坂井學士、共著
岡部司法大臣、松岡前農商務大臣、藤枝男爵、梅博士、題辭 雉本博士、入水學士、序 高橋學士、今井學士、共著
本書ハ國民ノ日常最モ必要ナル憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法ノ六法ヲ主トシテ一條毎ニ丁寧ナル講義ヲ附シタル一大寶典ニシテ日常須要ノ諸法律ヲ講義セシ物ナルヲ以テ苟クモ我日本ノ領土内ニ生活スル七千萬ノ我同胞諸君ハ是非一本ヲ備ヘ家庭ノ顧問トセサルヘカラズ各地好評噴々歡迎ノ聲止マズ

總クロース上製金文字入大美本
菊大版紙數一千頁以上函入
(近刊) 定價貳圓五拾錢、特價貳圓

人事 百科全書 完

東久世伯、野津元帥、平田内務大臣、松田、清浦、兩前司法大臣、題辭 小河博士、高木博士、序 四元學士、共著
岡部司法大臣、後藤遞信大臣、藤枝男爵、三好男爵、梅博士、題辭 高田博士、須古學士、序 高橋學士、共著
本書ハ名ノ如ク亦諸大新聞ノ批評ノ如ク人事百科全書ヲ漏サス輯録シ之レニ一々諸手續ノ方法及註釋ヲ附シタル天下無二ノ大著ニシテ七千萬ノ我同胞ニ取リテハ眞ノ相談役ナリ

總クロース上製金文字入大美本
菊大版紙數七百五十頁以上函入
(第七版) 特價壹圓九拾錢

自修 法律教師 完

二條公、野津元帥、東久世伯、松田、清浦、兩前司法大臣、題辭 大隈伯、勝本博士、小河博士、須古辯護士、序
岡部司法大臣、後藤遞相、大浦農相、長谷場文相、梅博士、藤枝男爵、梅博士、雉本博士、高木博士、入水法學士、序
本書ハ名ノ如ク如何ナル難問題タル法律事件ト雖モ氷解シ眞ニ法律教師ノ名ニ辱チヌ著者、四元學士ノ

總クロース上製金文字入大美本
菊大版紙數一千頁以上函入
(再版) 特價貳圓五拾錢

如何ニ困難ナリシカラ察スルニ足ル、諸官公吏ハ許ヨリ一般國民日常ノ顧問ニシテ亦法律初學者ノ最良教科書ナリ

東久世伯、清浦前司法大臣、平田内務大臣、題辭 梅博士 高田博士 岡村博士 序
岡部司法大臣、松岡前農商務大臣、三好男爵、題辭 小川博士 勝本博士 雉本博士 序

帝國法律大全 完

帝國法律學會 編輯局 編纂
總クローズ上製金文字入 菊大版一千二百頁以上
(第四版) 定價金貳圓

本書ハ明治初年以來明治四十五年ニ至ル一班諸法規ヲ洩サス編輯セシ萬民必携ノ大卷ナリ

二條公、東久世伯、松田、清浦前司法大臣、平田内務大臣、題辭 大隈伯 雉本博士 須古辯護士 序
岡部法相、後藤遞相、大浦農相、藤枝男爵、三好男爵、梅博士、勝本博士、高木博士、入水法學士 序

法律民事要鑑 完

四元學士著
總クローズ上製金文字入 大美本
菊大版紙數七百五十頁以上 函入
(第二十六版) 特價金貳圓五拾錢

本書ハ階級ノ上下ヲ論セス一般國民ノ必要ナル事ハ今更茲ニ喋々ヲ要セス諸大新聞ノ好評ニ依リテモ明也光榮アル本書ハ亦一般國民ノ後見人トシテ必ス座右ニ一本ヲ備フヘキ相談相手ナリ今ヤ三十六版出ツ好評天下ニ雷名ス

東久世伯、持明院子、岡部法相、後藤遞相、題辭 梅博士 雉本博士 高木博士 序
大浦農相、清浦子、三好男、長谷場文相、題辭 勝本博士 岡本博士 入水學士 序
帝國法律學會 編輯局 編纂

帝國法律大辭典 全

總クローズ上製金文字入 大美本函入
菊大版紙數八百頁以上
(近刊) 定價金貳圓五拾錢

本書ハ法律語ノ意義ヲ解釋シタル書ニシテ法律學ヲ學ハントスル人ノ教師トナリ亦日常百般ノ顧問トシテ種々ナル難解ノ事件モ本書ノ爲メニ氷解セラレル有益ノ書ナリ

故野津元帥、西大將、川村大將、三好中將、上原中將、題辭 大隈伯爵演述 帝國軍人會編著
藤田少佐、前田大尉、猪瀬大尉、水島主計、松井中尉、三浦中尉、蟠川中尉 序

帝國軍人大學 全

總クローズ金文字入
四六版紙數八百頁以上
(四版) (特價金壹圓四拾錢)

本書ハ在郷軍人及ヒ將來入營スベキ青年諸君ノ指導者トナリ教科書トナリ、亦其兄弟父母ノ參考書トナリ荷クモ 陛下ノ赤子ハ皆一讀セサルヘカラズ

野津元帥、二條公、東久世伯、持明院子、三好男、平田内相、題辭 大隈伯、新渡邊博士、前田博士 序
岡部法相、後藤遞相、大浦農相、清浦子、長谷場文相、藤枝男爵、大浦子、村上博士、井上博士 序
編著

大日本百科全書 完

總クローズ上製金文字入 大美本、菊大版一千二百頁以上 函入ノ大美本(初版)特價金貳圓五拾錢

各大臣博士各伯子男爵題辭 各博士各學士序 四元學士著

法學博士 完

總クローズ上製金文字入 大美本 菊大版一千二百頁以上 函入美本 (四版) 特價金貳圓五拾錢

各大臣各公伯子男爵題辭 各博士學士序 帝國大學會編著

帝國書翰文大全 完

總クローズ上製金文字入 大美本 菊大版八百頁以上 函入 (近刊) 特價金壹圓九拾錢

各大臣 公侯伯子男爵題辭 各博士學士女子教育大家序及校訂

家庭教師 完

大日本高等女學會編著 總色クローズ上製金文字入 大美本 菊大版一千頁以上 函入 (四版) 特價金貳圓參拾五錢

各大臣及公侯伯子男爵 各博士各學士序 帝國大學會編著

明治いろいろは大辭典 完

大浦前農商務大臣 松岡前農商務大臣題辭
農學博士農學十序 大日本振農會新著

總クローズ上製金文字入頗美本 菊大版五百
頁以上 (近刊) 特價金壹圓四拾錢

農家 農業 教師 完

本會發行ノ書籍ハ皆專門大家カ多年苦心ノ結果著述ナリシモノニシテ天下無比ノ有益ナル書ナリ然シ
テ各記載ノ如ク如何ナル方面ヲ不論希望隨意ニ何書ニテモ發送スルモノニヨリ續々申込アラシコトヲ
切望ス

總クローズ金文字入上製函入菊大版一千頁以
上 (初版) 特價金貳圓五拾錢

佐々木侯、東久世伯題 子爵持明院基哲著

國民 教育 修養大鑑 完

本書ハ持明院子爵ノ熱血ヲ注カレタル天下無比ノ大著ニシテ亦一般國民ニ取
リテハ無二ノ寶典ナリ、官公吏、銀行會社員、學生、農工商家、宗敎家、醫師、教育家
等何レモ本書ニ依リテ眞ノ光明ヲ見煩悶ヲ除去スル事ヲ得ベシ

色クローズ上製金文字入 頗美本菊大版
紙數五百頁以上函入 定價金壹圓五拾錢
(近刊)

佐々木侯、東久世伯、持明院子
三好男、藤枝男、各題辭 四元學士著

七轉 一二十五年之夢 完

本書ハ筆尖デ無ク赤心デ書イタ現代唯一ノ快著ナリ、著者ハ百難ヲ排シテ奮闘
努力スル現代ノ代表的青年也、故ニ現代ニ奮闘努力ス可キ使命ヲ有スル現代國
民ハ本書ヲ讀ンデ諸君ノ代表者タル著者ノ非凡ノ實行力ト非凡ノ識見ト非凡
ノ膽力ト非凡ノ元氣ト非凡ノ正直ト非凡ノ大膽ト非凡ノ細心ト非凡ノ才能ト
ヲ研究セザル可カラズ而シテ著者ノ如ク大ニ努力奮闘以テ國家ニ對スル諸君
ノ責任ヲ果サザル可カラズ (大日本國民教育會ニハ會員制度ノ便法アリ)

色クローズ上製金文字入頗美本
菊大版紙數五百頁以上函入
定價金壹圓五拾錢 (近刊)

本社出版及ヒ發賣ノ圖書ハ多數アルモ本錄ニハ最モ有望ナル物丈ヲ記シ他ハ外ノ目錄ニ之レヲ示ス

編輯所

東京市本郷
新花町

大日本國民教育會

(取次希望者ハ照會アレ)
(照會ハ返信料ヲ要ス)

電話下谷 五二二三
振替東京 七三六八
電信略號 コケ

發行所

東京市本郷區湯島
新花町六十三

東京國文社出版部

電話下谷 貳參九番
振替東京 七參六八番

東西兩本山高僧題序、眞宗報恩會編輯部編輯

眞宗寶典

完

菊大版五百頁以上、錦クロス
金文字入頗美本函入（非賣品）

眞宗報恩會々員ニ限り實費頒本會費金貳圓六拾錢也、郵税十二錢

51320
本書ハ在家節用トシテ普ク我真宗ノ流レヲ汲ム門徒ヘ實費ヲ以テ頒布スル趣
旨ニ出デタル古今未曾有ノ珍本ナレバ門徒タル者ハ必ズ壹部ヲ佛前ニ備ヘザ
ル可カラズ（頒布事務員希望者ハ照會スベシ）

本會ハ「眞宗寶典」ノ外親鸞上人始メ各寶物ノ御肖像等多々頒布スルモノナル
ヲ以テ御申込次第實費ヲ以テ送附スベシ（但シ頒布事務ハ各地支部ニテ取扱ハシム）

頒布所

東京市本郷區
湯島新花町

眞宗報恩會出版部

電話下谷五貳九番
振替東京七參六八番

~~342~~ 210.094
~~210~~ D25

終